

今治明德短期大学 研究紀要

第27集

目次

今治明德短大の新たなチャレンジ……………佐藤 晃 一…………	1
愛媛県の事業所における育児支援制度の実態と課題 ……………赤澤 淳子・三吉 愛子…………	3
An Analysis on Possible Influence on Peace of Conscientious Objection……………市川 ひろみ…………	17
立体作品の形と色……………岡本 直行…………	27
障害児のための音楽活動に関する研究 ー母子参加によるグループ音楽活動を中心にー……………小池 美知子…………	39
障害児保育担当者のための自閉症児とのかかわりに関する自主研修プログラムの試み ー幼稚園教諭に適用した事例の検討ー ……………重成 久美・井上 雅彦・山口 洋史…………	55
愛媛における連合国軍進駐と教育現場……………野口 学…………	65
社会及び職場における介護支援制度の効果と総合的な介護支援体制の検討 ー愛媛県における実態調査からー……………濱島 淑恵…………	79
健康状態調査による短大生への個別健康指導の試み I ……………原 映子・河野 弘美・阿部 清子…………	91
服装の色に関する意識調査 ー介護学生と施設利用者を比較してー ……………真鍋 誠子・中西 南・伊藤 敏乃…………	103
シュリ スワミ サマルスの示した超能力の種々相について……………渡部 英機…………	111

平成 15 年 3 月

今 治 明 徳 短 期 大 学

今治明德短大の新たなチャレンジ

学長 佐 藤 晃 一

NEW TRIALS OF OUR COLLEGE
SATO, KOICHI

平成14年度学校基本調査（文部科学省）によれば、やや下げ止まりの感はあるものの短大を取り囲む環境は依然厳しい。多くの短大が競って4大化したこともあるが、新規高卒者の大学（短大含む）志願率が過去最高の56.1%あるなかで4大47.3%であり、進学率では44.8%（4大）と8.1%（短大）となる。高学歴化と実学志向が進行し、短大は大学・専門学校・就職・専修学校に次いで第5の進路とされている。ただ、大学転換という形で短大が淘汰された結果、志願者の減少あるいは志願倍率の低下は収束に向かっていると評価される。すなわち、真に短大で学びたいという学生が来るわけであって、短大再生の新たな努力が求められるゆえんである。

いま、高等教育を回る状況は；大学と社会の境界が消滅し学生生活が多様化、高い生涯学習のニーズ、絶えざる自己点検・評価による自己改革、の3点にある。第3点は当然として、前2者はまさに短大にとってうってつけの状況ではなからうか。

短大は高卒後の早い段階で専門学習を含む人格教育を行うが、高等教育のファーストステージとして学生の進路決定に柔軟に対応することができる。教育は学ぶ側の目的意識が不可欠であるが、高卒直後にはまだまだ自分の将来についての確かな目標が定まっておらず、それが従来の教養（部）教育の失敗につながった。その点、専門を学び資格に挑戦するという短大では、具体的に将来の可能性の一つを習得するという中で学生が自己の将来を考える機会となる。それは、4大がこぞって3年次編入学制度を設ける方向と相まって、学生に勉学の自由度を高め、多様な教育体系を構築する基本となり得ることを示している。

生涯学習に関しては2つの道がある。一つは公開講座やテレビなどメディアを用いた学習（放送大学など）のような地域社会へのサービスの充実であり、特に高齢化社会ではその需要が高まる方向にある。今ひとつがリカレント教育の提供、すなわち社会人が新しい専門職種に転換することを助けることである。この点に関しては、今治明德短大の社会人コースは実に適切な機能を果たしているわけであるが、一般学生とは異なる高度の学習意欲に応える必要があり、今後さらに充実したプログラム（特別メニュー）を準備しなければならない。

さらに、生涯学習第3の道が考えられる。それはリフレッシュ教育であって、ある専門をもっていったん卒業した学生に、その後の日進月歩する理論や技術を教授するという、彼らが現場で身をもって体験した課題に解決を与え、さらに能力・適性を高めることである。これは従来は、もっぱら意欲的な教授、意欲的な卒業生が個人的なつながりの中で行っていたものであったが、これを大学教育のルーチン化することにより、恒常的にかつシステムとして貢献する業務としなければならないものとする。

リカレント教育にせよリフレッシュ教育にせよ、本人がそれを受けようとする気持ちを

持たせるために最も大切といわれるのが、パーソナル・ケアあるいは接触であるといわれる。社会人として主体性のある生活を経験した人にとっては、ある種の課題を抱えあるいは希求を持つ場合に、一般的な説明・説得は意味をなさない。やはり具体的な、パーソン・ツー・パーソンの接触が安心を与え、本人の意思形成のためのアドバイスたり得るのである。すなわち、指導よりも助言ないしはヒントが求められているのである。

特に、忙しさに埋没しそうな第1線の仕事をし、ある程度の経験を積み自信も得ながら、なお向上を目指すことは実は言うべくして難しい。しかしながらここで、忙しい、私もエキスパートなのだと言うことに妥協したとき、成長が止まり「並の」人で終わることになる。それをもう一步進めさせるのがリフレッシュ教育であり、我が今治明德短大の卒業生が、「さすがに」と言われるような社会的存在となるのである。同時に私たちが、決して明短の教育は在学2年間で終わらないよというメッセージを社会に発信することが、明短教育が他の大学とは違うのだという、個性化であり信頼を得る道ではないだろうか。

厳しい社会環境は短大だけではない。(4年制大学にしても)明確な教育理念を持ち、よその大学とは違うよと言う個性的なあり方・主張がなければ、学生が選ぶ時代の高等教育機関として生き残れない。今治明德短大も、多様な社会のニーズに応え、その中で生き残っていかとうとする教員一人ひとりの意欲によって、新しい生涯教育システムを構築し、社会をリードする存在とならねばならない。

愛媛県の事業所における育児支援制度の実態と課題

赤澤 淳子・三吉 愛子

(今治明德短期大学) (西広島福祉学院)

問題と目的

少子化時代の到来を機に、子どもを健やかに育てるための環境作りへの関心が高まってきた。就労する女性が増える中、仕事と子育ての両立の負担感を軽減し、安心して子育てできる環境整備を進めるための意識改革とサービスの充実は、特に重視される施策の柱である。この施策の積極的推進に欠かさないのが、職場や企業等の雇用環境の整備である。

そのためのいくつかの法制度が整備されてきた。1991年5月8日に「育児休業に関する法律（育児休業法）」が成立し、1992年4月1日からは、常時30人を超える労働者を雇用する事業所に対して、子どもが満1歳に達するまでの育児休業および勤務時間短縮等の措置が義務づけられた。また、同法はその後改正され、1995年4月1日からは、規模30人以下の事業所も含めて、全ての事業所に対して適用されることとなった。これにより、満1歳未満の子どもを養育する男女労働者は、事業所に申し出ることにより、育児休業を取得できるようになった。また、高齢化が進展する中、労働者が仕事を継続していく上で、家族介護が大きな問題となってきたことを背景に、同法には1995年6月5日に、介護に関する規定が加えられ「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」と改称された。また、同年10月1日からは、育児・介護等について、再雇用特別措置等が事業所の努力義務となった。さらに、この法律は1997年6月11日付けで改正されて、育児や介護を行う労働者の深夜業を制限する制度が新設され、1999年4月1日からは、さらに事業所による規定が義務づけられた。同法はさらに、2001年にも改正されて、時間外労働の制限、育児休業対象児の年齢の引き上げなどが盛り込まれ、2002年4月1日から施行されるに至っている。

また、このような制度の整備とならんで、様々な機関による、仕事と育児・介護の両立支援のための取組みも行われてきた。その好例は、21世紀職業財団で推進している「ファミリー・フレンドリー企業」である。従業員の仕事と家庭の両立を十分に配慮し、多様でかつ柔軟な働き方の選択を可能とすることを経営の基本としている企業¹⁾を増やすため、同財団では、事業主に対し、育児・介護雇用安定助成金（育児・介護費用助成金、育児・介護雇用環境整備助成金、育児休業代替要員確保等助成金、事業所内託児施設助成金）や育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金等の助成を行っている。

ところが、このように制度等の整備は着実に進捗しているが、実態は必ずしもそれとは並行しておらず、制度利用に関して、かなり多くの課題があるように思われる。例えば、事業所側における制度の周知不徹底や事業所規模による格差、あるいは休業取得者における性差、休業を取りにくくさせる職場の雰囲気など、今後克服すべき大きな課題として挙げられよう²⁾。また、地域格差もかなりあると推測される。

そのような状況に鑑み、本研究では、愛媛県下の事業所を対象として綿密な調査を行い、

愛媛県における育児休業制度および育児支援制度の進捗状況を明らかにすることを目的とする（2001年の改正前まで）。そして、推進を阻害する要因があるとすれば、それが何かを探るとともに、その改善策を模索したいと考えている。また、その際、愛媛県下の事業所を地域別、規模別に比較し、さらに詳細な検討を行いたい。

従前、愛媛県では、1995年に労働省愛媛婦人少年室により、1996年にえひめ女性財団により、県全域の事業所を対象とした育児休業制度の実施状況に関する調査が行われている。しかしながら、上述の調査はいずれも、育児・介護休業法の規定が各事業所に義務づけられた1999年以前に実施されたものである。それ以降、制度整備が著しく進捗した実情を考慮すると、四国という地域に所在し、しかも大企業の少ない愛媛県においても、制度整備はより進行していると推測できる。また、そこに胚胎する問題点を把握することは、この制度の一層の充実に貢献できると考えられる次第である。

調 査 方 法

1. 調査対象

愛媛県内の民営事業、病院、学校、公的機関260事業所を対象とした。企業年鑑等の資料により、地域（東予、中予、南予）、規模（大規模事業所300人以上、中規模事業所100人以上300人未満、小規模事業所100人未満）を勘案して抽出し、アンケート用紙の配布・回収は郵送法により行った。回収数は91事業所、回収率35%であった。

2. 調査時期

2000年8月～9月

3. 調査項目

1) 育児休業制度に関する事項

育児休業制度に関して、①規定の有無、②制度の導入時期、③育児休業期間、④育児休業中の賃金支給、⑤育児休業制度対象者、⑥利用状況、⑦育児支援制度の内容に関して回答と求めた。

2) 育児休業制度および介護休業制度導入にともなう問題点

「代替要員の確保が困難である」「休業中の賃金等の経済的負担が大きい」等、9項目を設定し、多肢選択とした。

3) 女子再雇用制度に関する事項

女子雇用制度とは、出産・育児等により退職した女子を再び自社に雇い入れる制度である（パートタイマーを含む）。企業グループで実施している物を含むが、定年後の再雇用は含まない。これらについて、規定の有無を記入してもらった。

4) ファミリーフレンドリー企業の普及促進事業について

周知の有無、利用の有無、導入の予定について回答を求めた。

結 果 と 考 察

1. 調査対象の属性

1) 地域および規模

調査対象事業所が位置する地域および事業所規模との関係を表1に示した。

表1：分析対象事業所の地域および規模

地 域 規 模	東 予	中 予	南 予	計
大規模事業所	9	12	2	23
中規模事業所	7	8	6	21
小規模事業所	15	13	10	38
そ の 他	4	3	2	9
計	35	36	20	91

各地域の特徴を概観しよう。まず、東予地域は、瀬戸内海に面した工業地域であるため、大規模な事業所が比較的多いが、近年の不況で経済は停滞気味である。また、中予地域は、松山という県庁所在地を有しており、大規模事業所の支社等、様々な業種の事業所がある。南予地域は、最南端は高知県と接し、対岸は九州という地域で、第一次産業が主流となっている。そのため、大規模事業所は、東予・中予と比較すると少ない。

なお、本研究では、事業所の規模を、大規模事業所を従業員数300人以上、中規模事業所を従業員数100人以上300人未満、小規模事業所を従業員数100人未満と定義した。また、「その他」とは、病院、学校、公的機関である。

2) 事業内容

対象事業所の事業内容は、図1に示す通りである。

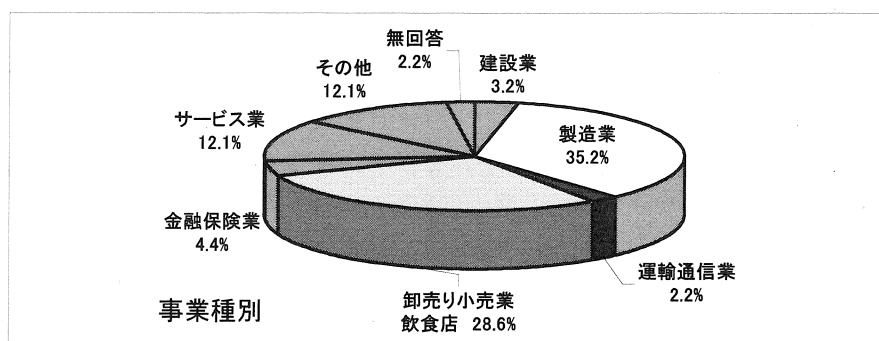


図1：調査対象事業所の事業内容

2. 育児休業制度利用に対する意識

1) 育児休業制度の規定の有無

育児休業制度の規定の有無については、全体では81.3%の事業所が育児休業制度があると回答している（図2）。1995年に、労働省愛媛婦人少年室が行った、669事業所を対象とした調査分析結果によると70.6%の事業所が、規定を有すると回答している。また、1996年に行われたえひめ女性財団による調査では、577事業所のうち、育児休業制度の規定があると回答した事業所は47.5%と半数以下であった。調査対象事業所および事業所数が異なるため、単純には比較できないが、全体として設置率が高くなっている可能性は高い。この理由として1999年4月1日から全事業所に対し育児休業制度の設置が義務づけられたことが考えられる。しかし、義務化後も、15.4%の事業所が設置規定がなく、うち半数以上の57.1%の事業所が、設置予定なしと回答していることから、事業所に周知徹底することの困難さが伺える。

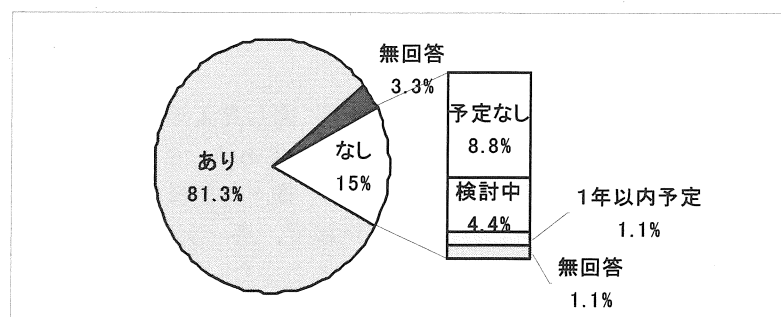


図2：育児休業制度の規定の有無

表2：地域別・規模別にみた育児休業制度規定の有無

	地 域			規 模			
	東予	中予	南予	大規模	中規模	小規模	その他
規定あり	30(88.2%)	30(88.2)	14(70.0)	22(100)	19(90.5)	24(66.7)	9(100)
規定なし	4(11.8)	4(11.8)	6(30.0)	—	2(9.5)	12(33.3)	—
計	34	34	20	22	21	36	9

地域別・規模別の分析では、規定ありと回答した74事業所を分析対象とした（表2）。地域別の比較では、東予・中予では約9割の事業所が規定ありと回答しているが、南予では70.0%と低い。東予・中予の数値も、導入の義務化後という状況を勘案すると、十分な数値とはいえない。

規模別にみると、民営事業所では、規模が大きくなるほど、規定を設置している事業所の割合が高くなっている。この傾向は、2000年4月に都道府県労働局雇用調査室で行われた全国調査結果と同様である。その他は、病院・学校・役所関係等の結果であるが、制度の充実度が高い。

2) 育児休業制度の導入時期

規定があると回答した74事業所における導入時期については、育児・介護休業制度の規定設置が努力義務とされた「Ⅰ. 1995年10月1日以前」、規定設置が努力義務から義務づけ前までの準備段階である「Ⅱ. 1995年10月1日～1999年3月31日」、規定設置が義務づけ以降の「Ⅲ. 1999年4月1日以降」の3段階に分けて検討した(表3)。

表3 : 育児休業制度の導入時期

	Ⅰ期 (1995年10月1日以前)	Ⅱ期 (1995年10月1日～1999年3月31日)	Ⅲ期 (1999年4月31日～)	無回答	計
全 体	42(56.8%)	23(31.1)	8(10.8)	1(1.4)	74
地 域					
東 予	22(73.3)	5(16.7)	3(10.0)		30
中 予	11(37.9)	15(51.7)	3(10.3)		29
南 予	9(64.3)	3(21.4)	2(14.3)		14
規 模					
大規模	15(68.2)	6(27.3)	1(4.5)		22
中規模	7(38.9)	8(44.4)	3(16.7)		18
小規模	12(50.0)	8(33.3)	4(16.7)		24
その他	8(88.9)	1(11.1)	—		9

全体では、法律施行までの1999年3月31日までに87.9%の事業所が、現在では98.6%の事業所が制度を導入しており、法律の制定に伴い制度の整備が進められていることが分かる。

地域別・規模別の分析では、回答した73事業所を分析対象とした。地域別に見ると、東予の事業所において、早い時期から制度の整備に着手している実態が伺える。また、各地域ともに、Ⅱ期の1995年10月1日～1999年3月31日までの準備期間中に8～9割以上の事業所が制度を導入している。

規模別では、大規模事業所では、努力義務とされたⅠ期に約7割の事業所が導入しており、中規模・小規模事業所より制度の整備着手が早いことが分かる。また、その他(公的機関)では、1999年3月31日までの準備期間中に100%が制度を導入しており、制度の充実が著しく進展している。

3) 育児休業期間

育児休業制度では、今回の調査が行われた時期には(2001年の改正前)、子が満1歳に達するまでの期間の措置については、各事業所に対し制度設置が義務づけられており、1歳以上小学校就学前までについては努力義務とされていた³⁾。そのため、98.6%の事業所が、育児休業期間として、子が満1歳に達するまでに設定しており、努力義務については全く配慮されてないことが明らかになった。地域差や規模による差は看取できなかった。

4) 育児休業中の給与の取り扱い

全体では、表4にみられるように、育児休業中に賃金が支給されていない事業所が全体の約9割を占めていた。また、支給されていると回答した事業所においても所定内給与の100%相当額を支給している事業所は皆無である。このことから、育児休業取得者において

は、休業中の収入低減により、かなり経済的に困難な状況に置かれていることが伺える。

地域別・規模別の分析では、回答した73事業所を分析対象とした。育児休業中の賃金支給を地域別に見ると、中予で2事業所、南予で3事業所が毎月支給ありと回答しており、比率的には南予が21.4%と高い値を示している。これらの事業所の内、中予の2事業所、南予の1事業所が、病院や役場等の公的機関である。同じ公的機関でも、東予では支給されないというように、地域による差がみられた。

表4 : 育児休業中の給与

	毎月金銭の支給あり	賞与・一時金等の支給あり	支給なし	無回答	計
全 体	5 (6.8%)	3 (4.1)	65 (87.8)	1 (1.4)	74
地 域					
東 予	—	1 (3.3)	29 (96.7)		30
中 予	2 (6.9)	2 (6.9)	25 (86.2)		29
南 予	3 (21.4)	—	11 (78.6)		14
規 模					
大規模	—	2 (9.1)	20 (90.9)		22
中規模	—	—	19 (100)		19
小規模	2 (8.7)	1 (4.3)	20 (87.0)		23
その他	3 (33.3)	—	6 (66.7)		9

規模別では、上述したように、その他（公的機関等）において、毎月支給の比率が33.3%と他の民営事業所より高い値を示している。病院、学校、役所等の公的機関では、育児休業制度の導入率が高く、導入時期も早かったが、賃金の支給においても同様に、他の事業所条件が整備されていることが分かる。さらに、興味深いのは、従業員規模100人未満の小規模事業所において、毎月賃金を支給するという事業所の比率が33.3%と高い値を示しているということである。同様の結果が、1996年にえひめ女性財団によって行われた調査によっても示されている。この理由について、同調査では、規模の小さい事業所が、優秀な人材を確保するための手段であろうと予測している。小規模事業所は、規定導入の比率に関しては大規模・中規模事業所より低かったが、経済面に関しては、少数の事業所ではあるが、そこで就労する人々に対する細かい配慮が見られる。

5) 育児休業制度対象者

正規男性職員、正規女性職員、男性パートタイマー、女性パートタイマー、外国人職員その他の6項目のうち、各事業所において育児休業を取得できる対象を選択してもらった結果を表5に示した。ほとんどの事業所において、男女の正規職員が育児休業を取得できると回答している。しかし、ここで注目したいのは、正規男性職員を対象外とする事業所が5事業所あるという事実である。育児・介護休業法に代表される制度整備の背景には、仕事と子育ての両立させるための雇用環境整備、固定的な性別役割分業の是正などが目的としてあったはずだが、この実状はその主旨に反するものである。また、パートタイマーに関しては約7割が、外国人に関しては9割と、正規従業員以外については、多くの事業所が育児休業制度の対象外としている。正規職員とパートタイマーとの差異は、雇用形態の差にとどまらず、賃金等その他の雇用環境においても格差が大きいことが改めて示されたと言えよう⁴⁾。

地域別・規模別の分析では、回答した71事業所を分析対象とした。地域別に見ると、正規職員については地域差は大きくないが、パートタイマーについては地位差が顕著で、中予では東予・南予と比較すると、パートタイマーに対して制度が適用できる事業所の比率が高い。また、規模別に見ると、大規模事業所は他の事業所や機関に比べ、パートタイマーを制度利用対象者としている事業所が多く、対象の枠を柔軟に定めていると言える。しかし、小規模事業所においても、比率は23.8%と高くないものの、中規模事業所や公的機関よりパートタイマーに対する制度適用率は高い。先の休業中の給与と同様、小規模事業所では、労働力を確保するため、様々な面で制度の充実を図っていることが分かる。

表5 育児休業制度取得対象者

	正規男性職員	正規女性職員	パートタイマー男性	パートタイマー女性	外国人	その他	無回答	全事業所数
全 体	66(89.2%)	71(95.9)	17(23.0)	19(25.7)	5(6.8)	2(2.7)	3(4.1)	74
地 域								
東 予	28(96.6)	29(100)	5(17.9)	6(22.2)	3(10.7)	2(6.9)		29
中 予	27(93.1)	29(100)	10(34.5)	11(37.9)	2(6.9)	—		29
南 予	11(84.6)	13(100)	2(15.4)	2(15.4)	—	—		13
規 模								
大規模	22(100)	22(100)	8(36.4)	10(45.5)	1(4.5)	—		22
中規模	17(89.5)	19(100)	3(16.7)	3(16.7)	1(5.6)	2(10.5)		19
小規模	20(95.2)	21(100)	5(23.8)	5(23.8)	3(14.3)	—		21
その他	7(77.8)	9(100)	1(11.1)	1(11.1)	—	—		9

6) 育児休業制度の利用状況

平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間に出産した者（配偶者を含む）の数と育児休業取得者の関係を表6に示した。出産者数に対する休業取得者の比率は、男性では0%、女性では79.4%であり、男女間に大きな格差が示された。男性が育児休業を利用しにくいという状況は、愛媛県だけでなく全国的な特徴であると思われる。「女性労働白書（平成13年版）」によると、男性が育児休業を取得しない理由として、「収入が減少し、家計に影響するから」、「仕事の量や責任が大きいため」、「職場での理解が得られない」といったことが挙げられている。先の休業中の賃金支給との関連や、職場側の雰囲気等の問題が解消されない限り、取得する権利はあっても、育児休業を取得する男性はほとんどいないという状況が続くことが予測される。

育児休業制度の利用割合を地域別に見ると、比率では南予(100%)および中予(82.9%)は高い値を示している。また、南予・東予では、取得者10人以下の事業所が大多数であるが、中予では、1事業所における取得者が20人を越える事業所が3事業所もあるということが特徴として挙げられる。育児休業制度の利用割合を事業所の規模別に見ると、民間事業所では、小規模(100%)・中規模(92.3%)・大規模(60.3%)の順に取得者の比率が高くなっている。また、その他の公的機関においても、95.7%と高い数値を示している。小規模事業所では、労働者に対する、経済面への配慮、雇用形態面での柔軟な取り組みが功を奏し、育児休業取得率の数値に反映している可能性がある。一方、大規模事業所では、育児休業制度の導入率が高く、導入時期も早かったにもかかわらず、出産しても育児休業制度を利用していない者が約4割と多い。

表6 : 育児休業制度の利用状況

	出産者数	育児休業取得者	取得比率 (%)
全体			
男性 (配偶者出産)	341 (57)		
女性	160 (23)	127 (20)	79.4
地域 (女性のみ)			
東 予	34 (9)	21 (8)	61.8
中 予	117 (13)	97 (12)	82.9
南 予	9 (5)	9 (5)	100
規模 (女性のみ)			
大規模	73 (11)	44 (10)	60.3
中規模	13 (7)	12 (6)	92.3
小規模	4 (3)	4 (3)	100
その他	70 (6)	67 (6)	95.7

注1: () 内は事業所数を表している

7) 代替要員の採用状況

代替要員の採用状況に関しては、採用ありと回答したのは、わずか9事業所(12.2%)のみであった。事業所において、休業中の従業員を採用することの困難さが伺える。地域別に見ると、東予1事業所(7.7%)、中予6事業所(31.6%)、南予2事業所(18.2%)という結果で、3地域の中では、中予における代替要員の採用率が高かった。規模別に見ると、大規模3事業所(20.0%)、中規模2事業所(22.2%)、小規模0事業所(0%)、その他4事業所(50.0%)となっており、小規模事業所では、代替要員を採用するという事業所は皆無である。育児休業制度を利用しやすい職場にするための一手段として、事業所の代替要員が挙げられる。しかし、近年景気の低迷により、中規模・小規模事業所においては、代替要員を雇用するのが経済的に困難である場合も多いと考えられる。よって、代替要員を雇用した事業所に対する、行政等による助成金制度の普及・定着が一層必要となってくるであろう。

8) 育児支援制度の導入状況

各事業所における育児支援制度の導入状況を表7に示した。事業主は、育児休業をとらずに1歳未満の子を養育する労働者のために、短時間勤務制度、フレックスタイム制度、所定外労働をさせない制度など、いずれかの措置を講じなければならない。しかし、育児支援制度ありと回答している事業所は約5割であり、未導入の事業所が3割近くを占めている。育児休業制度と比較するとその他の支援制度の整備が遅れていることは明らかである。地域別に見ると、東予・中予と比較し、南予の制度整備が遅れていることが分かる。また、規模別では、事業所の規模が大きくなるほど、支援制度が充実していることが明らかとなった。制度の細かい内容は別として、大枠としての制度の導入については、やはり大規模事業所の取り組みが早いようである。

表7 : 育児支援制度の有無

	全 体	地 域			規 模			
		東予	中予	南予	大規模	中規模	小規模	その他
規定あり	50(54.9%)	20(69.0)	21(70.0)	9(56.3)	19(100)	11(68.8)	14(45.2)	6(66.7)
規定なし	25(27.5)	9(31.0)	9(30.0)	7(43.8)	—	5(31.3)	17(54.8)	3(33.3)
無回答	16(71.6)							
計	91	29	30	16	19	16	31	9

支援制度の内容は、フレックスタイム制度、経費等の援助措置など多様である。そこで、各育児支援制度別に、事業所の制度の有無とその利用状況を調査した（表8）。いずれの支援制度においても設置事業所は5割未満であり、育児休業制度ほど導入されていない。また、利用者も全体的に少なく、利用しているのは主として女性で、男性の利用者は少ない。「女性労働白書（平成13年版）」によると、女性労働者では、フレックスタイム制度、始業・就業時間の繰上げ・繰下げといった、勤務時間の変更に関する制度利用が多いということであるが、本調査ではそれらの制度の利用者は少なく、事業所内託児所や職場復帰のための援助措置を利用している者が多い。一方、男性では、「育児に要する経費等の援助措置」のみで、金銭的援助のみの利用にとどまっているのが特徴的である。もちろん、大前提として、育児支援制度があることは重要であるが、利用者への制度の周知が行われ、真に利用者に利用されやすい制度でなければ、それは画餅にすぎない。

表8 : 各育児支援制度の有無と利用状況

育児支援制度	設置事業所数（比率）	利用者数（事業所数）	
		男性	女性
短時間勤務制度	40 (44.0)	0	4 (4)
フレックスタイム制度	4 (4.4)	0	0
時間差出勤制度	17 (18.7)	0	0
所定外労働の免除	34 (37.4)	0	2 (1)
事業所内託児所の設置	1 (1.0)	0	22 (1)
職場復帰のための援助措置	14 (15.4)	0	23 (2)
育児に要する経費等の援助措置	3 (3.3)	7 (2)	16 (2)
当社独自のベビーシッターサービス	0	—	—
その他	4 (4.4)	—	—

3. 育児休業制度および介護休業制度導入にともなう問題点

表9は、育児休業制度および介護休業制度導入にともなう問題点について、各事業書が多肢選択法で回答した結果である。上位3項目はいずれも代替要員の採用に関わるものであり、先の代替要員の採用状況と連動した結果となっている。代替要員の確保が難しい上に、一旦雇用すると短期間で解雇することが難しいが、短期間の雇用では希望者が見つからないという悪循環を生み出しているようだ。しかし、休業者の休業期間が短期間であれ、代替要員が採用されないと、同じ職場の同僚に仕事のしわ寄せがいき、さらに「同じ職場の従業員が不満をもつ」という新たな問題点を生み出す可能性が高い。しかも、その不満は、代替要員を雇用しない経営者でなく、休業取得者に向けられることが多いように思われる。そのような状況が、休業制度があっても取得しにくい状況を生み出すという悪循環もあるのではないだろうか。

地域別に見ると、いずれの地域においても代替要員に関する問題点を指摘する事業所が多いという点については共通している。しかし、中予では、「同じ職場の従業員が不満をもつ」「新しい人を採用した方が経済的である」の項目を選択した事業所の比率が他地域より高い。中予は県の中心地であり、人口が集中している。限定期間の雇用である、代替要員の確保等には苦慮するが、正規職員として採用するのであれば、豊富な人材から容易に労働者を選択し確保できるということが影響していると考えられる。また、南予では、「休業

中の賃金などの経済的負担が多い」の項目を選択した事業所の比率が他地域より高い。南予は他地域と比較すると、規模の小さい事業所が多いことから、このような結果が示されたと考えられる。

規模別においても、代替要員に関する問題点を選択する事業所が多く、特に確保の困難さが指摘されている。また、小規模事業所では、「休業中の賃金等の経済的負担が大きい」という項目を選択した事業所の比率が21.9%と他地域より高い。上述したように、小規模事業所では、少数ながら休業中の給与を全面支給している事業所があった。しかし、そのような措置は、小規模事業所にとって、かなりの経済的負担となっている可能性は高い。

表9 育児・介護休業制度導入にともなう問題点

問 題 点	全 体	地 域			規 模			
		東予(N=28)	中予(N=31)	南予(N=18)	大規模(N=20)	中規模(N=16)	小規模(N=32)	その他
代替要員の確保が困難である	44(48.4)	17(60.7)	18(54.5)	9(50.5)	9(45.0)	10(58.8)	19(57.6)	6(66.7)
休業者の復職後の代替要員の処遇で困る	29(31.7)	10(35.7)	10(32.3)	9(50.0)	8(40.0)	4(25.0)	15(46.9)	2(22.2)
休業期間が短く、代替要員の採用の可否で判断に迷う	32(35.2)	16(57.1)	10(31.3)	5(27.8)	8(40.0)	7(41.2)	14(43.8)	2(22.2)
休職後、休業者の能力が落ちる	3(3.3)	2(7.1)	1(3.2)	—	1(5.0)	2(12.5)	—	—
休業中の賃金などの経済的負担が大きい	12(13.2)	3(10.7)	5(16.1)	4(22.2)	1(5.0)	3(18.8)	7(21.9)	1(11.1)
同じ職場の従業員が不満をもつ	14(15.4)	4(14.3)	8(25.8)	2(11.1)	3(15.0)	3(18.8)	6(18.8)	2(22.2)
新しい人を雇用した方が経済的である	10(11.0)	2(7.1)	7(22.6)	1(5.6)	3(15.0)	2(12.5)	4(12.5)	1(11.1)
その他	5(5.5)	2(7.1)	2(6.5)	1(5.6)	2(10.0)	1(6.3)	1(3.1)	1(11.1)
特に問題はない	9(10.0)	2(7.1)	5(16.1)	2(11.1)	1(5.0)	3(8.8)	3(9.4)	2(22.2)

4. 女子再雇用制度に関する事項

女子再雇用制度に関する規定の有無に関しては、代替要員の採用状況と同じく、規定を設けているのは、わずか9事業所(9.9%)であった。また、現在規定がないと回答した75事業所のうち半数以上の43事業所が今後も設ける予定はないと回答しており、制度の浸透の難しさを示している。再雇用制度が整備されにくいのは、休業期間が短期間である場合には、職業能力も持続されやすいし、職場の変化にも対応しやすいと考えられるが、休業が長期化すると、再教育等の準備期間やそれに伴う経費等、様々な問題が生じやすくなるからではないだろうか。女子再雇用制度を地域別に見ると、ありと回答した事業所が、東予3事業所(9.7%)、中予5事業所(14.3%)、南予1事業所(5.6%)という結果で、3地域の中では、中予における制度導入率が高い。規模別では、規模に関係なく9割以上が規定を設けていない。

5. ファミリーフレンドリー企業の普及促進事業について

ファミリーフレンドリー企業の普及促進事業について知っていると回答した事業所が21事業所(23.1%)であり、事業所における認知度が低いことが明らかとなった。しかも、利用していると回答した事業所はわずかに2事業所のみであり、今後一年以内に導入を予定している事業所は皆無であった。地域別に見ると、事業所を知っている事業所が、東予6事業所(18.8%)、中予13事業所(38.2%)、南予3事業所(17.6%)という結果で、3地域の中では、中予の事業所における認知度が高い。地域差が生じた理由として、中心地と遠隔地との情報量の差に起因している可能性が考えられる。規模別では、大規模12事業所(57.1%)、中規模4事業所(21.1%)、小規模3事業所(8.8%)、その他3事業所(33.3%)となっており、大規模事業所の認知度が高い。

南予や小規模事業所では、育児・介護制度導入に関する問題として、経済的負担の問題

を指摘する事業所の比率が高かったにもかかわらず、21世紀職業財団のファミリーフレンドリー企業普及促進事業により、事業主に対し、育児・介護雇用安定助成金として育児休業代替要員確保等への助成が行われていることが認知されていないという実状は非常に残念である。今後、このような情報に関して、多くの事業主への周知徹底を促進する対策が、喫緊の課題であろう。

労働厚生省では、平成11年度より、ファミリー・フレンドリー企業への取り組みを積極的に行っている企業に対し表彰を実施しており、愛媛県においても、平成11年度以降、いくつかの事業所が表彰を受けている。

ま と め

本研究では、愛媛県下の事業所を対象として綿密な調査を行い、愛媛県における育児休業制度および育児支援制度の進捗状況について検討を行った。その結果、愛媛県の事業所においても、育児休業制度の改正に伴い、全体的に制度整備が進捗していることが明らかになった。しかし、多くの事業所において、制度の内容は、あくまでも最低基準を満たす範囲の整備に限られている実状が明らかになった。また、地域間の比較検討では、県庁所在地である中予において、他地域より制度の充実や利用が進んでおり、南予における制度整備がやや遅滞気味であることが判明した。同じ県内でも、中央に近い場所の方が遠隔地より、情報量が多く、それだけ新しい動向に敏感であるということ、また地域にある事業所の規模や経済状況が、制度整備における地域格差を生じさせる要因となっているように思われる。事業所の規模別検討では、全国的な傾向と同様に、育児休業制度や育児支援制度などの有無に関しては、大規模事業所や公的機関における導入率が高い。しかし、興味深いのは、小規模事業所の中にも少数ではあるが、休業中の賃金支給やパートタイマーへの制度適用など、労働者に対する細かい配慮を行っている事業所があるということである。

今回の調査から、育児休業制度推進を阻害するいくつかの問題点が明らかとなった。これらの問題点について、改善策も交えて考察してみたい。

まず、育児休業取得者の代替要員の問題が挙げられよう。調査結果から、多くの事業所において、代替要員を採用していないことが明らかになった。その理由には、雇用に際する経済的負担の問題だけでなく、多くの事業所が指摘するように、確保の問題、休業者の復職後の処遇の問題等がある。経済的負担の低減策として、21世紀職業財団が事業主に対し行っている、育児・介護雇用安定助成金や育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金等の情報を、地域・事業所規模を問わず事業主に周知することが必要だと思われる。今回の調査でも、事業に対する認知度は大変低かったが、制度を認知し利用することにより、経済的負担はかなり緩和されると思われる。また、代替要員の確保・その後の処遇に関しては、短時間労働の導入によるワークシェアリングで改善できないのであろうか。「厚生労働白書（平成14年度要約）」⁵⁾によると、就業形態の多様化が進む中で、「フルタイム」か「パートタイム」の選択でなく、「短時間正社員制度」が新しい働き方として注目されているという。同白書によると、現在フルタイム正社員で3歳未満の子どもをもつ女性の45.8%が、短時間正社員を望ましい働き方として選択している。代替要員の確保が困難である

のは、事業所が指摘するように、採用が短期間であることも影響していると考えられるが、「短時間正社員制度」導入により改善は可能である。また、育児休業取得者も短時間労働により育児と仕事の両立が容易になるし、代替要員も取得者復職後直ちに解雇される必要性はなくなる。

代替要員の確保徹底は、育児休業を取得しにくい職場の雰囲気とも関連している。財団法人子ども未来財団による1999年の「中小企業の子育て支援に関する調査報告書（概要版）」では、育児休業制度を利用しにくい理由として、「利用することにより周りの人の仕事量が増える」、「子どものいる人が優遇されることを不公平だと考える人がある」等、職場の雰囲気等が挙げられている。しかし、先のワークシェアリングによる代替要員の確で、「同じ職場の労働者の不満が高まる」という問題も、改善できると考えられる。

次に、育児休業制度の問題点として、女性の利用に比して、男性の利用が非常に少ないことがある。これは、男女の賃金差が影響しているが、根本的には「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分業観が社会に根強く存在していることが原因であると思われる。この点については、個人の意識の問題であるため、急速には変化しにくいと思われるが、改善策としては、スウェーデンの事例が参考になる。スウェーデンの育児休業制度は両親休暇法と呼ばれており、父親・母親が最低30日ずつ育児休暇を取得することが義務づけられている。わが国の育児休業制度に関しても、法改正により、事業所側の意識も変化し、制度の充実が進捗していることを勘案すると、男性の育児休暇取得に関しても、制度化することで、社会全体の意識変化が加速するのではないだろうか。

上記の問題の他にも、今回の調査により、女子再雇用制度の導入率の低さ、地域格差、事業所規模による格差等が明らかとなった。それらの問題についても、今後改善策を模索していきたい。

最後に、現代社会においては、就労女性が増える中、仕事と子育ての両立の負担感を低減し、安心して子育てができる環境整備を進めるため、様々な取り組みがなされている。これらの取り組みは確かに社会的に必要とされ、また事実、有益と思われる反面、岡本(2000)が指摘する「女性就労神話」—少子化対策として仕事と育児の両立が是とされるあまり、逆に「子どもがいても女性が働くのが当然である」という、画一的な意識—が生まれる危惧も払拭できない。

確かに、育児・介護休業制度、保育所の子育て支援、育児サポーターの育成等の取り組みにより、女性は就労しやすくなったし、仕事と子育ての両立も可能になった。しかし、子を養育する環境という視点から考えた場合、本当に充実していると言えるのか。一方では、仕事を辞め、自分たちで数人の子どもをゆったりと育てたい男女もいるだろう。しかし、それが子ども達にとって充実した養育環境であったとしても、育児休業期間・経済的負担など、現在の制度では対応できない問題が生じる。今後は、さらに多様なライフスタイルに対応できる施策が必要となるであろう⁶⁾。

付記

本研究は、平成12年度「(財)えひめ女性財団」による研究助成金を受けて行われた研究成果の一部である。

補 注

- 1) 財団法人 21世紀職業財団、<http://www.jiwe.or.jp/jyoho/ryoritsu/company01.html> 2003/01/02 21:00
- 2) 財団法人子ども未来財団による1999年の「中小企業の子育て支援に関する調査報告書（概要版）」において、育児休業および育児のために柔軟に働くことのできる援助措置等を利用することの困難さが指摘されている。
- 3) 2001年の改正により、各事業所における勤務時間の短縮等の措置義務の対象となる子の年齢が、従来は1歳未満であったものが、3歳未満に引き上げられた。
- 4) えひめ地域福祉研究会による「愛媛県における男女共同参画社会づくりへの事業所の取り組みに関する調査」においても、パートタイマーや外国人労働者を育児休業制度の対象外とする事業所が大多数であった。また、塩田(2001)は、パートタイム労働における、賃金の低さ、雇用の不安定さ、および社会保険からの除外等、労働条件の問題を指摘している。
- 5) 厚生労働白書（平成14年版要約）<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/02/1-2-2-.html>2003.1.2.21:30
- 6) 杉本(1999)の指摘に従えば、近年女性の働き方が多様化していることに伴い、女性においても長時間労働、不規則労働に従事するものが増えており、保育に関してもニーズが多様化している。また、岡本(2000)は、18歳未満の全ての子どもを対象とした、子育て支援策の必要性を指摘している。

参 考 文 献

- えひめ地域福祉研究会 2001 『愛媛県における男女共同参画社会づくりへの事業所の取り組みに関する調査』 えひめ地域福祉研究会
- 藤田至幸・塩野谷祐一（編）1997 『企業内福祉と社会保障』 東京大学出版会
- 井上輝子・江原由美子（編）1999 『女性のデータブック』 有斐閣
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局（編）2002 『平成13年版 女性労働白書』 財団法人 21世紀職業財団
- 岡本多喜子 2000 子どもの生活と子育て支援 副田義也・樽川典子編 『現代家族と家族政策』 ミネルヴァ書房 pp.87-118
- 労働省 2000 「平成11年度女性雇用管理基本調査(概要版)」 労働省女性局女性福祉課
- 労働省愛媛婦人少年室 1995 「愛媛県における育児休業・介護休業制度実施状況調査結果報告書」 労働省愛媛婦人少年室
- 杉本貴代栄 1999 『ジェンダーで読む福祉社会』 有斐閣
- 財団法人えひめ女性財団 1998 「中高年女性の就業とその支援方策」 財団法人えひめじょせい財団
- 財団法人子ども未来財団 1999 「中小企業の子育て支援に関する調査報告書（概要版）」 財団法人子ども未来財団

The Present Situation and Problems on Childcare Support Systems of Enterprises in Ehime Prefecture.

Junko Akazawa ・ Aiko Miyoshi

This study examines the state of childcare support of enterprises in Ehime Prefecture.

The results suggest that:

- 1) After the amendment of the Child and Family Care Leave Law, many enterprises have introduced the system of maternity(paternity) leaves, but the system in question was no more than minimum standard.
- 2) As for the introduction of childcare support system, enterprises in the south district of Ehime Pref. are not so advanced as those in the center of Ehime Pref.
- 3) Large-scale enterprises and public enterprises are more advanced than the small-scale enterprises with regard to the introduction of the childcare systems, but some of small scale enterprises had better childcare systems for employees than most large-scale enterprises.
- 4) Many enterprises had difficulties in hiring substitute employees for the users of the system of maternity(paternity) leaves.
- 5) Among the user of the childcare support systems were not found males.

Key Word : childcare support system, regional differences, scale's differences among enterprises.

An Analysis on Possible Influence on Peace of Conscientious Objection

Hiromi ICHIKAWA

In this paper, I would like to argue a possible effect on peace of conscientious objection, I mean, military service refusal. Conscientious Objection is basically an individual action which a person should alone do. There is a potential possibility that such an action could lead a decisive impact not only on politics of a state but also influence on people's way of thinking in a society. We can see such a typical example in Germany and recently in Israel. First I will survey consolidation process of right to conscientious objection post-war time in international level. Second, I will show the cases in Germany. In East German society, active civil movements were brought by military service objectors and the change of meaning of conscription in West- and united Germany. And lastly, I want to analyse a possible effect of new conscientious objection with an example of Israel.

1. Right to Conscientious Objection in post-War International Society

In Europe and the United States, people have developed the ideas that every citizen has the right not to serve in an army, because of their conscience. Right to refuse conscript service is product of a modern state. Freedom of conscience should be guaranteed as a basic human right. So the state established civil service as an alternative. However, this right has been achieved in reality only after the two world wars. During the two world wars, conscientious objectors were severely punished and not a few of them were executed in many countries.

The Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide (General Assembly resolution 260 A(III) of 9 December 1948) prohibits destructive acts that are directed against a national, ethnic, racial or religious group by any person, and makes genocide a crime under international law. In this case, the individual is not only entitled, for reasons of conscience, to refuse to participate in genocide; he is even obliged to abstain from such participation, since he is criminally liable under article IV of the Convention, whether he is a constitutionally responsible ruler, public official, or private individual.

The Nuernberg principles, contained in the Charter of the Nuernberg Tribunal, and reaffirmed in General Assembly resolution 95(I) of 11 December 1946, make the individual personally responsible for certain actions contrary to international law, whether or not he has taken part in the decision-making process. There is not only a right to object to participation but also an obligation to do so in order

to avoid criminal liability. Senior officer's orders are no longer an excuse for committing war crimes. This has become validated through court decisions in Strausbourg. Formal acceptance of the right of conscientious objection and of alternative civilian service has become a hallmark of most liberal Western parliamentary democracies. In short, after World War II and the Holocaust, to refuse senior officer's orders became rather a duty, when the order is inhuman or unlawful.

The situation of conscientious objection varies greatly from country to country, due to differences in military systems, social situations and historical backgrounds. But one noticeable development in European countries is that defending one's state with arms is no longer a citizen's duty which takes precedence to one's conscience. A citizen's right to conscientious objection is respected, even for an active soldier at least in idea.

The movement for such recognition was projected onto the international stage in 1987, when the United Nations Human Rights Commission adopted a resolution specifically urging universal recognition of the right of conscientious objection. Virtually every Western nation voted in favour. In short, developments toward the expansion and legitimating of conscientious objection were most evident in Western democracies. In October 1989, the European Parliament adopted a resolution calling for "the right to be granted to all conscripts to refuse military service, whether armed or unarmed, on grounds of conscience" and urging that "declaration setting out the individual's motives should suffice in order to obtain the status of conscientious objector". The Parliament also urged that the right to civilian alternative service for conscientious objectors be recognized in the European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms. In 1990 a similar standard was proposed by the thirty-five-nation Conference on Security and Cooperation in Europe (CSCE).

Each person, who is obliged to do military service, is not alone against the state. He/she can be supported by organizations as the Central Committee for Conscientious Objectors, the War Resisters League, and the National Inter-religious Service Board for Conscientious Objectors. A broad coalition of groups, particularly since the 1960s, has pressed for liberalization and secularization of the standards for conscientious objection. The groups have been joined by mainstream religious bodies and civil liberties agencies and by international human rights agencies such as Amnesty International and the Commission on Human Rights of the United Nations.

Especially in Germany, conscientious objection have made great influences in society and national systems. Because of the history of the two world wars, especially Nazi experience, and as its consequence, division of the country pre-

pared special situation for conscientious objection. First, there was strong adherence to peace among people in Germany. And also people had to reflect their obedience even to illegal orders of military officers brought genocide. Nuernberg trial confirmed the idea, that each individual is responsible for crime against humanity though he had to follow his officer's order. Second, Germany was divided into two due to the Cold War. Each army of both sides was completely connected with its allied armies. Shooting each other among German was the most possible case for soldiers of both sides.

2. Conscientious Objectors: Core of Active Civil Movements in German Democratic Republic.

In 1961, the Berlin wall was build and general compulsory military service was put into force in January of the following year. Only a few young people, which were just some 0.2 % of all persons liable for military service, refused to serve in the army at the beginning of the conscription. Although they were few, they did not fulfil their duty which the state required, and were therefore arrested. Each person's decision to protect his own consciences forced the government to cope with conscientious objection. In 1963, the government began to consider the issue of how to cope with those citizens who neglected their duty. The German Democratic Republic Defence Council ordered the introduction of "construction units (Baueinheiten)" within the National People's Army in 1964. Soldiers in this unit served without weapons.

The construction unit was considered as an alternative service, but it did not guarantee the right to conscience. Construction Unit soldiers had military officers and they were obliged to make a promise of loyalty in which they stated that they would fight against all enemies and obey their superiors unconditionally. In short, while not actually carrying arms, they were nevertheless soldiers. In the army, they were subjected to ill treatment and harassment. Moreover, the threat of lifelong discrimination at finding employment or studying at universities after their service was very real. Service in the Construction Units was always a highly compromising choice for young people. They suffered guilty to their consciences because they did not refuse a service in an army in order to avoid the legal sanctions imposed on those who objected. Through their experiences in the Construction Units, conscientious objectors acknowledged the necessity of organized movements for peace.

The Construction Units provided young people with a place to meet each other. Their network activities gave East German citizens information about conscientious objection and showed that it was indeed possible in reality. From the late 60's there were many small groups in many areas of the country, working toward peace. Leading figures of important civil groups were the people who

refused to take any weapons in their hands.

A steadily growing number of objectors, keeping in touch, meeting and discussing issues such as peace, human rights and environmental problems provided a vital nucleus for unofficial civil movements during the 80s. They contributed to the "change" in 1989 through their active engagement for constraint free society. They were therefore able to play an important role, when the socialist government was to eventually fall.

3. More Conscientious Objectors than Soldiers in the Federal Republic of Germany

The West Germany guaranteed the right to conscientious objection in the Basic Law. The Basic Law of the Federal Republic of Germany adopted in 1949 was the first constitution that ever stipulates the right of conscientious objection. Article 4 of the Basic Law states: "No one shall be forced to do war service with arms against one's conscience." It was 7 years before the ratification of general conscription. After FRG joined NATO and subsequently reintroduced conscription in 1956, federal legislation specified that "any person who opposes armed conflict between states" should be assigned to alternative civilian service or, if the draftee requested it, to non-combatant service in the military.

Up to mid 1960s the number of conscientious objectors was less than 0.5% of that of eligible for conscription. They were absolute minorities. They were religiously motivated, and most of them were Eho's Witness. In the late 1960s, the number of conscientious objectors has raised dramatically. Many people were against the war in Vietnam and protested through anti-war peace movements in Germany.

Since 1973, the official term has been changed into "civil service" from "alternative civilian service". This reflects the growing equivalency of civilian and military service. By the 1984 authorities accepted conscientious objection with little more than pro forma declarations on the part of the objectors. The Federal Office of Civilian Service merely checks written applications to see that they correspond with the legal requirements. Administrative responsibility of civil service has been also shifted from the Ministry of Defence to the Ministry of Youth, Family Affairs, Women and Health. After this change, more and more young people eligible for service choose to serve as a "Zivi", not as a soldier. At last the number of conscientious objectors exceeded that of conscripts in 1999. The Majority of them work in hospitals or facilities for seniors or disabled people. In Germany civilian community service is considered more important for the people than conscription into the armed forces. The community service becomes an indispensable part of the social welfare system. Germany's civilian service program is by far the most extensive system of alternative service in the world. The number of Zivis is still growing.

4. New Movement by Conscientious Objectors in Israel

In Israel, men and women alike, are obliged to serve in the army. Unlike the guarantee of right to conscientious objection in Germany, Israeli people basically are not able to gain conscientious objector's status. Just the students in specific religion are excluded from military duties. Only female conscripts can be posted non-combatant section in the army. A man must serve for 3 years at the age of 18 and women for one year. Male officers continue their duty for further one year and female officers for further 9 months. Male officers and soldiers serve as reservists for about 30 days every year until the age of 45. In contrast to the people in Germany, who normally have to face the question of conscientious objection once in their whole lives, Israeli people face this theme each year continually. 172,500 are in the regular army and 425,000 are reservists. For much of Israel's history, serving in the reserves for a few weeks a year until well into middle age was regarded as an honour.

Since the beginning of the intifada in September 2000 to the middle of March 2002, Israeli security forces in the occupied territories killed 1,007 Palestinians, of whom 189 were minors and 213 members of the Palestinian security forces, and wounded thousands. Many of the casualties were unarmed civilians who were injured during dispersal of demonstrations near checkpoints or Israeli Defence Force positions, or by indiscriminate shooting at their homes, according to Ron Dudai of Yesh Gvul(= There is a limit in Hebrew.), a group that monitors and encourages objectors. It is difficult to find a sufficient reason to kill civilians; they are often children and women. Not only their lives, but also their families are threatened to death in everyday life. Facing this situation, over 60 eighteen year old high school students made clear, that they would not serve in the Israel Army in 2001. They believed that oppression by force placed on the Palestinian would continue the vicious circle of hate and would not solve any problems.

Ishai Menuvhin, spokesman for Yesh Gvul said, "more and more soldiers are not willing to take part in occupation, partly for moral reasons. But others don't want to risk their lives for stupid politics. People think I only have one life but will not be willing to lose it to defend a settlement." According to the group, more than 400 Israelis have refused to serve in the occupied territories since the current intifada erupted. About 40 have been given relatively short prison sentences until 1. February 2002.

The grounds for rejection of military service in occupied territories are included in the military regulation, which states "you should not obey the order, when you judge it as unlawful". This judgment pertaining to a case, in which approximately 50 people in an Arabic village were killed by Israel soldiers in 1956, was against a soldier, who claimed he was just obeying orders. The decision stated that a soldier must obey his conscience instead of an order. This is

recognized internationally, as I mentioned above.

The ideas that, an active soldier should refuse unlawful order, is shared by some military officials, too. Ami Ayalon, the recent head of the Israeli internal security service Shin Bet and former admiral in the Israel Navy, says in the interview with Channel 1 Television on 1. February 2002. He is concerned about illegal orders given in the territories. Soldiers should not obey orders that were "blatantly illegal". "As far as I'm concerned, too few soldiers are refusing such orders. For example, an order to shoot an unarmed youth is a blatantly illegal order. I am very worried by the number of Palestinian children shot in the past year." A former admiral supports the idea of Nuerunberg trial and requires each soldier not to obey orders.

In spite of harsh treatment by the government and bare discrimination among people in the society, their action provoked a great dispute among the people. Those who refuse to join the army are harshly criticised by many people and labelled traitors and coward, but at the same time they are encouraged by others as people of principles from around the world. The government is able to punish them by imprisonment which normally lasts for a year and a conscientious objector will never be able to work as a public official. They should be prepared to loose many of their friends and strong opposition from their relatives. It is far more difficult for Israelis to oppose military service than in Germany. Therefore, however, it creates greater impact on society and policies.

Many combat reservists, soldiers and officers have come forward publicly. Hundreds of reservists are refusing to serve in the Palestine occupied area. At the end of January 2002, 50 reservists announced a letter of objection in a newspaper. In a petition that has been posted on the internet, the officers and combat soldiers refuse to "continue to fight beyond the 1967 borders in order to dominate, expel, starve and humiliate an entire people." Here we can see that they have clear aim to influence a specific policy. These men, many of whom have served as reservists in Lebanon and the occupied territories, don't want to leave the army. They say the aim is to launch a broad social campaign to force Israel to withdraw from Palestinian areas and remove Jewish settlers. The petition is being organized by a pair of reserve lieutenants in their twenties. "You can be the best officer, always be the first... and suddenly you are asked to do things that should not be asked of you - to shoot people, to stop ambulances, to destroy houses in which you don't know if there are people living." More and more reservists signed the letter and the number has reached over 330 in summer 2001. Though those who made clear not to serve in Israeli Army or military duties in occupied areas remain absolute Minorities, they could raise active dispute relating with policy against Palestinians. Because they are conspicuous by its rareness, and also the government needs reservists for enforcement of its

policy.

Conclusion

In GDR people's conscience has contributed to change social milieu and contributed to the "change" in 1989. Although conscientious objectors were a few, they still had a substantial impact by presenting a new ideas and possibilities to citizens. And they provided a chance for all citizens to say "no" to government policies. In FRD, the military service objectors have influenced the state policy with their large quantities and the state had to withdraw the examination of one's conscience by the board. This has changed the meaning of conscription. Each conscript can choose service in the army or civilian service. And now originally "alternative civil service" has become the major in quantity and service in the army the minorities. These conscientious objectors, Zivis, play an important role in social welfare and they send a message to the society, their preference to non-violent way of approach to disputes. Zivis are now rather higher evaluated than conscripts in the army among people in Germany.

We can see that conscientious objection was a really sensitive matter in Germany during the Cold War. Therefore Federal Republic of Germany could develop the world most extensive system for conscientious objectors. However they don't exercise influence to individual policy. The army in Germany doesn't need large quantity any more after the cold war. Though the army has difficulties to get good soldiers, the number of Zivis doesn't matter. It is theoretically possible for a soldier in the German army to be conscientious objector, but it is not possible to know, how many soldiers claim for the status. It is because the number of conscientious objectors in the army is considerably small and because of the system, which has other ways to get out of the army.

In contrast to that, conscientious objection in Israel could exercise potential influence on specific policy. For the people in Israel, conscientious objection is a means to deny the policy against the Palestinian people. They can exercise bigger influence, when the reservists in war time refuse to go to occupied territories. They now have grounds for rejection, which has developed in international society since World War II. A government can no longer expect that all nations will follow its orders. Each individual has the right and duty to judge whether an order is inhuman or unlawful.

Three aspects of impact through conscientious objection on peace can be observed. One is peace for every conscript. It is important that no one should be enforced to use violence against one's will. Next impact is on a society. The existence of conscientious objectors can show the people that to say "no, I won't go to war" is not coward, but it is rational to say so. Further more it can have

a positive meaning for the policy and the society. Lastly, influence to the policy. As conscription requires an individual not only to keep the state's rules, but also to carry out state's policy with arms, each individual can make one's attitude clear by refusing required military duty. And by doing so, can influence the governmental policies. New possibility of conscientious objection is to refuse specific wars or military operations by active soldiers, officers and reservists. They can and must themselves judge the state's policy in direct way. For the military, it will be difficult to do such an action, which violates international law.

We should note that these influences are brought by each person who refuses military service. Not only at the chance of draft, but continuously. Not only pacifists, but also military officers can exercise their right to conscientious objection. These ideas are applicable for the nations without conscription. There is no conscription in Japan, but it is very likely for people in Japan to be enforced to cooperate with military operations in time of war or emergency. The right to conscientious objection in this case should be granted.

Literatures;

- Israel's culture of reservists, BBC News, 1. February 2002.http://news.bbc.co.uk/hi/English/world/middle_east/newsid_1796000/1796102.stm
- Dudai, Ron, Trigger Happy – Unjustified Shooting and Violation of the Open-Fire Regulations during the al-Aqsa intifada, March 2000, Israeli Information Centre for Human Rights in the Occupied Territories.
- Echertz, Rainer, *Die Kriegsdienstverweigerung aus Gewissensgruenden als Grenzproblem des Rechts*, Baden-Baden, Nomos Verlagsgesellschaft, 1986.
- Eisenfeld, Bernd, *Kriegsdienstverweigerung in der DDR – ein Friedensdienst?*, Frankfurt am Main, Haag und Herschen, 1978.
- Ichikawa, Hiromi, Higashi Doitsu no Heiekikyohi – Sono Gennri to Shakaiteki Tenkai, in: *Heiwakennkyu*, No.22 1997, 82-91.
- Jannig, Heinz, Klaus Pokatzly, Hans Juergen Roeder, Peter Tobiassen ed., *Kriegs-Ersatzdienst- Verweigerung in Ost und West*, Essen, Klartex, 1990.
- Moscos, Charles C., John Whitedclay Chambers II ed., *The New Conscientious Objection*, Oxford University Press, 1993.
- Zeit Punkte*, Nr.4 2000.
- Shuman, Ellis, High School seniors raise issue of conscientious objection to IDF service, October 5 1002, in *israelinsider*.
- United Nations, *Conscientious Objection to Military Service*, E/CN.4/Sub.2/1983/30/Rev.1, New York, 1985.

本稿は2002年7月3日に慶熙大学（韓国水原市）において開催された第19回国際平和学会（International Peace Research Association）非暴力コミッションにおいての報告に修正を加えたものである。この報告にあたっては、日本国際政治学会2002年度第1回国際学術交流基金の助成を受けた。

立体作品の形と色

岡 本 直 行

はじめに

人類は、古代から生活を始めるとともに物質、精神の両面から形や色を求めてきた。先史時代から生活のために使用した器具にはいろいろな彫刻が施され、旧石器時代の人々は我々が驚くほどの写実的芸術を残している。それらは、現在のフランス南部からスペインにかけて数多く発見されているが、特に知られているものは、洞窟の壁に赤、黒、褐色などの岩絵の具で動物の形を描いた、ラスコーやアルタミラの洞窟壁画であろう。

新石器、青銅器時代に入ってくると、人は自然石に曲線模様を彫り、陶器や青銅器に幾何学模様を残すようになる⁽¹⁾。紀元前2500年前後からはクレタ島を中心とした文明が起り、エジプト、メソポタミアといった文明を形作った⁽²⁾。

このようにして文明が発達するとともに、人類は彫刻を残すようになる。エジプト文明では祖先を崇拜し、自然そのものを神と考えたことから、王族や諸神の彫刻が多い。その立体には金、赤、青、緑などの宝石を用いた彩色が成されていた⁽³⁾。そして、空を表す青と光を象徴する金という高貴な色の組み合わせは、我々の身の回りや美術史に度々現れるのである。古代ギリシア時代には、哲学や思想の関連から、乳白色の大理石に黒、そして赤や黄の色が理想美を追及した形に配色され⁽⁴⁾、キリスト教時代には愛情を意味する赤と誠実を意味する青が重要な色となる。このころの作品は形よりも彩色に大きな意味を持たせていたといえよう。

しかし、時代が進み、形の追求や作品制作が個人の心象表現と考えられるようになると、立体作品の彩色は簡素化していく。これは形と作者の心を生かす色の調和が求められるようになったからであり、光による明暗や陰影も色であると認識されたからと考える。このことについては色彩の学習として講義で取り上げた。

ところが、表現の講義において、立体作品を作り、その形を生かした彩色を施すといった課題を出したところ、学生のほとんどが非常に派手な色を絵画のように塗るという結果が出た。立体作品は、形の持つ優しさや厳しさなどによって鑑賞者に想いを訴えかける。作品を制作する際には、その形との調和を重視した彩色をすることが求められるのである。

そこで、制作者の心象が表現された立体作品における形と、それに施す色の関係について考察し、学生に自分の作品と調和する着色法に気づかせることを目的とする。

1 形を生み出す線と面

絵画やポスターといった平面作品の制作では、紙やキャンバスに描こうとするモチーフを配置し、構成などを考慮しながら形を作り上げていく。形を生み出す要素は輪郭線であり、その線によってモチーフと背景などを区別することができる。輪郭線は鉛筆などで引かれる、また、作品に着色したときの色面と色面のぶつかり合いによって生まれるといえよう。そのため、作品に近づけば近づくほど形や色の印象が薄くなり、目を閉じた状態で

作品を触ると何が描いてあるのかわからなくなってしまう。

一方、立体作品は近づいて鑑賞する、また、手で触れることによって、その形や存在感をよりはっきりと感じさせてくれる。そのことは図1、2を比較すればよくわかることと考える。しかし、立体作品には輪郭線が存在しない。では、立体の形は何によって生み出され創り上げられるのであろうか。

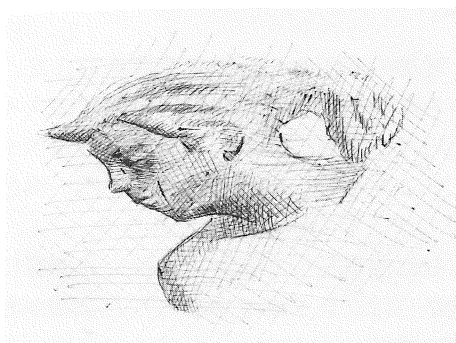


図1 鉛筆の線から生まれる形



図2 粘土の肉付けから生まれる形

我々が立体作品を見て感じるのは、平面作品では味わえない拮がりや内側からあふれてくる力強さであろう。これは、人が山のふくらみや海の波を見た時に感じる心地よさや感激に通じるものである。これを量感というが、この量を組み合わせる、または除くといった表現によって、作り上げられたものが立体作品である。作品には、ふっくらとした柔らかさや優しさをみせる部分、そして硬さや厳しさを感じさせる平面や鋭い角を持った部分などがあるだろう。この量感を感じさせる形を構成する要素として線と面をあげたい。ただし、ここでの線とは描かれた線ではなく、「感じられる線」⁽⁵⁾である。

立体には描かれた線は存在しないが、無数の線が感じられる。鑑賞者が輪郭を感じるとすれば、作品をゆっくりと360度回転させる、また、作品を上から見る、下から見上げる時などである。この場合、上下左右に様々な線を確認できるが、それらは細かく入り組み、新たな面を形成する。この面を構成し、構築していくことによって、立体感を持った形を生み出すことができるのである。

2 立体作品の心象を形作る要素

立体が線と面によって生まれることは述べたが、作品を制作する場合、我々は心象表現として面を試行錯誤しながら組み立てている。そのため、作品に表現された形には面以外の要素が存在する。ここでは、学生が作品を制作している時に見られたものを取り上げ、考えてみたい。

人は美しいものに魅力を感じ、さらに理想的な美に憧れるものである。学生の作品にも美しさを追求した傾向の見られるものが多くある。古代ギリシアの人々は、ミロのビーナスなど均整の取れた美しい彫刻を残しているが、この立体作品にはカノン⁽⁶⁾による比例が取り入れられている。計算による比例から生まれる形のみが美しいわけではないが、我々が立体作品を制作するときには、全体のバランスを保つために比例を考えながら手を動かしているのである。これは学生が作品制作を行う場合も同様で、いろいろと苦慮している

姿を目にすることが常である。

また、作品に面白さや意外性、つまり、変化をつけたい場合には、作品の左右の形をアシンメトリーにすることが多い。学生の作品にも動きや変化をつけようとしたものが見られるが、このような傾向の作品に落ち着きを持たせるためには、左右の釣合を崩しているように見せて、崩さないよう配慮する必要がある。立体を2つに割り、左右の形が同じものは動きのないものであり、左右それぞれの形が異なるのに、合わせると釣合の取れるものは、独創的な生き生きとした作品ということになる。

このような釣合を持った形は、内に生命に似たものを感じさせてくれる。これは、立体の形にもよるが、静かで微かな動きや、激しく荒い動きなどであり、動勢といわれる⁽⁷⁾。この動勢が心象表現の源といえよう。ただし、この動きは立体の外見的な姿についていうのではなく、先に述べた量の変化によるものである。動勢を備えた学生たちの作品には心地よい凹凸があり、不思議な魅力を感じさせてくれる。

この心地よさを生む要素としては律動の存在をあげたい。山などの起伏のつながりを眺める時も心地よさを感じるが、これは強弱のリズムに起因している。律動は動勢を持つ立体に美しさや面白さを生じさせ、作品としての魅力を一層強める力を秘めている。

動勢や律動を持たせながら起伏を肉付けしていくと、様々な形が姿を見せてくる。尖った部分や丸さを持った部分、つるつるとした部分、ざらついた部分など形に変化が現れ、作品は見る者の好奇心をそそる存在と成りえよう。絵画などの平面には起伏がないが、立体には肉付けによる三次元の面白さや美しさがあるのである。ゆったりとした肉付けや厳しい肉付け、優しい肉付けなど、作者の想いを込めながら制作することが、個性的な形を持った作品を生むことにつながるのである。

学生の制作した作品を見てみると、面が形を作っていくためには、これらの要素を必要としていることがよくわかる。そして、作者が要素のバランスを考えながら面を構成し、全体に調和を持たせ、築き上げた立体は力強い量感を生む。このようにして完成された作品は制作者の心象の現れた形となり、形に根付いた想いが人々を感動させるのである。

3 立体作品と色

これまで立体作品の形について述べてきたが、ここでは作品に様々な彩色を施し、形とそれを生かす色について考察していきたい。作品の制作には繊細な形を表現しやすく、誰にでも手軽に扱うことのできる素材、また、教育現場での使用頻度の高い素材として粘土を選択した。

粘土は、石や砂が風化し、また木や草が堆積し長い年月をかけて生成される天然素材である。そして、0.02mm以下というきめの細かさを持ち⁽⁸⁾、非常に柔らかく可塑性に優れている。そのため、子どもでも思い通りの形を創ることができる。さらに、制作の際、直接手で触れるので、手の動きや試行錯誤の奇跡が残りやすく、こうしたい、ああしたいといった心を素直に表現してくれる。これらのことから、粘土は個性あふれる作品を作ることのできる優れた素材といえよう。

作品は、そよ風を受ける女性をレリーフ（浮彫）で表現したものである。一つの平面に浮き出させた形を作るものをレリーフというが、平面作品と丸彫り（独立した立体）との中間に位置する形といえる。平面作品により近い立体作品ということから、今回は浮き彫

りの技法を用いることにした。

作品は、様々な形の肉付けで構成されている。柔らかな女性らしさや優しさをふっくらとした肌の肉付けで、風を受けるすがすがしさ、心地よさを髪の毛のシャープな肉付けで、柔らかなイメージのある女性の奥深くに存在する心の清らかさを端正な顔立ちで、そして、意志の強さや、熱い想いを肩などの少しごつごつとした重厚な肉付けで表現している。素材の持つ特性もそれぞれの形を引き立てる効果を持っている。

考察するレリーフは、講義でも取り扱いやすく、学生にも理解しやすいものを対象としたため、粘土で制作した原型、そして原型から雌型を取り、石膏に置き換えたものに絞った。作品の色には、原型の素材である粘土の色、置き換えた雄型の素材である石膏の白色、石膏の白に対して黒を着色したもの、雄型に何色かの色を塗り重ねたものなどを取り上げた。

(1) 原型の粘土の色を活かした場合

作品の原型作成に使用した粘土には、黒色、灰色、茶色、黄土色、赤色など様々な色があるが、どの色も我々の周りで見つけることのできるもので、非常になじみ深く、親しみやすい色といえる。また、粘土は適度な水分を含むため、光が当たるとしっとりとした品のよい光沢を生む。ここでは、茶褐色の粘土を使用しているので、作品全体に落ち着きがあり、光の白との対比も美しい。また、光と影が作品の凹凸を浮き立たせ、形を明確にしている。ここで色と光について少し触れてみたい。

人は色という言葉に耳にすると、赤、青、黄など絵の具や虹などに見られる彩り、いわゆる有彩色を思い浮かべるであろう。それは、我々が認識できる色は物体や物質に所属しているからであり、一般的な傾向といえる。色の源は、電磁波の一部の極めて狭い波長部分から生まれる光であり⁽⁹⁾、波長の違いから異なる色が生み出されるのである。

他には、白、灰色、黒といった色みを持たない無彩色があるが、これは彩りとは異なり、明るさの度合いを段階に分けて配列したもので「明暗性」⁽¹⁰⁾のことである。すなわち、明るさと彩りは異なるものであるが、どちらも色の性質といえるのである。日頃、区別されないのは人の目に非常に親しい存在であり、常に見えているもの、当たり前のものであるからであろう。



図3 粘土の茶褐色を活かした作品

さらに、光による瑞々しい明暗や陰影により、微妙な形をはっきりと確認でき、奥行も

このことを考えると、粘土に光が当たった場所に生じる白色とその陰の黒色、すなわち光による明暗や陰影も色と認識できる。特に三次元の立体にとって、明暗や陰影は形を浮き立たせるために重要な存在なのである。

図3を見ると、この作品の色は粘土固有の色を生かしたものなので、柔らかさやきめの細かさなどの性質を持つ素材に見られる、特有の形と見事に調和していることがわかるだろう。頬や首筋、胸などは健康的な若々しさにあふれており、顔の

表情も落ち着いていて、素直な印象を受ける。

感じられる。これは自然から採取された粘土と自然が創造した素材の色、そして自然の世界を題材としたモチーフそれぞれがお互いに釣り合っているからといえよう。このような形と色の調和は、心象表現である立体作品には欠かせないものである。

(2) 作品の素材である石膏の色を活かした場合

ここでは粘土の原型から雌型を取り、その型に石膏や樹脂、ブロンズなどを流して作品を成型したものを取り上げよう。今回は学生にも取り扱いが簡単で、経験したことのある素材ということを考慮して、石膏を使用することにする。

石膏は焼成した石灰石の粉末に水を加え固めたものである。他の素材に比べ、収縮や変形が少なく、原型と寸分の狂いもない形を再現できる。すべすべとした肌触りを持ち、色は澄み切った白色である。白は最も明度の高い色で、あらゆる波長の光、つまり有彩色の光すべてを反射することによって見えてくる色である。

また、古代中国では人の心理的な性質を陽性と陰性に分け、白と黒をそれにあてた⁽¹¹⁾。赤外線から紫外線までの光すべてを混ぜた色、また、陽性の象徴とされた白色に、我々は清く正しい、清潔、純潔などといったイメージを持つだろう。作品の着色に上手く使用すれば、作品を鑑賞する人に同様の印象を与えることができる。この効果のみを考えると、今回の作品の題材に適した色と考えられよう。実際に立体作品の色として使用した場合はどうであろうか。



図4 石膏の白色を活かした作品
と相性の良かった作品も形が繊細であるため、明度の高い色との組み合わせにおいては調和を崩しているのである。

これは、今回制作した作品が肉付けの薄いレリーフであり、色に立体の量感が負けてしまっているからである。各部分の肉付けがもっと激しい形や、量の変化が大きい作品、また、塊の強さを見せてくれる立体であれば、形が石膏の色に負けることなく協調し、量塊としての魅力を生じさせることだろう。

この結果から、形を追求した細密な立体と明度の高い単色を組み合わせる場合には、細心の注意が必要であり、作品の量感や奥行きを保ち、心象を伝えやすくする工夫を思慮しなくてはならないといえよう。

図4からわかることは、全体的に非常に明るい印象を受けるということである。むらのない純白という色自体は力強さを感じさせ、視覚に働きかけてくる。しかし、立体の形を生かした色であるかどうかという点に着目すると、疑問を持たずにはいられない。

それは、光の反射が強すぎるために微妙な形や陰影が消されてしまい、全体的に平坦に見えてしまうからである。この状態の作品を見た人は、先に述べた白色のイメージよりも、立体としての弱さや軽さを感じてしまうであろう。粘土の茶褐色

(3) 作品に黒色を着色した場合

色には陽性と陰性があることについては前述したが、ここでは陰性の象徴となる黒を着色した作品に触れてみたい。黒色は最も明度の低い色で、石膏の白色、光の白色と相反するものである。白と黒の対比は我々の日常でもよく見られる色の組み合わせであり、視認性の良さを生む⁽¹²⁾。そして、光の白色と影の黒色の取り合わせは、人に物の形をはっきりと認識させる効果を持ち、影の強さが立体の奥行や形を浮かび上がらせるのである。



図5 黒を着色した作品

図5を見ると着色の効果がはっきりとわかるであろう。着色された黒色に光の白色が反射し、丸い形には微妙な柔らかさを、角の尖った形には厳格な力強さを与えている。最も強く感じられる黒は鋭利な角の影の部分にあり、形の厚さや深さを強調している。粘土の色を活かした場合との違いは反射した光の強さにあり、着色された形は人工的な塗料で覆われ、コントラストをより強めている。

作品に塗られた色は全体的に色むらが少なく均一であり、端正な色合いである。重厚さを感じ

させる色と光の反射光が工芸的な美しさを持ち、全体の形をすっきりと見せてくれる。立体と明度の低い色の組み合わせが整っている例といえよう。しかし、この着色法には一つの難点が存在していると思われる。それは先にも述べたが、工芸的な着色であるということである。

工芸品は、同じ立体作品でも使用目的を持ったものである。そのため便利で美しいということが求められる。そのため、工芸品の着色には、機能美を優先した形の印象を強め、快さを感じさせる色が選択されている。漆器や陶器などに素朴で統一感のある色や装飾が見られるのは、その様な理由があるからである。

しかし、心象表現を追求した形にこの方法の彩色を施すと、人は作品自身の持つ美しさよりも色彩の美しさのほうに誘われがちになってしまうのである。単一色による着色は形をよりよく見せてくれるが、作品に込められた作者の想いを不鮮明にしているといえよう。では、彫刻の着色に適した色はどのような色なのであろうか。

(4) 作品に絵画的着色をした場合

次に学生の作品制作で見られた着色を見てみよう。それは、人間をイメージさせる固有の色を形に沿って塗る方法である。この方法は絵画を制作するときの着色に似ていることから、絵画的着色と呼びたい。このレリーフは女性を形作ったものなので、肌に肌色、髪には茶褐色を、背景には誰もが空や空間をイメージする水色を塗ることにした。

図6を見ると、立体の形に色をベタ塗りしているため、作品の持つ面や量よりも色に型取られた色面に目が行ってしまうことがわかる。髪の毛と肌色、背景がそれぞれ異なった色彩であるため、形のバランスを確認することが困難であり、立体の美しさが損なわれているといえよう。

彫刻的な形の要素である線や面、動勢、肉付けなどは全く確認できなくなってしまっ



図6 色を絵画的に着色した作品
色という概念から外されやすい傾向があり⁽¹³⁾、彩りは人の目を引きつけ心に訴える魅力と強さを持つといえよう。このことから、学生が講義で見せた着色は立体作品に適さないものであり、より繊細で丁寧な着色方法を発見することが課題となるのである。

いる。そのため、明暗や陰影による奥行きや立体感を感じられず、平面的な印象のみが残ってしまう。このような着色は、人が立体作品を見た時に湧いてくる、触ってみたいという好奇心を失わせ、彫刻の持ち味のよさを消滅させてしまうのである。

ここでわかることは、色彩は立体の形に大きな影響を与えるということである。それは、人は現実

に色が見えるということに魅力を感じるからである。

立体に必要な明暗は、日常生活において、

(5) 色に変化を持たせながら重ね塗りした場合

ここまで、作品の素材の色や単一色で着色した場合、絵画的な方法で着色した場合を考察してきた。その結果から考えられることは、形に心象を盛りたてるような深みのある着色や、力強さを持った彩色をする必要があるということである。色に深みを与えるために形の表面の色と窪んだ部分の色に変化を持たせ、数回重ね塗りすることにした。

まず、下地となる色であるが、今回は前述した黒色を塗った場合と比較するため、同じ黒色を選択した。ただし、均一に塗るのではなく、多少色の変化が感じられるように、むらを出す工夫をしながら着色する。その上に銅粉、茶褐色、萌黄色、緑青などを刷毛で塗る、刷り込む、布に付けてたたき、また、生乾きの時に湿った布で拭き取るなどの細工を加えながら、全体の調子を整えるように塗布した。そして仕上がったものが図7である。



図7 色を重ね塗りした作品
生き生きと映し出し、全体の形を見るものに訴えかけてくれている。さらに作品全体に光が当たることによって、よりはっきりと形が浮き上がり、量感を感じさせるのである。作品の題材である女性像は若々しさに満ち溢れ、瑞々しい美しさを与えられた。これは、形と色が見事に協調した例である。

これを見ると、作品の繊細な形と色が上手く調和していることがわかるであろう。下地として塗った黒色が上に重ねた茶褐色や萌黄色から透けて見え、力強い重厚さを感じさせている。

さらに、布で拭き取ることによって下から出てきた色や銅粉がブロンズのような光沢を生み、微妙な立体感に新鮮さを与えている。そして、拭き取りや刷り込みといった着色の方法が、形の表面の出っ張った部分と窪んだ部分の色に変化を生じさせ、心象を強調していることが認められる。これらの色は作品の持つ微妙な形を生

使用した色は作品の題材に適したものにするため、土や石、植物や鉱物など、人に自然

のよさや美しさを連想させるものを選んでおり、お互いに調和しやすいものといえる。さらに様々な着色法を用いたことから、作品に若葉が芽を出し成長していくかのような生命を吹き込むことに成功した。このような着色は、形を重視する心象表現に最も適しているといえよう。

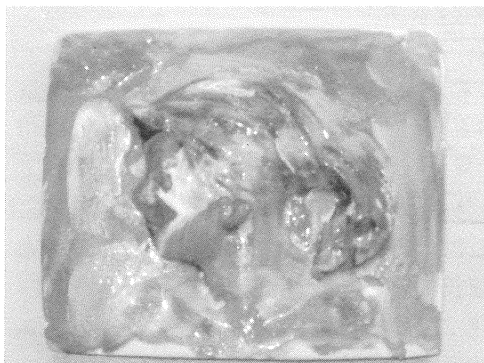


図8 色の三原色を着色した作品

は、ポスター制作などに用いると効果的なものである。

以上のことから、心象表現である彫刻には、形を生かす色とその着色方法が存在しており、それを吟味しながら試行錯誤し、全体を調和させることが必要であることを理解できるであろう。そして、この結果をこれからの作品制作に生かしていくことによって、作品が備えている立体特有のよさや力強さを引き出すことができるのである。

4 立体の形と色に対する学生の反応

これまで、立体の形とはどのようなものなのか、表現した想いを伝えやすい色や、着色法をどう工夫すればよいのかについて考察してきた。その結果を学生たちに紹介し、形と色の効果についてどう感じたか、また、作品に着色する時に、自分の想いを引き出すことを可能とする着色法があることを理解できたか、などを確認するためにアンケートをとることにした。

対象となる作品は、(a)レリーフ原型、(b)石膏の色を活かしたもの、(c)黒色を着色したもの、(d)絵画的な着色をしたもの、(e)複数の関連ある色を着色したもの、(f)色の三原色を着色したものの6つとし、アンケートの内容は次に示すとおりである。

1. 色と形が調和していると思うのはどの作品ですか。
2. 色と形が調和していないと思うのはどの作品ですか。
3. 形や立体感がはっきりと確認できると思うのはどの作品ですか。
4. 色の美しさが際立ち、作品の印象を弱めていると感じるのはどの作品ですか。
5. 色が形や作品の印象を邪魔していると思うのはどの作品ですか。
6. 作品に込められた心象が伝わりやすいと思うのはどの作品ですか。
7. あなたが最も理想的な着色だと思うのはどの作品ですか。
8. その他、意見感想があれば書いてください。

これらの質問を学生88名に対し行った。その結果は次の通りである。

	作品 (a)	作品 (b)	作品 (c)	作品 (d)	作品 (e)	作品 (f)
質問 1.	25 (28.4)	—	28 (31.8)	—	35 (39.8)	—
質問 2.	—	—	—	48 (54.5)	—	40 (45.5)
質問 3.	30 (34.1)	—	33 (37.5)	—	25 (28.4)	—
質問 4.	—	64 (72.7)	—	—	—	24 (27.3)
質問 5.	—	—	—	60 (68.2)	—	28 (31.8)
質問 6.	23 (26.1)	—	—	—	65 (73.9)	—
質問 7.	23 (26.1)	—	—	—	65 (73.9)	—

※ 表の数値は回答数、() 内は%で小数点第二位を四捨五入。

学生たちは作品の形と色が調和しているものとして作品 (e)、(c)、(a) を選んでいる。割合に大差がないことから、互いに調和する色や明度の低い色が立体の形と調和すると認識されたと考える。一方、形と色に調和のないものとしては作品 (d)、(f) が選ばれた。色鮮やかで絵画的、デザイン的な着色が三次元の形を観にくくすることが理解された結果といえる。

作品の形の奥行きや立体感が捉えやすいものには、作品 (c)、(a)、(e) が順に挙げられている。質問 1. の回答結果と同じ作品が選ばれているが、回答数の順位が逆転している。明度の低い落ち着いた色のある単一色が光と調和する美しさを持ち、形を最も浮き立たせることが明らかになった。一方、色の美しさが際立ち、形を不鮮明にしているものに作品 (b)、(f) が選ばれた。白は非常に澄んだ清らかな色であるが、形との組み合わせにおいては効果を発揮しないということが理解されたといえよう。

そして作品の印象を薄めてしまう着色法に選ばれたのは、学生たちが制作の際に見せた方法で着色された作品 (b)、(f) であり、作者の心象がよく現されており、理想的な作品と認められたものとして作品 (e)、(a) が順に挙がっている。この結果から学生は自分の作品に込めた想いとそれを生かす形、そして色との関係に気づくことができたといえよう。

質問 8. には、「立体作品が色の選択や着色方法の違いによって大きく影響を受けることを知った」「自分の作品に込めた想いを伝えやすくする色が存在することに驚いた」「自分が作った作品にもっと愛着を持とうと思う」「作品を鑑賞する時は、作品の形と色の関係を考えるようにしたい」という回答などが見られた。

以上のアンケート結果は、学生が立体作品の形と色のつながりや彫刻の本質について、理解を示してくれたことを物語っていると考える。学生たちは、今後の作品制作において、自分の作品と対話を繰り返し、より個性的で美しさを備えた作品を生み出していくことだろう。

おわりに

形と色、そして人はお互いに強く結び付いている。前述したように、古来より色は人を魅了し、環境のあらゆる所で使用され人の生活を支えてきた。時代や文化によって差異はあるが、物質的にも精神的にも人とともに歴史を刻んできたのである。特に、人の心象を

表現する芸術においては深い関係を築いている。人は心の中にある想いを形と色を使い、巧みに操ることで表現しているのである。

線や色を使って形を作り作品を制作していく絵画やデザインでは、色の感情効果や対比などによって作品に深みを与え、人々を楽しませ、そして想いを伝える。立体作品にも彩色することがよくある。我々の周りにも彩色された工芸作品や彫刻を数多く見ることができる。しかし、この2つは用途を持つ存在と心象を表現する存在とに分かれており、求められる着色が異なるものであることは前述した。

心象を表現する存在である彫刻は、本来着色の効果に頼らず、形のみで想いを伝えることが純粹であるといわれている⁽¹⁴⁾。それは、形に彩色することによって、量の感じや面白さ、そして光と影の調和が薄れてしまい、立体としての美しさが損なわれるからである。

しかし、時には全体の形に統一感を持たせるため、また、感じや想いなど感情効果を強めるために、着色することがある。教育現場では形作りを楽しんだ後に着色することが多い。しかし、残念なことに絵画的、デザイン的な色取り取りの色彩を作品に塗り重ねるという傾向が見られる。それは、作品を表面的に目で見ているからであり、心の眼で捉えていないからといえよう。

今回、レリーフにさまざまな彩色を施し、色の選択と着色方法の違いによって作品の形にどのような影響が出るかについて考察した。作品を形作った粘土の原型が非常に柔らかく瑞々しい光を生み、形をはっきりと伝え、題材に込められた心象を前面に押し出していたのに対し、石膏に置き換え、彩色した時には様々な影響が出てきた。

まず、作品に着色せず素材の色を活かした場合、色自体は非常に印象のよい雰囲気を持っていたが、光の反射が強すぎるために形との調和を乱してしまい、結果として全体の印象が薄くなってしまった。そこで白色と相反する黒色を着色したところ、色と形はお互いを引き立て、すばらしい調和を見せてくれたのである。しかし、着色した色と光の白色の色合いが美しすぎて、作品の心象が弱くなるといった結果を残してしまった。

この2つの着色方法は、色が人を引きつける魅力を持っているため、作品を平面的に見せてしまうという欠点を持っていたのである。そこで単色が持つ色の強さを弱めるため、混色すると鮮やかさが失われていくという色の特徴を活かし、複数の色を塗り重ねるという方法を用いた。

一般的によく見られる絵画的な着色も試したが、先に述べた色の魅力が三次元の形に勝ってしまい、結果として面白さに欠けていた。そこで、お互いに協調する複数の色を塗る、刷り込む、布でたたき、拭き取るといった着色法により彩色したところ、色は作品の題材の形を浮き上がらせ、量や肉付けに生命を吹き込み、心象をよりはっきりと訴えてくれたのである。

彫刻は追及された形の集合体であり、その形には作者の想いが息づいていることから、作品を平面的に見せるような彩色は、むしろ控えるほうが望ましいといえよう。彫刻は量の芸術であり、微妙な形や立体感を生き生きと伝え、温かく豊かな感じを備えることが重要なのである。

つまり、我々は制作の際、形を組み立てる面を繊細に築き上げ、塊としての強さが迫ってくるような表現を心がけなくてはならないということである。そして、仮に着色しなく

てはならない場合には形を生かすように十分配慮し、その形と色が作者の心象を盛りたて、持てる魅力を十分に発揮できるような彩色法について考慮しなくてはならないのである。

注

- (1) 木村重信 『大系世界の美術 1 先史・アフリカ・オセアニア美術』 学研 1985 年
嘉門安雄 『世界美術史要説』 弘文館 1965 年 4-11 頁
- (2) 富永惣一 『LA VENUS DE MIRO』 朝日新聞社 1964 年 99 頁
村田数之亮 『大系世界の美術 2 古代地中海美術 - クレタ美術 -』 学研 1985 年 93-107 頁
上掲 『世界美術史要説』 39-51 頁
- (3) 小林康夫 『青の美術史』 ポーラ文化研究所 1999 年 19-21 頁
- (4) 松島道也 『大系世界の美術 5 ギリシア美術 - アルカイック時代 -』 学研 1985 年 114-119 頁
上掲 『青の美術史』 25 頁
- (5) 本郷新 『彫刻の美』 中央公論美術出版 1980 年 80 頁
- (6) 岡本直行 『都市における彫刻と空間』 今治明德短期大学研究紀要 第 22 集 1998 年 31-32 頁
- (7) 上掲 『彫刻の美』 46-49 頁
- (8) 『世界大百科事典 22』 平凡社 1988 年 111 頁
- (9) 宮下孝雄 『基本配色学』 1965 年 4-11 頁
- (10) 小町谷朝生 『色彩のしくみ』 美術出版社 2000 年 50 頁
- (11) 上掲 『色彩のしくみ』 53 頁
- (12) 中田満雄 『デザインの色彩』 日本色研事業株式会社 1983 年 12-14 頁
- (13) 上掲 『色彩のしくみ』 50 頁
- (14) 上掲 『彫刻の美』 82-83 頁

障害児のための音楽活動に関する研究

－母子参加によるグループ音楽活動を中心に－

小 池 美知子

I はじめに

ここ近年、音楽療法という言葉が一般的に聞かれるようになってきた。我が国では1997年より民間レベルでの音楽療法士資格の認定制度が発足された。また、音楽療法士養成コースが設置されている福祉・音楽関係の大学がかなり増えている。これらは、いかに音楽が人間の精神面にとって欠かせないものであるか、また有益であるかということが、社会的に認知されてきた所以であろう。

音楽療法士ではない筆者が、本研究を進めるに至った経緯について、まず述べておきたい。頻繁に耳にするようになった音楽療法について、1996年頃よりその情報を得たいと考えるようになった。と同時に、とある音楽療法研究会に参加した。何度か足を運んだが、その内容は、音楽的に質が高いとは言い難いものであり、心を動かされるようなものではなかった。しかし、その後も音楽療法について知りたいとの思いは消えなかった。そんな折、初めて『即興音楽療法 ノードフ・ロビンス モデル』(概要について後に記述)を知った。筆者にとって、その出会いは衝撃的でありセンセーショナルであった。以来1998年より、即興音楽療法について継続して学習している。

『子どものためのリトミック指導』を地域の幼稚園で行っていること、隣県であるK県において、『障害児のための療法的音楽活動』の指導者として活動に参画していることもあり、2001年7月に、I市の福祉団体に登録している「療育サークルT」より、グループ音楽活動の講師依頼を受けた。「療育サークルT」の対象児の殆どが自閉症児であるということを聞かされ、特に、自閉症児に対しては個人活動の方がより適切なため⁽¹⁾、かなり躊躇したが、母子で参加すること・グループの規模(対象児)が7～8人までという条件で引き受けることにした。2001年9月より活動を開始し、2002年12月までに月一回平均、合計14回の活動を実施した。その内容として、リトミック的活動を柱に、即興音楽活動を併用した。

本稿は、療法的見地に立った音楽の特性、ならびに『即興音楽療法』の概要についてを明らかにするとともに、母子参加による音楽活動の活動内容に対する分析、および活動に対する母親の意識を調査し、考察を試みるものである。

II 音楽の特性について

人間と音楽とは、切っても切り離せない間柄にある。音楽が、太古の昔から人間によって、生み出されてきたものであることは周知のことであろう。時には情報伝達の手段として、時には神仏に祈りを捧げる手段として、時には労働を喚起する手段として、時には人と人との感情伝達の手段としてなど、人間が生活するあらゆる場面において、人が創り出してきたものである。佐々木は、「音楽のきれいな人はいない。…人間は本来、音楽を愛し、音楽を創り出す存在である。どんなに重度の発達障害児も、重症の精神障害児も例外ではない⁽²⁾。」と障害児

に対する音楽の期待について述べ、加えて音楽の精神医学的見地から、その特性について以下の3点を掲げている。1. 音楽には身体運動を誘発する作用がある。2. 音楽はコミュニケーションの媒体として重要な意味を持つ。3. 音楽には社会性がある⁽³⁾これら3点については、これまでの筆者の研究⁽⁴⁾と大いにリンクする内容でもある。障害者、健常者にかかわらず、人は誰でも音楽を聞くと、そのビート(拍)に合わせ、自ずと身体を動かしたくなる(リズムミッ的な曲であればリズムミカルに、スイング的な曲であれば揺れるようになど)ものである。それは、その音楽のもつニュアンスが、難しい分析をしなくともダイレクトに聞く人の心に届くからである。本来音楽は、一人でするよりも複数の誰かとするほうが、何倍も楽しめるものである。このことは特に、アンサンブルにおいて顕著である。なぜなら、一人で種類の音を奏でることより、複数の人と何種類もの音を奏でることのほうが、音楽そのものが広がりをもよおさせるからである。音楽をする空間そのものが、人を集わせ、人が集うことにより、コミュニケーションが生まれ、コミュニケーションが生まれることにより、互いに協調し、互いを認めあうという社会性が自ずと生まれる。仮に音楽のない場所で、「隣に居る人同士、互いにコンタクトをなさい。」と要求されたとしても、気恥ずかしくそうそうスムーズにいくものではないが、そこに音楽が流れていると、いとも簡単に行なえるものであったりする。他にも(筆者の経験からであるが)、グループでアンサンブルを行っている最中に、音楽が終止に向かう時、その最終音をピアノのトレモロで提示すると、いかなるグループ(幼児でも、学生でも、一般の大人でも、障害児でも)であろうとも、その場にいる全員が、楽器を小刻みに振るなどしてトレモロを奏し、同時に完全に曲を終えることができる。音楽は言葉ではないが、言葉以上に、人と人を結ぶコミュニケーション的な不思議な力を持っている。佐々木は、音楽が精神医学的に、障害児に対して期待できることとして、「多様で総合的な精神機能の活動を誘発し、しかもその活動が快い体験であることから、共感的なコミュニケーションそのものとしての社会性をもった精神活動になる音楽が、総合的な精神機能の訓練や発達援助法として効用の大きい用いられかたを期待されることは、精神医学的に当然のことであろう⁽⁵⁾。」と述べている。

III 即興音楽療法について

音楽療法および即興音楽療法の定義について、ブルーシアは以下のように述べている。「音楽療法とは目標指向的なプロセスで、セラピストが音楽的体験や、それを通して築かれるさまざまな関係を、変化を促すためのダイナミックな力として用いることによって、クライアントが良好な状態を改善・維持・回復するのを援助することである。…音楽療法では、クライアントとセラピストが広範囲な音楽体験をする。主なものは即興、演奏、作曲、記譜、言語化、そして音楽聴取である。主たる治療的経験として即興を取り入れているものを「即興音楽療法」と呼ぶ。…一般的な言葉では、「即興」とはその場その場で何かを作ることを意味し、…手に入る資源から何らかのものを創ったり、組み立てたりすることも指す。音楽において、「即興」は「すでに書かれた曲を演奏するのではなく、演奏しながら自発的に音楽を創っていく芸術」と定義される。音楽療法においては、…音楽を創ることと演奏することが同時進行する。しかしそれは必ずしも常に「芸術」なのではなく、またいつも本質的に「音楽」になっていくとは限らない。…クライアントの即興は、それが音楽的であっても単なる音のフォルムであっても、また芸術的・審美的価値のあるなしに関わらず、どんなレベルのものであれ、セラピス

トによって受け入れられる⁽⁶⁾。」

即興音楽療法にはいくつかのモデルがあるが、そのひとつに創造的音楽療法が位置付けられている。筆者は、この創造的音楽療法について学んできた。創造的音楽療法は、ポール・ノードフ(Paul Nordoff)とクライブ・ロビンズ(Clive Robbins)によって開発され、主に即興演奏を用いた個人および集団療法へのアプローチである。

ブルーシアによると「ポールとロビンズの二人は治療者および共同治療者として1959年から1976年まで密接に協力し、精神障害児、情緒障害児、肢体不自由児を対象に、各地で活動した。…17年間の先駆的な活動の間、彼らの臨床的な仕事に関する包括的なノートを取り、個人療法のすべてのセッションをテープに録音した。彼らはまた、临床上と研究上の知見について手広く著述し、幅広いレパートリーの、治療用の音楽を開発した。…ノードフ・ロビンズのアプローチが「創造的」と呼ばれるのは、セラピストが次のような三つのレベルの相互に関連した創造活動を行なうからである。…第一に、セラピストは治療として用いられる音楽を創造し、即興演奏を行なう。第二に、各セッションにおいて、セラピストは絶えずクライアントとのコンタクトを模索・樹立・維持するために、即興音楽を創造的に用い、それによって治療的経験を「創造」する。第三に、セラピストはセッションからセッションへの治療的経験の継続した流れを創って、クライアントの創造的発達の段階を支える。…セラピストが即興演奏を行なう主たる目的は、クライアントに音楽作り(music-making)をさせることにある。実際、クライアントが音楽に反応するということがまさに治療の核心で、治療が行なわれるのはクライアントとセラピストとの共同的な音楽作りによってなのである。創造的音楽療法は受動的というより能動的なアプローチである。…能動的な音楽作りは子どもの注意を引き、彼を積極的な関与と個人的な参加に引き入れ、内的な経験を外面化させる。さらに、子どもが積極的であれば、音楽は変化し続け、この音楽の変化は彼の情緒的な経験を動かし続けて、彼を探索や変容に向かいやすくさせる。ノードフ・ロビンズのアプローチでは、音楽は…「治療として(as therapy)」用いられる。音楽は数多くの治療技法の一つとして用いられたり、単にセラピスト・クライアント関係を確立するための道具として用いられるのではなく、主要な治療的作因として用いられる。さらに、言語的な介入は最小限に抑えられる⁽⁷⁾。」と述べられている。

IV 音楽活動について

障害児を対象とした音楽活動の講師依頼を引き受けた主たる理由は、ゆったりとした空間でたっぷりとした時間をともに過ごす音楽経験を、母親と子どもに味わわせたいと考えたからである。つまりそれは、音楽を通して動いたり、楽器を奏したりしながら、母と子が、また母子同士が、互いに触れ合い、コミュニケーションを図るという意である。

活動の実施に際し、まず必要とされることは、環境を確保することであつた。環境の確保とは、母子合わせて15人程度が十分に動き回れる空間があること、なおかつピアノがあること、この二つの条件を満たす会場を確保するということである。会場の選定については、I市役所総務障害課に依頼した。空間とピアノという条件を満たす会場を見つけることはかなり困難なようであつたが、ようやく、I勤労身体障害者教養文化体育施設サンアビリティーズが使用できることとなった。だが問題は、サンアビリティーズには動き回れる空間はあるが、ピアノがないことである。ピアノがなくては活動ができない。そこで、会場担当者の許可を得、

筆者の私物であるデジタルピアノを搬入することにした。デジタルピアノの音はあくまでも電子音でしかないため、ピアノと比べると質がかなり劣り、子どもたちの音楽を支えきれぬか不安があったが、楽器無くして活動は始まらないため、取りあえずデジタルピアノを使用することにした。このような経過を経て、ようやく活動実施の運びとなった。

対象児についてであるが、2001年9月現在での学齢は5歳児～小学校4年生までであった。殆どの子どもが、普通小学校特殊学級に在籍している。

次に2001年9月から2002年12月までの活動内容を記したい。一度の活動における所要時間は40～50分程度である。活動内容により、多少の時間の差が生じた。活動の一連の流れを、1. グリーティングソング、2. 動き、3. 即興やアンサンブル、4. グッバイソングと1から4の順に行なった。そのうち1. グリーティングソングおよび4. グッバイソングは、14回殆どの活動に共通して同じ楽曲を使用した。グリーティングソングには『手をつなぎましょう(譜例1)』『Clap Your Hands, Hello! ⁽⁸⁾』の2曲を用いた。『手をつなぎましょう』の出典は明らかではないが、編曲は筆者が行なった。方法は、始め母子二人で向かい合って手をつなぐ。しだいに手をつなぎ人数が増え、輪を大きくしていき、最後には全員で一つの輪をつくるというものである。『Clap Your Hands, Hello!』では、筆者が子ども一人ひとりにハンドドラムなどでリズムを提示し、歌いかけながらリズム打ちを誘いかける。筆者と子どもだけではなく、母親と子どもで行なったり、子ども同士で行なったりする。グッバイソングには『Thank You for the Music ⁽⁹⁾』を使った。方法は、母子で向かい合って手をつなぎ、音楽の揺れに合わせて身体をスイングさせる。活動の振り返りや次回に期待をさせるように、筆者が歌詞をその場で作り、歌いかける。2. 動き、3. 即興やアンサンブルについては、主たる活動として毎回異なる内容を行なったため、以下の表に示すこととする。

主 たる 音 楽 活 動			
No.	年月日	動 き	即興・アンサンブル
1	2001年 9. 8	WALK AROUND THE ROOM (10) ・母子で手をつなぎ、ビートに合わせ歩行する。 ・音楽が止まると歩行を止める。 ・速い遅いなどのテンポに合わせ歩行する。 ・後ろ向きに歩く、這うなど様々な歩行をする。 ・母子で向かい合って手をつなぎスイングする。 (ピアノ6/8拍子に変奏)	Easy Does it (11) ・楽器(ホーン、マラカス、チャフチャフ、パトルスティック)をそれぞれが持ち、自由に鳴らしながら歩行する。
2	10. 13		補足リズムへの導入 ・指導者の叩くハンドドラムのリズムを、すぐに叩き返す。 たいこたたこう(12)(譜例2) ・A 楽節:補足リズムをハンドドラムで叩く。B 楽節:70 cm程の長さの紙テープを持って自由に走る。 Morning Glory (13) ・ベルC E F#を使ってアンサンブルをする。
3	12. 15	チョキチョキダンス (14) ・身体各部位を頭から足に向かって順次動かし、最後に身体全体を動かす。 ・母子で互いの身体同士をコンタクトさせ動かす。 赤鼻のとなかい(16) ・母子で手をつなぎ、フレーズ毎に走り止まる。 ・A 楽節:母子のどちらかが鈴を持ちフレーズ毎に交代しながら走る。B 楽節:母子で手をつなぎ一緒に走る。 光るモールを使って動く ・20 cmのモールを持ち、音高を開き上下に振る。 ・モールを頭にのせ、ゆっくり歩く。 ・音楽のニュアンス(走る・揺れる)に合わせて動く。	おほしさま(15) ・フレーズ最終音を、母子のモール同士コンタクトさせる。 ・フレーズ最終音の和声をベルで演奏する。 (ベルの音:EG, FB $\flat$, AC)

4	2002年 1. 12	おてて(17) ・指導者の手の動きを模倣する。 ・曲の最終小節で指示された身体部位を触る。(一人、母子で互いにこなう) WALK AROUND THE ROOM ・フレーズ毎に様々な歩行し止まる。 ・補足リズムを手で叩く、母子で向かい合い手合わせする。	たいこたたこう ・A 楽節:同時に 3 人がマレットを持ち、補足リズムをフロアタムで叩く。B 楽節:ツリーチャイム、レインスティック、オーシャンドラムが同時に、即興アンサンブルをする。
5	2. 9	The Drum Caught Cold (18) ・ビートに合わせて歩行し、ピアノ伴奏のトレモロで走る。 ティッシュを使って動く ・ティッシュを吹く。 ・ティッシュを手の平にのせ、動かす。 ・ティッシュを胸におき、前進歩行する。	フッフッフ〜(19) ・フッフッフ〜のフ〜でティッシュを吹いて飛ばす。 ・曲に合わせて歩行しながらフッフッフ〜で立ち止まり、ティッシュを吹き飛ばす。 ・フッフッフ〜のフ〜でトーンチャイム C# E F# A を鳴らし、ピアノグリッサンドでツリーチャイムを鳴らす。
6	3. 9	ヤン ヤッパ(20) ・ハンドドラムで補足リズムを叩く。補足リズムを、母子で手合わせしたり身体同士をコンタクトさせたりする。 A4 用紙を使う ・紙の音(振る、叩く、弾く)を聞く。 ・ぐしゃぐしゃにし、丸め転がす。 ・丸めた紙を 16 片にちぎり、ピアノのグリッサンドで紙ふぶきのように飛ばす。	琉球ペンタトニックによる即興アンサンブル ・楽器:トーンチャイム EFG,チャイムバーCEFGB,ロータリーベル、パーズコール、オーシャンドラム、チャフチャフ、レインスティック、フィンガーシンバル
7	4. 20	ヤン ヤッパ ・様々なテンポで動きながら補足リズムを手合わせしたり身体同士をコンタクトさせたりする。 布(100×180 cm)を使って動く ・母子二人で 1 枚の布を持って自由に動く。	即興アンサンブル ・楽器:レインスティック、トーンチャイム DA, ツリーチャイム(ピアノ/D ドリア、D-dur、D ミクソリディア)
8	5. 18	To the Music I (21) ・母子で手をつなぎ歩く→止まる ・様々なニュアンスの歩行をする。 ・母親にもたれて揺れる。	ぼくは太鼓がたたけるよ(22) ・ハンドドラム(複数)とフロアタム(1 個)のアンサンブル(フロアタムは交替し、ソロで即興する) Busy Hands (21) ・トーンチャイム B♭ E♭、ベル B♭ E♭のアンサンブル
9	6. 2	ビビディバビディブー(23) ・フレーズ終わりの補足リズムをハンドドラムで叩く。(テンポ・ダイナミクスを様々に変える) 忍者になって動く ・速く走る、ゆっくり歩くなど様々な歩行の途中で、合図(クラベスの連続音二つ)で忍者のポーズをして止まる。	Now Beat One (24) ・ハンドドラム(数個)とフロアタム(1 個)でアンサンブルする。フロアタムは、一人ずつ交替で即興演奏をする。 Morning Glory ・ベルとトーンチャイム C E F#でアンサンブルする。
10	7. 13	波の CD を聞く ・全員で手をつないで輪になり、波になって揺れる。 ちいさいうみおおきいうみ(25) ・母子で向かい合って手をつなぎ、普通、小さい、大きいなど様々な海になる。 布を揺らして波になる ・布(100×180 cm)を母子で持ち、左右や上下に揺らす。 海の生き物になる ・たこ(スズランテープをたこの足に見立てる)と小さな魚になる。	海の即興アンサンブル(琉球ペンタトニック) ・楽器:オーシャンドラム(1 個)、トーンチャイム C,E,F,G,B オーシャンドラムは一人ずつ交替で演奏する。

11	9. 14	アフリカンドラムの CD を聞きながら自由に動く 提示された動作の模倣をする ・即座に模倣・記憶して模倣。 絵本『14 ひきのおつきみ(26)』を見る ・カラーロープとカラーボードを使い、ロープの道を自由に作る。 ・母子で一組になり、子どもの歩いたロープの道順を母親が記憶して歩く。その逆も行なう。	Easy Does it ・楽器(ホーン、マラカス、チャフチャフ、カシンなど)をそれぞれが持ち、自由に鳴らしながら歩行する。 虫の声の即興アンサンブル ・楽器: 手指につける鈴、インドベル、ロータリーベル、フィンガーシンバル
12	10. 19	Is Everybody Here ? (27) ・A 楽節: ビートに合わせスキップし、音楽が止まると止まる。B 楽節: フレーズ毎に、補足リズムを母子で手合わせする。	Beat ! Beat ! Beat the Drum ! (28) ・一人ずつハンドドラムを持ち、全員で補足リズムを叩く。 ・中間部にフロアタムとツリーチャイムの即興を挿入する。 Bell Dance (29) ・ベル C,D,G を用いてアンサンブルする。
13	11. 2	Hello ! Hello ! Hello ! (30) ・近くにいる人同士で互いに握手する。 ・楽器を鳴らしながら自由に歩行する。(楽器: ホーン E♭, B♭, C チャフチャフ カシン マラカス) 布を使って動く ・布(100×180 cm)の4隅を4人で持ち、音高を聞き分けて歩行する。 ・母子二人で布をロープのように持ち、ドミナントで引っ張り合い、トニックで緩める。 ・母子二人で布を持ち、音楽に合わせて揺らす。 Good Afternoon(31) ・母子で布を持って自由にダンスする。	Now Beat One ・A 楽節: Now Beat One(ハンドドラム、タンブリン)、B 楽節: レインスティックによる即興、[A]ー[B]の順に演奏する。
14	12. 26	あつというまのクリスマス(32) ・フレーズ毎のアウフタクトを、走るための準備(アナクルーシス)として待ち、次小節の第1拍目で走る(クルーシス)。 ・第1フレーズは子どもが走り止まる、第2フレーズは母親が子どもの所まで走る、第3フレーズは母子で手をつなぎ走る。以下のフレーズも同様に行なう。	あわてんぼうのサンタクロース(33) ・打楽器によるアンサンブル 楽器: タンブリン、鈴、朝鮮木魚、クラベス、マラカス、カシン、チャフチャフ、フィンガーシンバルなど、様々な楽器を自由に鳴らし、リピート毎に楽器を交替させる。 パネルシアター『森のクリスマス(34)』を見る ・ベル: B♭、C、D、E、F を使い、『森のクリスマス』のベースラインをトレモロで演奏する。

2002年4月現在における音楽活動参加希望児は13名であったが、全員が毎回参加したわけではない。1,2回の参加のみで、その後は参加していない子どももいる。1回あたりの参加者数は、平均すると7~8名程であった。但し、対象児の兄弟も参加しているため、対象児に加えて2~3人子どもの数が増えることのほうが多い。

これまでの活動を通してまず言えることは、先に述べた「自閉症児はグループ活動が難しい」との筆者の判断が払拭させられたことである。2001年9月初回の参加児数は7名であった。何事も初回が肝心という心理作用も働き、かなりの緊張度を持って初回に臨んだ。対象児が、会場の部屋の中を好き勝手に歩き回ったり、走り回ったり、あるいは部屋の外に飛び出してしまうことがあるだろうと予測されるため、母子で手をつないで行なう活動を中心に内容を立案した。また、音楽は思いのままに自由にできるということを体験させるために、即興演奏的内容を盛り込もうと考えた。このため、簡易楽器によるアンサンブルを行なうこととした。使用楽器には、少々放り投げたり、叩きつけたりしても破損しないクラベスやカシンなどを用意した。が、筆者の心配を他所に、子どもたちは十分活動に参加することができた。まず驚かされたことは、活動の始まりのグリーティングソング『Clap Your Hands, Hello!』において、筆者の歌いかけに呼応するリズム打ちを、多少時間はかかりながらも、ほぼ全員が打ち返すことができたことである。このリズムの打ち返しは、回数を重ねる毎に

正確になり、現在では殆ど全員がタイミングを取れるようになっている。また、母親が常に子どもをサポートする配慮をしたからであろうと思えるが、ピアノが鳴っている間は動き、ピアノが止まれば静止することに反応をしたし、楽器を自由に鳴らしながら歩行することにも興味を示した。特に、『Easy Does it』での母親・兄弟児も含めた参加者全員による歩行しながらのアンサンブルでは、会場の空間全体が音楽でいっぱい満たされたという印象を受けた。このメンバーであるなら、グループ活動は十分可能だろうと感じた。

ここで活動に参加している子どもたちの言語発達の状態について付言しておくが、発語がない、片言を話す、二言連語くらいを話す者が殆どであり、日常的な会話が十分できる子どもは一人である。

以下は、活動状況において特筆したい内容について述べることにする。

3回目活動のあたりから徐々に、活動の雰囲気慣れつつある子どもたちの様子が見受けられるようになった。最初は、一連の活動の流れに沿ってなんとなく母親とともに時間を過ごしている状態であったが、グッバイソングの頃には、6/8拍子の音楽の揺れに、身体の揺れを完全に合わせ、気持ちよさそうに揺れている様子が見られた子どもがいた。また他にも、グッバイソング『Thank You for the Music』の頭だしフレーズを「あーあー」と正しい音程で口ずさむ子どもも見られた。

4回目活動の即興・アンサンブルに『たいこたたこう』を用いた。この楽曲は、筆者作曲による、A楽節；5/4拍子・4/4拍子、B楽節；3/4拍子から成る変拍子の曲である。A楽節のねらいは、補足リズムであり、モチーフの♪たいこたたこう♪の後に続く4分休符を、3人の子どもが同時にフロアタムを打つこと。B楽節のねらいは、緩やかなニュアンスを受け入れながら即興演奏することであり、ツリーチャイム、レインスティック、オーシャンドラムを3人が同時に使用する。A楽節；3人、B楽節；3人と、6人によるアンサンブルを行なった。A楽節において、補足リズムを正しく捉えるには、何よりもタイミングが要求されるため、おそらく難しいだろうと予測していたが、子どもたちはほぼ正確に打つことができた。また、B楽節では、3種類の楽器の音色に、それぞれが感応するかのように演奏した。子どもは確かに音楽に耳を傾け、聴き、音楽と繋がっていると実感した一コマであった。

7回目活動に初めて、布(100×180cm)を用いる活動を行なった。この布はスパークハーフと呼ばれるダンス用の非常に柔らかくて薄い素材である。加えて透明感があり、伸縮性があり、色彩は色とりどりで見た目に大変美しい布である。座って待っている母子に、頭からふわっと覆い被せるようにして布を提示したところ、どの子どもも大変嬉しそうな表情をし、興味を示した。その後、布を母親と二人で向かい合って持ち、自由に動かせながら動く活動を促した。その間ずっと、ピアノは即興で活動を支えた。子どもたちは表情豊かにのびのびと動いた。布は自ずと動きを誘い出すため、動く活動にとって、大いに効果的な素材であると感じた。

10回目活動は7月であったため、季節を感じさせる海をテーマに活動を行なった。西表島の波の音が録音されているCDを横になって聴く。この時、部屋の照明を消し、カーテンを閉めたが、子どもたちは、静かに聞いていた。活動後に、母親の一人が「暗い場所を嫌うので、どうなるか心配だったが、落ち着いていたのでその様子に驚いた。」とコメントをした。CDを聞いた後、海にちなんだ動く活動を行い、最後にオーシャンドラムとトーンチャイムを用い、波の音楽の即興アンサンブルを行なった。オーシャンドラムは1個であったため、子ども全員

が順番でオーシャンドラムを演奏することにした。オーシャンドラム演奏を待っている子どもには、その間トーンチャイムを手にして自由に鳴らすことを促した。ピアノは、全員が演奏を終えるまで、琉球ペンタトニックの音で彼らの音楽を支え続けた。ある程度の音楽の区切りで、「はい、次のお友達。」と声をかけると、次の順番の子どもへオーシャンドラムがスムーズに手渡し、最後の子どもの番まで、立ち上がる子どもは一人もなく、演奏を終えることができた。この光景を傍で見ていた母親たちから、「結構長い時間だったのに、邪魔をすることもなく全員が順番を待って、友達の音を聞いたことに大変驚かされた。」との声を聞いた。子どもが音楽とコミュニケーションしている状況に、筆者自身も感銘を覚えた場面であった。

2002年9月より、デジタルピアノに替わり、アップライトピアノを使用できるようになった。これまでのデジタルピアノでは、音に限界がかなりあり、特に太鼓を使ったアンサンブルをピアノが支えることが難しくなっていた。そんな折、保護者の協力を得、ピアノを提供してもらえることになった。9月以降はそれまでと比較すると、かなり良い音楽環境となっている。

上記に挙げた活動の他にも、上述した内容に準じた様子を多く何うことができた。11回目活動での音楽を取り入れた絵本を見る場面でも、14回目活動のパネルシアターを見る場面でも、立ち上がってうろろしたり、邪魔をしに來たりするような様子は見られなかった。しかし、全ての活動が、子どもたちの状態にほどよい内容であったと、断言はできない。創造的音楽療法を視野に入れた活動に重点を置きたいと考える筆者の思いのあまり、子ども一人ひとりに即興演奏のスポットを当てようとすればするほど、兄弟児も参加をしているため、人数がふくれあがり、即興にかなりの時間を割かなければならない状況が起こっている。一人にかかる演奏時間が長ければ長いほど、待っている子どもの待ち時間が自ずと長引き、待てない子どもも出てくる。このため、活動全体が、だらだらした状態に陥ってしまう。今後は、この点について改善を加えなければならないと感じている。

VI 音楽活動に対する母親の意識について

音楽活動に参加している子どもの多くが自閉症児であることは先にも述べたが、「自閉症児に関する問題の多くは、彼らの周囲で交わされることばや、起きる出来事や、取り決められている約束事などの意味が理解できないで混乱していることに由来している⁽³⁵⁾。」といわれている。このような子どもたちに対し、音楽が、彼らのコミュニケーション力や社会性を助長する役割を果たし得ることを期待して活動を行ってきた。がしかし、果たしてどのくらいの成果が上がったのか感触を得るには至っていない。そこで、筆者自身の活動に対する評価反省の意味も含め、対象児の間近にいる母親の音楽活動に対する意識を探ってみたいと考えた。

(1) 調査日

2002年12月26日

(2) 調査対象

調査日当日の音楽活動に参加した母親8名

(3) 調査方法

活動終了後に調査の主旨について母親に説明し、その後質問紙を配布し、その場で回収した。

(4) 調査内容

以下に示す 15 項目について調査を行なった。

1. 対象児の性別
2. 対象児の年齢・学齢
3. 対象児の障害名
4. 活動に関する情報源
5. 活動への初回参加時期
6. 活動参加合計回数
7. 初回参加時の活動に対する印象(自由記述)
8. 対象児の活動に対する期待度
9. 対象児の活動時における反応
10. 活動内容に関する対象児の興味関心(自由記述)
11. 対象児の活動経験後の日常生活における変化(自由記述)
12. 活動経験後の母親自身の心境変化(自由記述)
13. 活動内容に関する感想(自由記述)
14. 活動内容に関する要望(自由記述)
15. 音楽活動以外の療育に関する活動(自由記述)

(5) 結果および考察

回収率は 100% であった。質問紙を配布した 8 名全ての母親から回収することができた。
調査内容 15 項目をまとめると以下のようになった。

1. 対象児性別 男児・・・6 人 女児・・・2 人
2. 対象児年齢・学齢
3. 対象児障害名

満年齢	学 齢	人数
10 歳	小学校 4 年生	2
9 歳		
9 歳	小学校 3 年生	1
8 歳	小学校 2 年生	4
7 歳	小学校 1 年生	1

障 害 名	人数
自閉症	6
知的・言語障害	1
難聴・脳りょう欠損	1

4. 活動に関する情報源 知人の紹介による情報・・・・・・4 人
「療育サークル T」からの情報・・4 人

5. 初回参加時期

参 加 時 期	人数
2001 年 9 月	5
2002 年 1 月	1
2002 年 4 月	1
2002 年 6 月	1

6. 活動参加合計回数

合計回数	人数
13 回	3
12 回	1
11 回	1
10 回	1
7 回	1
6 回	1

7. 初回参加時の活動に対する印象(自由記述事項を全て列挙)

- (子どもが)興味を示すか心配だったが、嬉しそうに活動する様子を見てできるだけ参加しようと思った。
- (子どもが)気ままに動いているので大丈夫かと思ったが、少しずつ興味を持てば良いと思った。
- (子どもが)落ち着きがなくウロウロして何をしたらいいのか分からず困っていたが、参加回数が増えると興味を持ってくれるだろうと思った。
- (子どもが)内容の理解ができず、時間の流れについていった感じだった。
- (子どもが)ついていけないかなと思った。
- 子どもは楽しんでいて、私も楽しんでいて、車で帰る途中、うきうき身体が心から弾んでいる自分に驚いた、それだけ毎日沈んでいる自分にも気がついた。
- やわらかい感じ。

8. 対象児の活動に対する期待度

いつも楽しみにしている	4 人
ほぼ楽しみにしている	1 人
時々楽しみにしている	3 人
全く楽しみにしない	0 人

9. 対象児の活動時における反応

いつも楽しんでいる	3 人
ほぼ楽しんでいる	3 人
時々楽しんでいる	2 人
全く楽しんでない	0 人

10. 活動内容に関する対象児の興味関心(自由記述より)

身体を動かす活動	5
楽器を使う活動	7 (太鼓が特に好き 1 を含む)
歌う活動	1
その他(始まりと終わりの音楽)	1

11. 対象児の活動経験後の日常生活における変化(自由記述事項を全て列挙)

変化がない・・・0

変化がある・・・8

- 少し音を聴きながらピアノを弾くようになった、タンブリン、鈴を鳴らすようになった。
- 楽器に興味を持つようになった。
- 表情が豊かになった。歌、リズムにとっても興味を持って自ら覚えようとしている。音、人の注意などに注目するようになった。
- 歌やリズム体操が好きになった。
- 音や音楽が聞こえると身体が自然に動いたり、一段と音楽が好きになった。
- 思い出しては、終わりの曲を歌っている。
- タンタンタンが叩けるようになった。
- どんな音が具体的に表現しようとする。

12. 活動経験後の母親自身の心境変化(自由記述事項を全て列挙)

変化がない・・・0

変化がある・・・8

- 大人の感覚で音に合わせて無理にやらせる必要がないことに少しずつ慣れてきた。
- 家では見られない子どもの表情を見られるのが楽しい。
- 子どもと同じ時間を行動する喜び、楽しみが増えた。あまりイライラしなくなった。
- もっと音楽(音)に触れさせてあげたいと思うようになった。
- 音楽はやはり心をすごく和やかにしてくれる。親子で良い時間が過ごせる。
- 子どもの様子を見ることが出来る。何が好きで嫌いかがよく分かる。
- 楽しく参加できている。
- 生活の場でよく歌を歌うようになった。

13. 活動内容に関する感想(自由記述事項を全て列挙)

- いろいろな物(楽器以外の物、布や紙など)を使い、活動に変化があるので(子どもが)飽きずにいられるようだ。次の活動が何か、先生を注目するようになってきた。
- のびのびと自由にさせてもらえるので助かっている。
- 参加している子どもたちの表情がだんだん豊かになり、待てなかった子が順番を待てるようになった。
- 子どものペースに合わせた内容で良い。
- 自分子どもにはすごく合っている。
- 私もしんでいる。
- 結構出来る子が多いので、子どもにとって良い刺激になると思い連れてきている。
- 音を感じる時間が持てるので良い。

14. 活動内容に関する要望(自由記述事項を全て列挙)

- 楽器や物をどんどん使って欲しい。走ったり、止まったり等、変化のある活動をさせて欲しい。
- 静を少なく動を多く。
- 月2回くらいになれば嬉しい。

- もっと楽しく出来たら良い。
- 今のまま、楽器や小道具(布や紙)を使って音楽と交わっていけると良い。歌を歌うことを少し入れて欲しい。
- 無理は言えませんが、立派な楽器が多いので、子どもが一人で持って落としても安心な方が、気が楽なのですが。いつも感謝しているので何も言うことはありません。

15. 音楽活動以外の療育に関する活動(自由記述)

乗馬療育・体操教室・個人音楽教室・エアロビクス	1
乗馬療育・スイミング・就労準備	1
乗馬療育	3
体操教室	1
無記述	2

8人中6人が自閉症であり、対象児の殆どであった。また、活動へ初回より参加している者が8名中5名、全14回の活動中、10回以上の参加が、8名中6名である。

初回参加時の活動に対する印象を問うと、活動の意味を理解できずに当惑している子どもの状態について不安を抱きながらも、継続することによって興味を持つことに期待したとの記述が、多くあった。これに反し、音楽活動自体に対する印象について述べられた回答は若干であり、子どものために音楽を経験させてやりたいと願う母親の心情が伺える。

対象児の活動に対する期待度は、「いつも・ほぼ楽しみにしている」が5人、「時々楽しみにしている」が3人であった。対象児の活動時における反応については、「いつも・ほぼ楽しんでいる」が6人、「時々楽しんでいる」が2人であった。子どもが活動に参加することを楽しみにしている・活動自体を楽しんでいるために、継続して参加させている様子が伺える。活動内容に関する対象児の興味関心については、身体を動かす活動・楽器を使う活動、双方に興味を示していることが分かった。

対象児の活動経験後の日常生活における変化および活動経験後の母親自身の心境変化において、両項目ともに8人全員が「変化がある」と回答し、その記述内容に大変興味深い結果を得ることができた。対象児の日常生活における変化では、全ての回答を通じ、楽器や歌など、音楽に対し具体的に興味を持つようになった様子が伺え、母親自身の心境変化では、「無理やりやらせる必要がないことに慣れてきた・家では見られない子どもの表情が見られ楽しい・子どもと同じ時間を共有する喜び楽しさが増え、あまりイライラしなくなった・もっと音楽に触れさせてあげたい・音楽は心を和ませる・親子で良い時間が過ごせる」など、好転的な心境に変化している様子が伺えた。

活動内容に関する感想においても母親自身の心境変化と同様に、活動自体に好感度を持って受けて止めている内容の記述が全てであり、母親自身も活動を楽しんでいる様子が伺える。活動内容に関する要望においては、動く活動や楽器・楽器以外の物(布や紙など)を使う活動を今後も要望する声が多かった。

母親の意識を探ることによって明らかになったことは、活動を通して、子どもが音楽とコ

コミュニケーションし、子ども同士が互いに関わり合えるようになっていくということ、子どもの傍にいる母親自身が実感していることである。加えて、母親が活動に対し、非常に高い期待を持っているということも分かった。このことは、音楽活動だけでなく、他の様々な療育的活動にも積極的に参加させている様子からも伺える。

VII おわりに

1年余りにおよぶ母子参加による音楽活動の実践を通して、人のメンタルな面に及ぼす音楽の果たす役割の大きさを再認識することができた。言語を伴わないコミュニケーション力を持っている音楽であるからこそ、言語的コミュニケーションが発達途上である子どもたちにとって、有益なコミュニケーションの媒体と成り得るということが明らかとなった。今後活動内容について検討を進めるとともに、障害児に対する音楽活動のあり方について研究していきたいと考えている。

最後に、研究にあたりご協力くださった「療育グループT」の方々に心からの感謝を申し上げます。

註

- (1) コーエン/ボルトン 久保 他訳 『自閉症入門』中央法規 1997 p. 72～74

自閉症の特性を心理的問題として「他人と社会的な関係を持ってない…人に反応しない…人に対する注意の欠如…視線が合わない…人をまるで無生物のように扱う…文化的規範に見合った行動の欠如…他人の感情に対する配慮のなさ」等の項目を掲げ述べている。

ブルーシア 林訳 『即興音楽療法の諸理論 上』人間と歴史社 1999 p. 37～38

セッションの形態について、「個人療法・集団療法と音楽指導」として以下のように述べている。「個人療法は、ぼんやりした子どもや疎通性に欠ける子ども、あるいは仲間との相互作用を妨げたり、集団音楽活動への参加を妨げたりするような行動を持つ子どもにもっとも適したセッティングである。…創造的音楽療法のいろいろな活動は、さまざまな能力レベルの子どもがうまく参加できるように組まれているので、どの程度音楽活動に専念でき、十分な集中力があるかということが、こうした集団に配置されるための主たる基準となる」

上記に述べられている事項を参考とし、自閉症児にとって、グループ活動は難しいとの判断をした。

- (2) 佐々木正美 音楽之友社編『障害児の成長と音楽』音楽之友社 1984 p. 11

- (3) 佐々木正美 前掲書 p. 12～14

1. 「精神活動と身体活動とは特定の意思が働かないかぎり、本来不可分の関係にあり、心身障害児にかぎらず、あらゆる子どもの発達には心身の相関関係で進行するために、運動や活動を誘発する環境刺激の意義は、過大評価をしようもなく大きい。」 2. 「重度の発達障害児には、論理性や抽象性を抜きにして表現することができる媒体となるため、…好んでコミュニケーションの手段として用いられる。…日頃さまざまな要求が理解されにくく、不安やストレスに苦しみがち多くの心身障害児には、音楽を媒体にしたコミュニケーションは、本来最も得意で安心できる生活形体である。」 3. 「音楽学をまったく学ぶことなしに、だれもが理屈ぬきに具体的な感覚や知覚の体験を共有できる。…音楽のもつ社会的要素は、論理や抽象的な意味をぬきにして、感情的コミュニケーションを社会集団的に可能にするものである。」と、本文 1. ～ 3. について、さらに上記のとおり述べている。

- (4) 小池美知子『こどものリズム表現』全国大学音楽教育学会研究紀要第8号 1997 『保育内容「表現」(音楽科目)の取り組みについて』今治明德短期大学研究紀要第22集 1998 『保育者養成における想像的音楽活動の一考察』全国大学音楽教育学会研究紀要第11号 2000 『保育者養成における創造的音楽表現活動に関する研究』今治明德短期大学研究紀要第25集 2001

- (5) 佐々木正美 前掲書 p. 14

- (6) ブルーシア前掲書 p. 8～9
- (7) ブルーシア前掲書 p. 30～32
- (8) GREETINGS AND GOODBYES A Nordoff-Robbins Collection for Classroom Use Theodore Presser Company No. 6
- (9) GREETINGS AND GOODBYES前掲書No. 15
- (10) John Buchanan Laura Beer曲
- (11) Dave Martin曲
- (12) 小池美知子曲
- (13) A Garden of Bell Flowers for Resonator Bells and Piano by Herbert and Gail Levin Theodore Presser Company No. 14
- (14) 作詞・作曲不詳の手遊び歌。手だけでなく身体全身を動かすための楽曲として用いた。
- (15) 作詞都築益世 作曲團伊玖磨
- (16) Johnny Marks曲
- (17) 馬淵明彦曲
- (18) Learning through Music by Herbert and Gail Levin Barcelona Publishers Activity#16
- (19) 井上恵理曲『月刊ケーヨン』5月号クレヨンハウス 2001
- (20) 『アロノフ先生のリトミック教室』ドレミ楽譜出版社 1996
- (21) Learning through Music前掲書Activity #1
- (22) 『子どものためのプレイソング』曲ポール・ノードフ 詞クライヴ・ロビンズ 音楽之友社 1999
- (23) J・リビングストン曲
- (24) Learning through Music前掲書Activity #7
- (25) 『新沢としひこのあそびうた だいすき』すずき出版 1996
- (26) いわむら かずお 童心社 1988
- (27) GREETINGS AND GOODBYES前掲書No. 11
- (28) Themes for THERAPY from the Nordoff-Robbins Center CARL FISCHER
- (29) Learning through Music 前掲書Activity #21
- (30) Themes for THERAPY from the Nordoff-Robbins Center CARL FISCHER
- (31) GREETINGS AND GOODBYES 前掲書No. 10
- (32) 作詞新沢としひこ 作曲中川ひろたか 月刊『音楽広場』特別編集 5 絵本SONG・BOOKあしたのすきクレヨンハウス 1992
- (33) 作詞吉岡治 作曲小林亜星
- (34) 月刊『音楽広場』クレヨンハウス
- (35) 佐々木正美『自閉症療育ハンドブック』p. 60 学研 1993

譜例 1

手をつなぎましょう

m. Koike

♩ = 100

Solo

てをつ な ぎ ま し ょ う ら ら ら ら ら ら ら ら

Piano

わ を つ く り ま し ょ う ら ら ら ら ら ら ら ら

譜例 2

たいこたたこう

m. Koike

♩ = 120

Solo

たい こ た た こ う たい こ た た こ う たい こ た た こ う たい こ た た こ う み ん な

Piano

♩ = 88

Fine

で た た こ う たい こ

legato

Fine

rit. D.C.

rit. D.C.

障害児保育担当者のための自閉症児とのかかわりに関する 自主研修プログラムの試み

－幼稚園教諭に適用した事例の検討－

Self-training program about communication method to autism
for preschool teachers in charge of handicapped children

重 成 久 美

Kumi SHIGENARI

井 上 雅 彦

Masahiko INOUE

山 口 洋 史

Hiroshi YAMAGUCHI

1. 問題と目的

障害のある幼児と障害のない幼児が地域の幼稚園・保育所で保育を受け、共に育つ統合保育は、ノーマリゼーションの理念の普及や、1974年厚生省通達「障害児保育事業実施要綱」を契機に急速に増加をみせている。しかしながら、その質的問題点は多数指摘されており、障害のある幼児が何の療育的配慮もない環境で保育されているという実態が大きな問題となっている。

園山¹⁾は、統合保育を取り巻く状況要因として、①理念的要因、②制度的要因、③障害のある幼児の要因、④物的環境要因、⑤人的環境要因、⑥体制的環境要因をあげており、特に人的環境要因の一つである保育者の専門性については、障害児に携わる保育者そのものが統合保育の成否を左右する要因として考えられていることから、その確立の必要性が指摘されてきた⁷⁾⁹⁾¹²⁾。

一方、保育所・幼稚園における障害幼児の受け入れを障害種別でみると、知的障害、情緒障害が双方共に多いと報告されている⁵⁾⁸⁾。自閉症や知的障害のある幼児においては、彼らの示す数々の問題行動やコミュニケーション行動の障害などのために特別な研修や専門的支援のない状態での保育の限界や困難性が示されており⁶⁾、特に自閉症児の保育は、他の障害と比べて難しい²⁾という報告もなされている。これは、幼児期の自閉症児の行動上の問題として、対人回避、多動、物や行動への固執、社会的応答性の欠如、刺激の過敏性などが特徴的に見られ、言葉の遅れを伴う場合には、保育者からの指示の理解も困難となり、集団場面への参加が難しく、顕著な逸脱行動が起こる場合が多いためであると考えられる。したがって、このような自閉症の行動特性が起因となり、その保育の困難さが顕著に現れるのではないかと考える。

遠藤・徳田¹⁾によると、保育者を対象にした障害児保育研修に関する調査において、保育者が今後学びたい障害種別としては自閉症が多数であり、その内容は「適切な接し方」「問題行動への対応」など、具体的かつ実践的ですがすぐに現場で役立てられるものであることが明らかにされた。

そこで、重成・井上・山口¹⁰⁾は、セルフチェックとリーフレットで構成された障害児保育担当者のための簡便な自主研修プログラムを開発し、2名の大学院生に実施した。その結果、対象児及び未介入児との相互交渉において、その効果が示された。しかしながら、その課題としては、実際の保育者への適用や、現場で実施しやすい期間・人数設定の検討、及びセルフチェック精度の向上などが残された。

これらのことを踏まえ、本研究では、障害児保育担当者のための簡便な自主研修プログラムを幼稚園教諭に適用し、短期間での介入による効果について検討することを目的とする。

2. 方法

(1) 参加者

- ① T1：A市内のK幼稚園に所属する保育経験12年5ヶ月の幼稚園教諭であった。教員養成校では、障害児保育に関する講義を受講し、保育理念や病理、指導計画等を学習していた。さらに現職研修としては、言語・聴覚障害の研修会で、障害の特徴や病理、指導計画等に関する講義を受けたが、具体的な指導方法に関する知識は得られなかった。現場では、筋ジストロフィー児の保育を1年間担当したことはあったが、自閉症児に対しては、直接接した経験は無かった。
- ② T2：A市内のI幼稚園に所属する保育経験1年5ヶ月の幼稚園教諭であった。教員養成校では、障害児保育に関する講義を受講し、障害別の特徴や病理について学習したが、具体的な指導に関する内容は学習していなかった。また、本年度4歳の自閉症児を担当しており、障害児保育研修としては、本研修が初めての参加であった。

(2) 対象児(C)

本研究開始時、生活年齢は2歳2ヶ月の男児で、2歳0ヶ月から地域の保育園に通園していた。本児は、医療機関での診断は受けていなかったが、DSM-IVに従って臨床像から判断した結果、自閉性障害の基準を満たしていた。KIDS乳幼児発達スケール(Tタイプ)によると、運動1歳8ヶ月、操作1歳0ヶ月、理解言語1歳0ヶ月、表出言語0歳9ヶ月、概念1歳5ヶ月、対子ども社会性1歳2ヶ月、対成人1歳0ヶ月、しつけ1歳5ヶ月、食事0歳11ヶ月で、総合発達年齢1歳2ヶ月であった。本児は、車輪への強いこだわりが見られ、車を用いた一人遊び以外はほとんど行わなかった。主な要求手段はクレーンで、表出言語は「がったん」などの遊びで用いる擬音語を不明瞭な音声で発する程度であった。また、自分の要求が通らないと、周囲の遊具をかき乱して癇癪を起こす姿も見られた。対人回避反応は見られず、くすぐり遊びなどを好んでいた。

保育園では、本児の発達年齢を考慮して1歳下のクラスへ在籍しており、午前中のみ保育を受けていた。保育者や他児とのかかわりはほとんど無く、自宅から持参している新幹線と車でいつも一人遊びをしており、遊具の紛失や次への活動への移行等、遊びの続行が不可能な場合にパニックになることがあった。また、衣服の着脱や靴の脱ぎ履きなどを激しく嫌がることもあったため、保育者は次の活動への誘いかけやパニックへの対応、援助の仕方などに悩んでいた。

(3) セッティング

① プレイセッティング

大学のプレイルームを使用した。対象児の好みの遊具と発達段階に応じた遊具が設置され、毎回の遊具の種類や数、位置は一定とした。室内には、参加者と対象児の行動を録画するためのビデオカメラが設置された。

② モニタリングセッティング

大学の行動観察室において行われた。ビデオデッキ、モニター、椅子を使用し、研修参加者の前セッション時における自由遊びを録画したビデオテープ、セルフチェック表、筆記用具が準備された。

(4) 研修プログラムの概要

本研修プログラムは、重成ら¹⁰⁾を参考に、①研修参加者がセルフチェック表を用いて、対象児との自由遊びを撮影したビデオをセルフチェックする、②チェック項目に対応するリーフレットを読む、という2段階で構成された。セルフチェック表は11項目41問からなっている。セルフチェック表は、4件法による評価を数値にして得点化し、11項目毎の平均得点が低い3項目に対応するリーフレットが配布された。リーフレットは、セルフチェック項目と対応して11種類あり、井上³⁾⁴⁾の指導法などを参考に自閉症児への対応における指導者側の具体的対処法について記述されたものが使用された。セルフチェック項目とリーフレットの種類を表1に示す。

表1 セルフチェック項目とリーフレットの種類

セルフチェック		リーフレット	
番 号	項 目	No.	種 類
1～2	強化子探し	No.1	子どもが喜ぶ対応について
3～5	強化随伴操作	No.2	子どもが喜ぶ対応の仕方について
6～9	接近	No.3	子どもへの接近の仕方について
10～13	身体遊び	No.4	身体遊びについて
14～17	注意喚起	No.5	注意の引き方について
18～21	弁別刺激	No.6	遊びへの誘いかけについて
22～25	プロンプト	No.7	援助の仕方について
26～28	行動パターン	No.8	遊びのつなげ方について
29～31	遊びの広げ方	No.9	遊びのパターンの広げ方について
32～36	要求行動の作り方	No.10	要求行動の作り方について
37～41	発声・発語の促し方	No.11	発声や発語の促し方について

(5) 手続き

① ベースライン (BL)

参加者は対象児の氏名、生活年齢を知らされ、できるだけ子どもと多くかかわりをもって遊ぶよう教示が与えられた。その後、参加者はプレイルームにて10分間対象児との自由遊びを行った。2名の対象児について、それぞれ2回から4回測定された。

② トレーニング (TR)

参加者に対象児との前セッション時における10分間の自由遊び場面を録画したVTRを視聴させた後、セルフチェック表を記入させた。その後、研修実施者がチェック表を集計し、平均得点の低い3項目に対応するリーフレット(対処方法)を各参加者に配布した。そして「セルフチェック表に印の入った項目を改善するためのリーフレットをお渡しします。〇〇とのかかわりを思い浮かべながら、じっくりと読んで下さい」と教示を与えてリーフレットを読ませた。その後、ベースラインと同様の手続きにより、プローブとして10分間の自由遊びを行った。

(6) 結果の測定・処理方法

参加者と対象児間の相互交渉は、10分間の自由遊び全てがビデオ記録された。そのビデオを用いて10分間に見られた参加者と対象児の全ての行動とその働きかけの種類・方向性を記述するトランスクリプトを作成し、表2の基準に従って測定した。

表2 参加者のかかわり行動における分類基準

1. 弁別刺激提示行動	Cの注意を引く誘いかけができたもの [例：Cの行動の前に出たTの行動]
2. 強化随伴行動	Cの正反応に対し、直後に対応できたもの [例：Cの行動の後に出了たTの行動]
3. プロンプト行動	Cの正反応を誘導できたもの ①刺激プロンプト 弁別刺激提示後、再度異なる方法で弁別刺激を提示した場合、後者を刺激プロンプトとする ②反応プロンプト Tの行動がCの行動に含まれている(一緒に行動する場合、反応プロンプトとする)

(7) 結果の信頼性

かかわり行動の分類とその出現数についてデータの信頼性が測定された。測定は、1年以上の障害児教育の臨床経験をもつ、独立した2名の評定者によって行われた。自由遊びにおける参加者と対象児との言葉や行動をVTRより起こした行動表を用い、VTRを視聴しながらかかわり行動が成立した際、その行動の種類と方向性を記述するよう教示が与

えられた。測定は、各フェイズ1セッション中30%以上を抽出して行われ、一致率は〔一致数／全評定数×100〕により求められた。かかわり行動における2者の一致率は、T1は75.9%、T2は74.0%であった。

3. 結果

(1) T1の結果

①セルフチェック得点と配布リーフレットについて

参加者2名のセルフチェック総得点とリーフレット項目別平均得点、及び配布したリーフレットを表3に示す。表中の下線は、該当するリーフレットの配布項目を表している。T1のセルフチェック総得点は、トレーニング期の各セッションにおいて徐々に上昇が見られた。各項目の平均得点は、「弁別刺激」「行動パターン」「発声や発語の促し方」が当初から全般的に低く、リーフレット再配布後のTR3で「行動パターン」「発声や発語の促し方」については、上昇を見せている。また「注意喚起」は、TR3で得点が若干下降し、リーフレットの配布に至った。リーフレット配布項目の点数は、「弁別刺激」以外は、次セッションにおいては同点か、あるいは上昇が認められた。T1に配布したリーフレットは合計6種類で、No. 1, 3, 7, 9, 10の5項目については、一度も配布に至らなかった。

表3 参加者のセルフチェック総得点とリーフレット項目別平均得点の推移

		T1			T2		
		TR1 (Sess.2)	TR2 (Sess.3)	TR3 (Sess.4)	TR1 (Sess.2)	TR2 (Sess.3)	TR3 (Sess.4)
総 得 点		95.3	110	114	101.6	117	99.6
項 目	1. 強化子探し	3.0	3.5	3.5	3.0	3.5	3.3
	2. 強化随伴操作	2.3	2.3	<u>2.6</u>	2.0	3.5	3.0
	3. 接近	2.75	3.25	3.25	3.25	3.25	3.0
	4. 身体遊び	2.07	3.0	<u>3.0</u>	<u>1.5</u>	<u>2.5</u>	3.75
	5. 注意喚起	2.25	2.75	<u>2.5</u>	2.0	<u>2.25</u>	2.75
	6. 弁別刺激	<u>2.0</u>	<u>2.0</u>	1.75	3.25	3.0	<u>2.0</u>
	7. プロンプト	2.25	2.5	3.25	<u>1.75</u>	2.5	<u>1.75</u>
	8. 行動パターン	<u>1.0</u>	<u>1.6</u>	2.0	<u>1.6</u>	<u>2.33</u>	2.0
	9. 遊びの広げ方	2.6	3.0	3.0	2.6	3.33	3.0
	10. 要求行動の作り方	3.4	3.6	3.4	2.4	3.4	<u>1.2</u>
	11. 発声・発語の促し方	<u>1.8</u>	<u>2.0</u>	2.4	3.0	3.0	2.0

(下線は、リーフレット配布項目を示す)

②かかわり行動の出現頻度について

T1におけるかかわり行動出現頻度の推移を図1に示す。グラフの縦軸は、かかわり行動の出現頻度、横軸はトレーニング(TR)セッション数を表している。ベースライン(BL)期Sess. 1におけるかかわり行動の総数は121回であり、弁別刺激提示行動は57回、強化随伴行動は55回、プロンプト行動は9回出現した。

トレーニング(TR)期では、かかわり行動の総数は、Sess. 2, 3においてはBL期と同様の値であったが、Sess. 4で109回と若干減少がみられた。弁別刺激提示行動は80, 84, 75回であり、いずれもBLに比較して著しい増加が認められたが、強化随伴行動は30～33回に減少が見られた。プロンプト行動に関しては、Sess. 2で13回と増加を見せたが、Sess. 4では1回と減少傾向にあった。

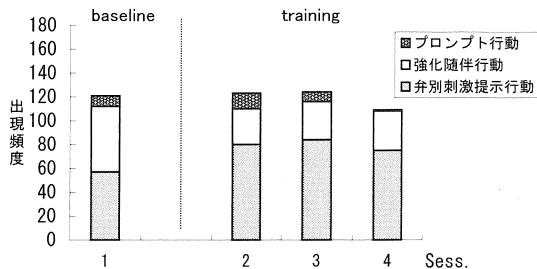


図1 T1におけるかかわり行動出現頻度の推移

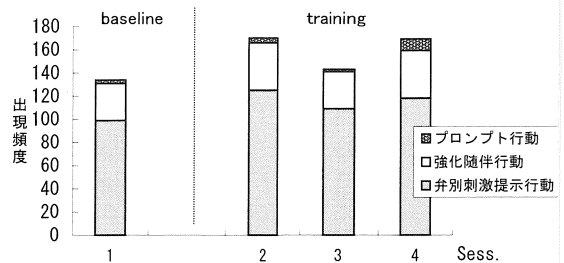


図2 T2におけるかかわり行動出現頻度の推移

(2) T2の結果

①セルフチェック得点と配布リーフレットについて

T2におけるセルフチェックの総得点は、TR期Sess. 3までは101.6点、117点と上昇を見せたが、Sess. 4で99.6点と下降する不安定な点数であった。各項目の平均得点は、「身体遊び」「プロンプト」「行動パターン」は低い傾向にあるが、リーフレット配布項目の得点は、次セッションにおいておおむね上昇が認められた。T2への配布リーフレットは6種類で、No. 1, 2, 3, 9, 11の5項目については、一度も配布されなかった。

②かかわり行動の出現頻度について

T2におけるかかわり行動出現頻度の推移を図1に示す。BL期Sess. 1におけるかかわり行動の総数は134回、弁別刺激提示行動は99回、強化随伴行動は32回、プロンプト行動は3回見られた。

TR期では、かかわり行動の総数は、170, 143, 169回とSess. 3で若干減少をみせたが、BLに比して増加が認められた。弁別刺激提示行動においても125, 109, 118回であり、いずれもBLに比較して増加が示された。強化随伴行動はSess. 3で一旦BL値に下降を見せたが、Sess. 2, 4においては41回もの出現が見られた。またプロンプトに関しては、Sess. 2, 3ではBLとほぼ同値であるが、Sess. 4において10回と増加が認められた。

5. 考察

本研究では、自閉症児担当保育者のための簡便な自主研修プログラムを幼稚園教諭に適用し、短期間での介入による効果について検討した。その結果、参加者のかかわり行動のうち弁別刺激提示行動の出現頻度に増加が認められ、2日間の短期自主研修では、一部分に

のみ効果が示された。

自主研修プログラムの実施により、対象児とT1、T2 とのかかわり行動の変化とT1における弁別刺激提示行動、T2は弁別刺激提示行動と、強化随伴行動にゆるやかな増加が認められた。このことから、本研究における短期間の自主研修プログラムは、参加者の弁別刺激提示行動を促す効果を示したといえる。しかしながら、強化随伴行動においては、T2に対して若干の効果が認められたものの、T1における効果は見られなかった。この要因として、T1が標的とする以外を対象児の行動に対する強化随伴行動の減少が考えられる。自由遊び場面においては、T1が標的とする対象児の行動は多数存在するが、T1はBL期において、対象児の標的行動の一つとして自らが指示した以外のかかわりや望ましい行動に対しても、強化を随伴していた可能性があり、TR期には、自分が標的とする行動に対して提示した弁別刺激と、対象児の反応が一致した場合にのみ強化随伴されたことにより、強化対象が限定され、その行動数が減少したものと推察する。

一方、弁別刺激提示行動の増加については、上記のとおり両者ともBL期に比較してTR期に著しく上昇している。この要因としては、セルフチェック得点、およびフィードバックされたリーフレットの内容に影響を受けたことが考えられる。11種類のリーフレットには、弁別刺激に関連するもの、強化随伴に関連するもの、プロンプトに関連するものがあり、弁別刺激行動については、T1の場合、TR期Sess. 2, 3で「遊びへの誘いかけ」「遊びのつなげ方」、Sess. 4で「注意の引き方」が配布され、T2の場合においても、TR期Sess. 2で「遊びのつなげ方」、Sess. 3で「注意の引き方」「遊びのつなげ方」、Sess. 4で「遊びへの誘いかけ」などの弁別刺激に関連するリーフレットが多数配布されており、これらの内容が弁別刺激提示行動の増加につながったものと考えられる。

次に、参加者による効果の差についてであるが、T1は12年5ヶ月の保育経験をもつベテラン保育者であり、T2は1年5ヶ月という経験の浅い保育者であった。しかしながら、T1には弁別刺激提示行動のみしかその効果が見られなかったにもかかわらず、T2には、弁別刺激提示行動に加え、若干強化随伴行動においてもその効果が認められた。この要因としては、自閉症児の担当経験が考えられる。T1は、筋ジストロフィー児を担当した経験はあるが、コミュニケーションに障害を有する自閉症児の担当経験は無く、本研修で初めて1対1で接していた。しかしながら、T2は研修受講時、4歳の自閉症児を担当しており、後のアンケートから、「担任している自閉症児と比較しながら、いつも対象児とかかわっていた」というエピソードが報告された。T2のように、自閉症児と接した経験がある場合、その様子を思い浮かべながらリーフレットを読むことで、かかわりのイメージが形成されやすいものと思われる。したがって、本研修プログラムは、健常児の保育経験よりも自閉症児の担当経験がその効果を左右する要因となったといえよう。

さらにセルフチェックの妥当性について考察する。本研修プログラムは、参加者自身が対象児とのかかわり場面のVTRを視聴してセルフチェックを行い、そのチェックにより平均点の低い3項目に対してリーフレットでフィードバックされる仕組みになっている。参加者のセルフチェック得点をみると、T1においては、強化に関する項目の平均得点は高いにもかかわらず、実際のかかわり行動の出現頻度は低くなっており、弁別刺激に関する項目は、強化に関する項目よりも低くなっているが、実際のかかわり行動出現頻度は高い結果が得られていた。また、T2においても、セルフチェックの弁別刺激項目の得点と実際の行

動出現頻度が一致しておらず、T1の行動パターンなど極端に自己評価が低い項目もあり、セルフチェック自体に偏りが生じたため妥当なリーフレットがフィードバックされていない場合があったと思われる。重成ら¹⁰⁾は、「セルフチェック表の基準がわかりにくかった」というアンケート結果から、他の参加者をモデルとして共に研修を行うことも必要であるとし、セルフチェックの妥当性の問題を指摘している。本研究においても、セルフチェックについては、同様の結果となったことが示された。

最後に、本研修プログラムについて、参加者のアンケートから「子どもとかかわった後、すぐに自分の姿やかかわり方をチェックでき、自分の足りない点を知ることができるのが良かった」「自分自身を省みて、子どもの反応や様子を客観的に見ることができた」という感想が得られ、セルフチェック手続きに対する参加者の満足度の高さが伺えた。また、研修に負担感を感じた、というネガティブな記述は全くみられなかったことから、手続きの簡便性が利点となり、研修方法に負担感が伴うものではなかったことが伺える。したがって、今後現場で保育者自身がVTRを撮影し、チェックを行う等の方法を用いることも十分可能であり、また長期的に実施すれば、その効果が期待できると思われる。

以上のことから、現場で障害児保育担当者の自主研修として実施する際の課題としては、研修効果が認められる2日以上の実施期間を検討すること、妥当なセルフチェックを可能にするため、参加者同士で他者のチェックを行うことなどがあげられよう。

Summary

The present study examined the effect of self-training program for kindergarten teachers in charge of handicapped children in a short period. The training program consists of 2 steps. First, VTR monitoring that recorded about teacher played with child, using self-check list. Secondly, reading three kinds of leaflet that written about communication method to autism, then teacher played with child again. This program conducted 3 times. The results were that the amount of discriminative stimulus behavior were increased by both teachers, but reinforcement behavior were increased by only 1 teacher. These results were discussed the effect of this training program in a short period.

Key Words : kindergarten teacher, self-training program, autism
communication method,

文 献

- 1) 遠藤敬子・徳田克己(1995):統合保育に携わる保育者の専門性 I - 保育者に対する調査結果を中心に - 桐花教育研究所研究紀要, 8, 53-81.
- 2) 畑山・古田・足立・白橋(1992):障害児の統合保育に関する調査研究(3) - 保育条件とその効果について - 発達障害研究, 14(2), 126-135.
- 3) 井上雅彦(1999):コミュニケーション障害の個別指導プログラム, 月刊実践障害児教育, Vol. 310-319
- 4) 井上雅彦(2000):発達障害を持つ子どもの遊びの理解とその指導,
<http://www.edu.hyogo-u.ac.jp/mainou/kouen>
- 5) 猪平真理(1994):保育所における障害幼児に関する調査研究. 宮城教育大学紀要, 29, 147-163
- 6) 加藤哲文(1995):障害児療育施設における指導員訓練:指導技能の習得におけるビデオ・フィードバックとセルフ・モニタリングの効果について. 日本行動療法学会第21回大会発表論文集, 72-73.
- 7) 金谷京子(1991):保育所における障害児保育の実態調査 - 保育上の配慮について - 日本保育学会第44回大会研究論文集, 618-619
- 8) 大川原潔・猪平真理・柴崎正行・鈴木篤(1994):幼稚園における障害幼児の実態. 帝京平成短期大学紀要, 4, 77-84.
- 9) 三村保子・黒岩英子・三代恵子(1992):不適応行動を示す子どもへの保育者への援助について. 日本保育学会第45回大会研究論文集, 422-423.
- 10) 重成久美・井上雅彦・山口洋史(2001):障害児保育担当者のためのセルフチェックによる自主研修プログラムの開発とその効果 - 自閉症幼児との相互交渉の促進 - 日本特殊教育学会第39回大会発表論文集, 4048
- 11) 園山繁樹(1994):障害幼児の統合保育をめぐる課題 - 状況要因の分析 - 特殊教育学研究, 32(3), 57-68.
- 12) 武縄睦美・里見恵子(1992):障害児とのコミュニケーションにおける保母の役割(Ⅱ) - インリアルアプローチによる試み - 日本保育学会第45回大会研究論文集, 112-113.

愛媛における連合国軍進駐と教育現場

野 口 学

はじめに

戦後の占領期、愛媛の教育現場も古い体質を改め、新しい教育方法と実践のあり方を模索していた。その際、教育現場は、連合国軍の指令(占領教育政策)に忠実に従い、また監督指導を受けなければならない立場にあった。

本稿は、そうした制約のもとにおかれていた愛媛の教育現場の実態について、以下、連合国軍進駐前の教育現場(1章)、愛媛軍政機構の整備(2章)、連合国軍指令の受理と連合国軍への報告(3章)、愛媛軍政部の学校訪問(4章)という章立てでもって、明らかにしていく。

1章 連合国軍進駐前の教育現場

愛媛県において、連合国軍の本格的な進駐が始まったのは、1945(昭和20)年10月22日である。その時の状況について、松山連絡事務所⁽¹⁾の連絡官伊藤憲三は、終戦連絡中央事務所へ次のような報告をしていた⁽²⁾。

進駐軍ハ「ウッドラフ」少将(Major General Woodruff)下ノ第二十四歩兵師団ニシテ二十一日船団三津濱沖入港MPヲ主トシ一部上陸開始二十二日兵團ノ大部上陸二十六日揚陸完了総兵力一萬二千進駐状況順調ニ進捗シ現在迄何等大ナル事故ノ発生ヲ見ズ只上陸兵ノ徴発等小事故数件アリタルノミ

また、『愛媛新聞』紙上でも、松山進駐の動向が、「連合軍松山地区進駐、主流一万整然と」(同年10月23日付)と題して詳細に伝えられている。

このように、進駐そのものは、大した混乱もなくスムーズになされたのであるが、進駐を目前にひかえた時点で県民が抱いていた不安は、尋常ではなかった。県当局は、県民の不安を多少とも軽減させようと、常会組織を介して、連合国軍兵士に応接する場合の具体的かつ細かな注意を示してはいたが⁽³⁾、それは心構えの域を出ず、不安の沈静化に役立つものではなかった。

教育現場も同様で、連合国軍の松山上陸を前にして、異様な雰囲気包まれていた。松山市内の国民学校では、連合国軍との接触を恐れ、校長会の申し合わせで、上陸前の同年10月19日から25日までを臨時休校とし、男子教員のみを出勤させるという措置をとっている⁽⁴⁾。

また、同年9月21日には、県内の学校に、県内政部長・警察部長から「連合軍進駐ニ

伴フ心構ニ関スル件」⁽⁵⁾ が示達され、そこでは

一番彼等ノ好ムモノハ室内装飾例ヘバ掛図掛軸美人画床ノ置物仏壇仏像仏具其ノ他日本刀時計万年筆学校ノ教科書等ナルヲ以テ注意スルコト

交通習慣ハ右側通行デ我国ト反対ナルモ左側通行ヲ求ムル計画ニ付左側ヲ励行スルコト
進駐軍ハ無制限速度ヲ以テ疾駆シ為ニ一般通行者路上ノ児童等ニ不測ノ事故発生セシ
事例アリ、特ニ交通道德ヲ守ルコト

といった、異文化接触との留意が示されたりしていた。

一方、県内の学校は、教練用の銃兵器をかなりの量保管していたが、この処置にも県内政部は、相当神経を使っていた。進駐が始まる前の同年9月、内政部長通達として18日に「連合国軍ノ本土進駐ニ伴フ注意ニ関スル件」⁽⁶⁾ (社第1846号)を、25日には、「学校教練用兵器ニ関スル件」⁽⁷⁾ (社第1879号)を矢継ぎ早に示達している。

それぞれの通達内容は、18日付(社第1846号)が

連合国軍ノ本土進駐ニ関シ、関係諸機関ヨリ連絡アリタルトキハ、之ニ対スル援助方並教練用其ノ他ノ銃兵器ヲ蒐集保管シ(備品台帳照合整理シオクコト)、何時ニテモ引渡シ得ル様準備

しておくこと、25日付(社第1879号)は、

供出セシムベキ兵器ノ種類ハ軍用銃器剣刀及軍用火薬等デ提出期日ハ来ル十月十日限リトシ所轄警察署トナツテ居マスガ所持スル武器ガ相当多量ノ場合ハ名簿ノミヲ送付シ現品ハ学校側ニ保管スルモ支障ナイコトニナツテ居リマス 詳細ニ付イテハ最寄警察署ト連絡ノ上之ガ処理ニ関シテハ萬遺憾ノナイ様希望シマス⁽⁸⁾

というものである。これらは、進駐直後から連合国軍は教練用を含めた一切の銃兵器の接收を徹底的に進めているが⁽⁹⁾、それを見越した処置であった。

通達という形からも、教育現場には、外国軍隊の進駐という未曾有の事態に直面せざるをえない緊張感が伝わっている。

2章 愛媛軍政機構の整備

連合国軍は、日本管理を進めるにあたって、間接統治方式を採用した。これは、日本政府および都道府県の行政機関が、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ\SCAP、以下「SCAP」と略記))の命令(占領政策)を忠実に代行していくという方式である。当然、命令が確実に実行されているかどうかを監視する「指令遵守監視機関」⁽¹⁰⁾も必要となり、その役割は地方軍政機構に委ねられることになった。

愛媛県の場合、当初、監視機関としておかれていたのは、第91軍政中隊(松山)で、こ

の隊は、同時に香川県も担当しており、第94軍政グループ(呉)に所属していた⁽¹¹⁾。

その後、日本側の行政組織に対応していくため軍政組織の再編成が行われ、1946(昭和21年)7月からは、それまでの軍政中隊(Military Government Company)は軍政チーム(Military Government Team)となり⁽¹²⁾、松山にも愛媛軍政部(チーム)がおかれる。なお、愛媛軍政部を統轄していたのは、第8軍直轄の四国地方軍政部(高松)である。ちなみに、府県軍政部(チーム)の規模は、大規模、中規模、小規模、の3グループに大別できるが⁽¹³⁾、愛媛軍政部の場合、中規模の組織であった。

さらに、愛媛軍政部は、1949(昭和24年)7月に愛媛民事部と改称されるが、軍政機構の縮小整理にともなって、5ヶ月後の同年12月には廃止となり、上部機関である高松の四国地方民事部に統合されている⁽¹⁴⁾。そのため、愛媛では、1950(昭和25)年1月以降、「小規模なアメリカの支配権」⁽¹⁵⁾が松山市一番町の県庁内、堀の内の旧松山連隊区司令部内、そして二番町の県立図書館内の3カ所⁽¹⁶⁾に残るだけとなった。

このように、愛媛の軍政機構は、占領政策の進捗にあわせて変遷し、4年ほどでその姿を消していくが、その間の監視活動は県行政のあらゆる領域にわたっており、教育もその対象として重きをおかれていた。

ところで、軍政下における日本教育の改革は、「一九四五年末まで、教育政策の禁止的措置の実行を監視すること……、それ以降は、建設的側面……についての奨励と援助」⁽¹⁷⁾を行うというのが基本であり、これを地方レベルで実行するのが地方の軍政機構であった。具体的には、教育行政の場合あるいは学校に出向き、戦前の軍国主義および超国家主義的色彩を帯びた授業内容や体育を一掃し、その後、米国型民主主義を原理とした新しい教育を紹介し、導入しようということである。こうした監督指導の役目には、地方軍政部及び府県軍政部(チーム)の民間情報教育課(CIE)ないし民間情報教育担当官があたっていた。

愛媛軍政部の場合だと、民間情報教育課長のシャリー・E・スナイダー陸軍大尉、民間人の教育専門家ウィリアム・A・スコットなどが、頻繁に教育現場と接触していたこともあって、監督官としては有名であった。スナイダーは、主として社会教育・VYS・婦人会を担当し、県下をくまなく回り熱心に指導に当たっていたという⁽¹⁸⁾。スコットについても、1946(昭和21)年から1948(昭和23)年まで、愛媛県に在任し、その間に、戦後新教育の目玉である社会科を推進すべく、各校で実際の指導を行い、愛媛の新教育の発展に足跡を残している⁽¹⁹⁾。

3章 連合国軍指令の受理と連合国軍への報告

(1)連合国軍指令の受理

1945(昭和20)年10月22日、愛媛では連合国軍の上陸が始まったが、ちょうどこの日、SCAPから「日本教育制度二対スル管理政策」が発せられた。これには、次のような条項が含まれていた⁽²⁰⁾。

日本政府ノ官公吏、属僚ニシテ本指令各条項実施ニ関与スル者並ニ公立、私立ヲ問ハズ凡テノ教師及学校教職員ハ本指令ニ明示シアル政策ノ精神並ニ二条文ヲ遵奉スル個人的責任ヲ負フモノトス

個々の教員には、SCAPからの指令を遵守しなければならない義務のあることを明示し、その自覚を促していたのであるが、では、肝心の指令が、末端の教育現場に確実に伝わっていたかという点、そうでもなかった。教育現場のなかには、指令が「徹底不十分ノ為 現地進駐軍部隊ノ調査等ニ際シ指令内容ノ不知等ノ理由ニ依ル指令違反ノ事例少カラズ」⁽²¹⁾あったらしい。

こうした事実をつかんでいた文部省は、SCAPの示唆⁽²²⁾もあって、同年12月26日、文部省から送付したSCAPの指令(写し)を受領した学校・団体は、必ずその指令件名と受領年月日を回報するよう通達(「連合国軍最高司令部ヨリ発スル指令ノ徹底方ニ関スル件」発総18号⁽²³⁾)している。

しかし、この通達自体も、教育現場に徹底されていたとはいえず、「指令受領証未着ノモノ尠カラズ」といった状況が続いていた。業を煮やした文部省は、再度、翌年1946(昭和21)年2月15日に通達(「連合国軍最高司令部ヨリ発スル指令ノ徹底方ニ関スル件」発総9号⁽²⁴⁾)を発し、移牒済の10件の指令(昭和20年10月22日以降に通達したもの)を示し、それらの受領報告を至急送るよう要請している。

愛媛の教育現場においても、似たような状況がけっこう見られ、指令伝達の不備が問題となっていた。県(事務所)当局からは、指令の受理・報告体制の整備を促す通達が累次学校に出されていたのである。

例えば、温泉郡では、同年4月19日、温泉地方事務所長から「第八軍司令部ニ依ル日本教育施設視察ノ件」⁽²⁵⁾が郡内の学校に示達されているが、この通達では、指令を受領した場合の手続きを、次のように定めている。

学校ニ関シアラユル連合軍最高司令部ヨリノ命令ヲ伝達セル文部大臣ノ指示ヲ明細ニ記述シ此等ノ指示事項ガコノ事ニ関係アル教職員生徒・一般市民ニ随時閲読シ得ルヤウ各学校ニ掲示スルコト

該命令ヲ読了セル証拠トシテ、該命令書ト共ニ全学校管理者及教職員ノ署名捺印セル証書ヲ保管スルコト

さらに、翌月の5月8日には、上記の通牒を補足するため「日本教育施設視察ノ件」⁽²⁶⁾(視第13号)が発せられ、学校内に掲示し、読了後証書への署名・捺印の対象となる通牒には、「終戦以来ノ総テモノニシテ且進駐軍司令ニ基ク通牒ハ勿論本省ヨリノ通牒ハスベテ含マレル」こと、また、指令の受領報告は、その提出先を必ず地方事務所にするのを、指示していた。

しかし、こうした通達も糠に釘で、依然として不備が目立っていた。「何度モ通牒ヲ出シタニモ拘ラズマダ不徹底ノ向多ク進駐軍ヨリノ注意ヲ屢々受ケテキル」⁽²⁷⁾といった状況が、相変わらず続いている。

そのため、翌6月14日、温泉地方事務所長は「日本教育施設視察ノ件徹底方ノ件」⁽²⁸⁾(視

第33号)を論達するが、そこでは、

進駐軍関係ノ書類ノ受領証ハ必ず提出シテ下サイ ドンナ些細ナコトデモ進駐軍関係ノ書類ニハ受領証ガ入用デスカラオ受取りニナリマシタラ速ク出シテ下サイ 何時モ出サヌ学校ガアリマシテ取纏ノ上大変困リマスカラドノ学校モオ忘レナク願ヒマス

といった哀願調の追記が添えられる始末であった。

こうした現場の指令受理の不徹底は、教育以外の行政現場においても頻繁にみられたようで、県当局もこれを等閑に付すわけにもいかず、県内務・経済・警察・土木部長名によりまとめて翌7月21日に「進駐軍関係事務処理に関する件通牒」⁽²⁹⁾(地第902号)を発し、連合国軍指令に関わる事務処理の要領を、本庁・地方事務所(支庁)・警察署・市町村別に詳しく示すまでに至っている。学校については、「市町村に於ける場合」に準じて措置することとされた。その処理要領は、次の通りであった。

(1) 書類の整備は左によること

(イ) 進駐軍関係専用の受付簿を整備すること

(ロ) 右受付簿には件名、受付月日、処理月日、受理方法等を明記し必ず市町村長の認印と責任者の認印を押印すること

(ハ) ○の表示ある文章を収受したときは、市町村長は直にその処理責任者を定め、これが敏速な処理に任ぜしむること

(ニ) 進駐軍関係書類を整備し之に目録を附し処理内容を明示する証拠書類を添付しておくこと

(2) 周知徹底の方法は左によること

(イ) 本件は優先的に之を取扱い且つ取扱者の独断により事案の軽重を揣り、その処理を等閑に附することなく、関係なしと認められるが如き事項についても一応一般に徹底せしめること

(ロ) 周知徹底の方法は県の指示に基き早急に之を処理すること

(ハ) 緊要な問題に対しては臨時部会を開催すること

(ニ) 一般に徹底せしむべき事柄に関しては進駐軍が直接市町村民に付調査する場合もあるので全市町村民に洩なく周知せしめ、何日如何なる場合に質問せらるるも了知せざる者無き様徹底せしめること

(3) 特に報告期限のあるものについては、これを厳守し常に責任の帰属を明らかにしておくこと

指令の受理・処理の責任の所在が求められ、教育現場にある程度の緊張を与えることになってはいたが、それでも徹底しないことがけっこう続いたようで、温泉郡では同年9月11日、またぞろ、温泉地方事務所長より「連合軍最高司令部よりの指令の徹底方に関する件」⁽³⁰⁾(視第33号教第94号)が出されるまでになっている。その通達内容は次のようなものであった。

標記の件については何回も通牒したし鋭意御努力のことゝ存じますが往々その趣旨の末端に対する徹底不十分のため指令の内容不知等の理由による指令違反の事例が尠くない旨連合軍司令部より申越の次第もあり且は昭和二十一年六月十一日公布の勅令第三百十一号(昭和二十一年七月十五日から施行)に依り指令違反に対する峻厳なる罰則の制定を見たのに鑑み指令の徹底に関しては格別の御配慮を煩はしたくこゝに重ねて通牒いたしましたからこの際更めて既往の通牒を再吟味せられ一層其の趣旨の徹底を図らるゝ様務められたい

尚ほ右勅令第三百拾壹号も既に印刷物発送してある筈ですから御参照御研究下さい右特に注意を喚起する次第です

通常の通牒では効果がなく、最後のカードとでもいうべき罰則適用の可能性をちらつかせなければならぬほど、教育現場においては、指令処理の不徹底が目についたということである。

(2) 連合軍への報告

教育現場には諸指令の受理・処理と並行して、「進駐軍の様々な調査の需めに応ずる必要から」⁽³¹⁾、各種の報告書の提出が義務づけられていた。

定期的に報告しなければならない事項としては、「(イ)各学年別、学級数、生徒数及教員数 (ロ)教職員の勤務状況 (ハ)学校経営について (1)教職員の研究、討議状況 (2)生徒訓育の状況 (3)生徒の自治活動状況 (4)教職員の生活状況 (5)その他」⁽³²⁾があげられていた。

(イ)と(ロ)については、毎月末現在のものを、翌月初めに、(ハ)については、1学期毎(7、12、3月)に提出することが求められている。これらは、定期の報告であるが、これら以外にも緊急の報告は多々あり、占領教育政策が進展するにつれ、その数は次第に増加していった。

この教育現場からの報告書提出についても、連合軍諸指令への対応と同様、不備がかなり目立ち、県当局および愛媛軍政部から指導があった。

県からは、1946(昭和21)年10月26日、内政部長より「進駐軍関係通牒その他について」⁽³³⁾が通達され、「本省への報告、進駐軍への報告を要するものが非常に増加した」ので「従つて期限を厳守されたい」、また「不備な報告や熟読しない結果的外れの報告等が多い為、本省や進駐軍への報告提出に大なる支障をきたす」ので「通牒中の要求又は所要事項を熟読されたい」との指示がなされている。

愛媛軍政部からは、同年12月、軍政部の要求事項が各地方事務所長を経由して通牒(「軍政部の要求事項について」⁽³⁴⁾)され、ここでも、杜撰な報告書に対する警告が発せられている。次のような内容であった。

- (1) 軍政部へ提出する報告書等に不備なものや期日に遅れるもの内容の不正確なものがあり処理上支障が少なくない。今後は正確なものを期日までに必ず提出すること。
- (2) 数字等間違つた報告は虚偽の報告をしたものとして処罰する。

連合国軍(愛媛軍政部)には、先の指令浸透の不徹底とあわせて、こうした報告書のルーズさも、サボタージュと映っていたようで、切り札として、この場合も「処罰」をちらつかせるまでに至っている。

4章 軍政部による学校視察

(1) 学校視察の開始

地方軍政部は、政策決定の機能はもちろん、政策修正権も裁量権ももたなかった⁽³⁵⁾が「指令遵守監視機関」としては絶対的な権能を有していた⁽³⁶⁾。

監視の対象には教育現場も含まれ、教育担当官が抜き打ち的に学校視察を行い、SCAP指令の実行状況を細部にわたって点検し、また戦時教育の残滓を厳しく指弾している。

愛媛県においても、1946(昭和21)年以降、愛媛軍政部の学校視察が前触れもなく実施されるようになるが、当初、地方事務所には視察について軍政部から何の連絡もなかったようである。

このことは、例えば、温泉郡では、同年3月20日、温泉地方事務所長より郡内の学校に「進駐軍将兵ノ学校視察アリタル場合ノ注意ニ関スル件」⁽³⁷⁾(視第46号)が発せられ、次のような指示がなされていたことからわかる。

進駐軍将兵ノ学校視察アリタル場合ハ口後参考ニ資スル為必ズ其ノ所属隊名及氏名ヲ聞キ置ク様至サレ度尚其ノ際現場ニ於テ教育内容施設其ノ他ニ付指示又ハ注意アルタル場合ハ其ノ要点ヲ速ニ報告相成度此段及通牒候也

地方事務所は、軍政部視察の情報をほとんど得ていなかったため、視察への対応マニュアルを示すことができず、教育現場は、軍政部担当官の唐突な巡検に戦戦恐恐としなければならなかったのである。

その後、温泉郡では同年4月19日、温泉地方事務所長から「第八軍司令部ニ依ル日本教育施設視察ノ件」⁽³⁸⁾(第6号)が通牒された。この通達は、同年3月23日付第八軍司令部通達「日本教育施設視察ノ件」の写しをその内容としている。

これによると、教育現場に求めていたのは、SCAP命令書の校内掲示、全教職員の署名捺印のある命令書読了証書の作成・保管、そして「命令ニ依ラズ各自ノ自由意思ニヨリ回答ヲ記入シ得ルヤウ他人ノ交ハザル室内又ハ他ノ場所ニ於テ『学校調査表及空欄記入報告書』ニ記載スベキ資料獲得ノ為教員及生徒ノ会談ヲ実施スルコト」であった。また、「日本ノ諸学校ヲ視察スル将校ノタメノ参考トシテ」作成された「修身歴史地理ノ不許可ノ教課書ノ一覧表」に従って、該当の教科書を必ず同年4月1日までに回収することであった。さらに、地方軍政部の視察任務として重視している点は、

連合軍最高司令部指定ノ精神ニ違反セザルヤウ教科書中ノ無許可ノ教材ガ黒クヌリツブサレテキルカ又ハ切取ラレテキルカ否カヲ確メルコト

戦時中発売セラレタル教課書が未ダニ生徒ニ販売セラレテルカ否カラ確メルコト

であるとも明示している。

温泉郡の学校は、この通牒によって、ようやく愛媛軍政部の学校視察で何が巡検の対象となるのか、その内容の詳細を知り、視察に対応しえる体制が準備できるようになったのである。

同年10月26日には、県内政部長より「進駐軍関係通牒取扱について」⁽³⁹⁾が示達され、そこでは「大きな地図と学校所在地記入を完成し準備が出来た。従つて従来にも増して進駐軍の学校視察は頻繁に徹底されるであろう」と、本格的な学校視察が開始されることを予告している。

また、視察の対象になるであろう事項についても、次のように記し、その確認と再度の点検を求めている。

- (1) (略)
- (2) 屢々通牒した通り戦時色あるものは撤去されてゐるか、教練、武道関係の諸道具等は残されてゐないか。
- (3) 奉安殿は完全に撤去を終つたか。
- (4) 禁止教科用図書及教師用書等の使用或は残存はないか。
- (5) 如何に民主主義的教育を実施してゐるか。積極的な熱意の現れを示してゐるか。
- (6) 地理及国史の授業の再開が許可されたが、通牒を熟読万遺憾なきを期すること。之等のものは今まで時間割の上で他の科目に替えられてゐたもので、本年度中に一応終るべきもので準備、計画書等遺憾のないやう措置すること。修身の授業は依然停止中であること。

(2) 学校視察の実際

軍政部の学校視察は、従来の視学による視察とは勝手が違っていた。軍政官が「軍靴で廊下を一巡した」⁽⁴⁰⁾とか、「『靴で上がってもよい。』とていねいに了解を求め」⁽⁴¹⁾てきたとかで、異文化の行動様式に驚愕させられ、また、彼らが時に示す威圧的な態度に萎縮し、卑屈な態度を示す教員も多かった。

そのため、1946(昭和21)年12月4日、県教育課長から「進駐軍の学校視察の際の教職員の態度について」⁽⁴²⁾(教第3490号)が論達され、

進駐軍が学校視察をされた際には、あらゆる点に正直率直に応答し、徒に畏縮しおづおづした態度をとらぬやうにされたい。進駐軍は欠点を探すよりは、出来る限りの積極的援助を与える意図を以て学校視察を行なつてゐるのであることを周知徹底せしめ、極めて友好的に畏れる事なく応答するやう御取計を願ひたい。

と、視察時における教育現場の卑屈な態度に、改善を求めることもあった。

しかし、概して軍政部の学校視察は、命令事項の遵守が確認されればフランクな雰囲気

でなされており、教育現場には好印象を残していたようである。

例えば、伊予郡郡中旭国民学校を視察した軍政官の様子について、当時の学校長は、次のように回顧している⁽⁴³⁾。

…………ジープが校門からはいつてきた。三人の将校らしい人と通訳官が車からおりた。そして、校庭で写生している児童のところへ行行って、絵を見て何か言っている。私はそこへ行行って、校長としてあいさつをし、応接室に案内しようとした。すると、「あそこがよろしい。」と国旗掲揚台の柳の木陰をさした。それから、絵がじょうずだなどのおせじから始まって、いろいろと試問された。その中の一つ。「校長さんは、学校運営の民主化ということをどう考えているか。」と問われたので、「人間はかけがえのない持ち分を持っている。教科についてもおのおの得意がある。校長は、この持ち分、得意を本校児童教育の上に、じゅうぶんに発揮してもらうように務めることだと考えている。この総和の中に、りっぱに育つと確信している。」と答えた。

三十分ほどで「また来ます。」と行って帰った。悪い感じはしなかった。つぎには、シュナイダー大尉という女の軍政官が二度来た。英文印刷の試問用紙を机の上にひろげて、逐次問うては、その回答をいちいち英文で用紙に書いていた。ときには大尉自身の所見を述べられることもあった。一行は、女の先生には、「お客さんのあった時、校長先生は、茶をくむことを女先生に命じますか。」などと問い、児童には、「君らが悪いことをした時、校長先生や先生はたたきますか。」などと尋ねたらしい。

けっこう友好的な雰囲気の中で、軍政官の視察がなされていたことが知れよう。

さて、学校視察の評価であるが、これは、軍政官がその場で直接下していたが、通達の形式で伝達されることもあった。

例えば、愛媛軍政部の教育専門家スコットは、県内の国民学校を視察一巡した後、その注意すべき点を総括し、県当局に勧告しているが、その勧告内容は、同年12月、県教育民政部長通達「軍政部教育専門家スコット氏よりの注意勧告に関する件」⁽⁴⁴⁾(教第3517号)として、県内の地方事務所・支庁へ発せられている。注意勧告の内容は、下記の通り⁽⁴⁵⁾。

- 一 各学校に設備してあるラヂオ蓄音機映写機等が破損してそのむまゝになっている向が相当に多いが此等については関係各方面と交渉の上速やかに修理して日常教育に活用し得るやうにせられ度い
- 二 各学校の電気設備が一般に不備である昼間電気の通ってゐない学校も相当あるやうであるが此れ等の学校は関係各方面と交渉の上出来得る限り昼間電気を通はせてラヂオ映写機三地理歴史等の新教科書が全児童に行渡ってゐない学校がありはせぬか若し教科書の不足してゐる所があれば調査して販売店と交渉の上速やかに取揃へてやってほしい
- 四 奉安殿の撤去については既に完了のことゝ思ふが若し基礎が未だに残ってゐるやうな学校があれば既時完全に撤去せられ度い
- 五 不動の姿勢の如き固苦しい姿勢図が教室に掛けてゐる学校もあったが若しそのやうな学校があれば速やかに撤去してほしい学習時に於ける児童の姿勢は自然的正常な姿

勢であるやう指導せられ度い

児童の学習環境の改善に力点をおき、児童を教育の主体に位置づけようとする配慮が強く感じられる注意勧告である。軍政部による学校視察は、たしかにその背景に処罰の発動もありえる占領権力があり、有無を言わせぬ強制的側面を備えてはいたものの、その注意勧告自体には、このスコットのように、後の児童中心主義教育を予想させるリベラルな雰囲気があったようである。

おわりに

連合国軍といっても、その実質は米国軍で、愛媛軍政部の教育担当官も米国人であった。かつては、「鬼畜米英」を教えた教育現場を、その当事者である米国軍人が監督指導するという時局の激変に、教員はとまどいを隠せなかったであろう。しかし、そうした緊張も次第にルーチン化し、時には、本論で記したように、軍政部から怠業と勘繰られる事態をまねくほど、教育現場にも余裕がでてきている。

そうした余裕は、その後、教育実践に向けられ、新教育といわれる画期的な実践(経験主義教育)が台頭してくることになる。この新しい教育実践については、いずれ、愛媛を舞台にしたもので、論じていきたい。

注

- (1) 松山市愛媛県庁内に設置された終戦連絡地方事務局。終戦連絡地方事務局は、「地方に駐留する連合軍に対する諸情報の提供、設営(関係各庁の十分なる協力に依り之を行ふ)、各種の便宜供与及其の他連絡事務を担当せしむる為、中央事務局の指揮命令下に必要なる地点に設置」(昭和21年11月10日第一復員局発「連絡業務の参考(准決定案)」江藤 淳編『占領史録 4 日本本土進駐』講談社1989年 119頁)されていた。
- (2) 江藤 淳編『占領史録 4 日本本土進駐』講談社 1989年 292頁
- (3) 『愛媛新聞』昭和20年10月4日付
- (4) 栗原重之 編『番町校史』昭和42年 77頁
- (5) 愛媛県史編さん委員会『愛媛県史 資料編 現代』昭和63年 3-4頁
- (6) 教育史編集室『愛媛県教育史』第3巻 昭和46年 58頁
- (7) 上掲『愛媛県教育史』第3巻 21頁 本通達は、昭和20年9月19日付の文部省体育局長通達「武器引渡命令二対スル学校教練用銃兵器処理二関スル件」(官体47号)を受けて出されたものである(文部省『終戦教育事務処理提要』第1集 昭和55年 198頁)。
- (8) 温泉郡北吉井国民学校『昭和二十一年度起 連合軍最高司令部命令書綴』
- (9) 松山進駐後、占領軍は短期間のうちに銃兵器の接收状況の確認作業を開始している。松山連絡事務所連絡官伊藤憲三の終戦連絡中央事務局への報告では、兵器接收二関スル視察ノ為進駐軍ヨリ各十二名宛高知、徳島、高松へ向ケ二十八日出発ノ予定ナリ」(上掲『占領史録 4 日本本土進駐』292頁)と、占領軍の迅速な動きを記している。
- (10) 上掲『占領史録4 日本本土進駐』50頁
- (11) 占領初期、地方軍政機構は、第8軍司令部(HQ\ Eighth Army) - 軍政グループ(Military Government Group) - 軍政中隊(Military Government Company)というライン系列で構成され(同上 69頁)、軍政中隊は各府県に設置されていた。
- 占領初期の地方軍政部の配置状況は次表の通りであった。

初期軍政部の配置状況(1946・1-1946・6)

軍政グループ		軍 政 中 隊		
番号	所在地	番号	所在地	担当府県名
105	札幌	74	札幌	北海道
		75	青森	青 森
		84	秋田	秋 田
		85	盛岡	岩 手
		86	山形	山 形
106	川崎	32	東京	東京、山梨
		77	前橋	群 馬
		78	長野	長 野
		79	浦和	埼 玉
		80	宇都宮	栃 木
		82	千葉	千葉、茨城
		87	新潟	新 潟
		88	福島	福 島
軍政グループ		軍 政 中 隊		
107	大阪	30	名古屋	愛知、岐阜、静岡
		31	神戸	兵庫
		83	奈良	奈良、三重
		90	金沢	石川、富山
		103	敦賀	福井、滋賀
94	呉	36	岡山	岡山
		76	呉	広島、鳥取、島根
		81	高知	高知、徳島
		91	松山	愛媛、香川
		109	京都	京都
95	久留米	29	長崎	長崎、佐賀
		37	福岡	福岡、山口
		92	鹿児島	鹿児島、宮崎
		93	熊本	熊本、大分

- (竹前栄治 『GHQ』 岩波書店 1983年 58頁より転載)
- (12) 軍政チームは、46全都道府県と7地方の計53カ所に設けられた。上部機関である軍政グループは、地方軍政部(Military Government Region)となり、北海道・東北・関東・東海・北陸・近畿・中国・四国・九州の8管区に設置されている。この間の経緯については、竹前栄治 『占領戦後史』 双柿舎 1980年、同『アメリカ対日労働政策の研究』 日本評論社 1970年、等の研究が詳しい。
- (13) 府県軍政部の規模は、「大規模の場合は、将校10、下士官・兵37、計47名、中規模は、将校8、下士官・兵32、計40名、小規模は、将校6、下士官・兵25、計31名(1946年現在)」(竹前栄治 『GHQ』 岩波書店1983年57頁)であった。
- (14) 地方軍政部は地方民事局(Civil Affairs Section)に、府県軍政部(チーム)は府県民事部(Civil Affairs Team)に改称され、さらに府県民事部は、その数を昭和24年末までに漸次減らし、最終的には地方民事部に統合され、同年12月には廃止されている(「連合国による占領及び管理(草稿) 民政移管 (一)」上掲 『占領史録4 日本本土進駐』 32-33頁)。
- (15)~(16) 三宅千代二 『愛媛県戦後十五年畧史』 愛媛出版協会 昭和36年 18頁
- (17) 鈴木英一 『日本占領と教育改革』 勁草書房 1983年 37頁
- (18) 上掲 『愛媛県教育史』第3巻 40頁
- (19) 同上 41頁
- (20) 文部省 『終戦教育事務処理提要』第1集 文泉堂出版 昭和55年 29頁
- (21) 同上 第2集 208頁
- (22) 児玉三夫訳 『日本の教育 連合国軍占領政策資料』 明星大学出版部 昭和58年 173頁
- (23) 上掲 『終戦教育事務処理提要』第2集 208頁
- (24) 同上 211-212頁
- (25)~(26) 上掲 『昭和二十一年度起 連合国最高司令部 命令書綴』
- (27) 昭和21年6月14日付温泉地方事務所長通達「日本教育施設視察ノ件徹底方ノ件」(視第33号) 同上 『昭和二十一年度起 連合国最高司令部 命令書綴』
- (28)~(30) 同上 『昭和二十一年度起 連合国最高司令部 命令書綴』
- (31)~(33) 昭和21年10月26日付愛媛県内務部長通達「進駐軍関係通牒その他について」 上掲 『愛媛県史 資料編 現代』 27-28頁
- (34) 同上 『愛媛県史 資料編 現代』 30-31頁
- (35) 上掲 『占領史録4 日本本土進駐』 68頁
- (36) 末端の府県軍政部は、「日本政府が最高司令官から受けとった命令を日本の法形式(ポツダム勅令、法律、政令、省令、通牒など)に書きかえて示達した事柄を、地方庁がどのように実施しているかを監視した。府県軍政部が地方庁による命令無視ないしサボタージュを発見したとき、府県軍政部は直接に是正命令を発するのでなく、ただちに上級機関に報告し、最高司令官から日本政府に是正命令を出してもらう建前となっていた。」(竹前栄治 『GHQ』 岩波書店 1983年 56頁)
- (37)~(38) 上掲 『昭和二十一年度起 連合軍最高司令部命令書綴』
- (39) 上掲 『愛媛県史 資料編 現代』 昭和63年 27-28頁
- (40) 宮内小学校百周年記念誌編集委員会 『宮内』 昭和63年 28頁
- (41) 玉川町誌編纂委員会 『玉川町誌』 昭和59年 577頁
- (42) 上掲 『愛媛県教育史』第3巻 64頁
- (43) 郡中小学校沿革誌刊行委員会 『郡中小学校沿革誌』 昭和43年 84-85頁
- (44) 上掲 『愛媛県教育史』第3巻 63-64頁
- (45) 昭和21年12月11日付温泉地方事務所長通達「軍政部教育専門家スコット氏よりの注意勧告に関する件」(視第94号) 上掲 『昭和二十一年度起 連合軍最高司令部 命令書綴』

Occupation by the Allied Forces and the Educational Scene in Ehime Prefecture

Manabu Noguchi

After the occupation, a Military Government Team was stationed also in Ehime, and it was changing its system in accordance with the progress of occupation policy to disappear gradually within about four years. The superintending control of the Military Government Team covered all of the prefectural administration organs, and laid special emphasis on education as one of the subjects to be controlled. The roll of the Military Government Team in the educational scene was that they visited the educational administration or schools to eliminate militaristic and ultranationalistic prewar days' character which still reflected in teaching contents or physical training and to introduce the new education based on the principle of American democracy.

In Ehime prefecture, after 1946, the school inspection by Ehime Military Government Team was executed unannounced, which caused rather unsettled condition in the educational scene. However, on the whole, the inspection of the Military Government Team was, if only they confirmed that their orders were observed, carried out in such a frankly atmosphere that they left good impression on the educational scene. Since they had occupation power backing, the guideline of the Military Government Team naturally had a compulsory aspect, which, as a result, was effective as to introduce American democratic education into the educational scene in Ehime

社会及び職場における介護支援制度の効果と 総合的な介護支援体制の検討

—愛媛県における実態調査から—

The Study in the Effect and Cooperation of the Care Support System
in the Society and the Workplace

濱 島 淑 恵

Yoshie HAMASHIMA

1 問題と目的

平成13年、わが国の高齢化率は18%を超えた。急速に進行する高齢化を背景に、介護問題の深刻さ、介護施策の重要性が認識されるようになって久しく、それに伴い、現在にいたるまで多くの福祉施策が整備されてきたものの、今なお、介護問題は社会の重要課題として、また個人の生活の大きな不安要素として存在し続けている。

この介護問題には大きく分けて二つの側面があると言える。ひとつには高齢者の人間らしい生活の保障、生存権保障の問題で、いかにして十分な介護を提供し、人間らしい、豊かな生活を高齢者が送れるようにするか、ということが最大の関心事となる。

もうひとつの側面には要介護者を抱える家族の生活保障、QOLの問題である。平成14年度版高齢社会白書によると、主な介護者の介護時間は、「必要な時に手をかす程度」というのが最も多く、34.7%となっている一方で、「ほとんど終日」が29.7%と、約3割を占めている。そして、主な介護者の健康意識は、介護時間が長くなるほど「あまり良くない」「良くない」の割合が増え、「ほとんど終日」介護に当たっている者の場合、男性では41.2%、女性で42.2%という高い数値が示されている。また、要介護者の施設入所を希望する理由（2つ選択）として在宅者の家族が挙げた最も多いものは「介護者が疲れ果てた」で59.9%となっている。さらに、要介護者に「憎しみ」を「いつも感じている」「ときどき感じている」を合わせると35.4%にもものぼる。これらの数字からも、家族の介護負担が相当なものであり、高齢者のみならず、その家族のQOLが危機にさらされていることがわかる。

このような家族介護者のQOL、ひいては介護負担の問題に、近年、男女共同参画社会づくりの動きが連動して、「仕事と介護の両立」という視点からの介護問題も指摘されるようになってきている。すなわち、仕事が十分な介護の妨げとなったり、または介護が仕事の継続の妨げとなり、個人の自由意思ではなく「介護」という外的要因によって介護者のライフスタイルが制限される、という問題が存在しているのである。実際、前述の平成14年度版高齢者白書においても、施設入所を希望する理由（項目2つを選択）で「仕事で介護者がいない」をあげたのが、在宅者の家族で34.4%、施設入居者の家族で47.3%を占めている。

このような介護問題の現状を受け、介護施策の充実として、2000年4月から介護保険制度が実施され、さらに、1995年、介護休業制度を義務化した「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が制定され（2002年一部改正。）、職場

における介護支援体制も整備されつつある。しかしながら、これら社会や職場における介護支援制度が、上記の介護問題を解決しうるものであるかは議論の余地があり、実際、介護休業制度利用者のQOLは必ずしも高くないという報告もある。(1998年、田崎美弥子他)

また、一般的に介護保険制度の介護サービスなど福祉施策の充実が高齢者の生活保障や家族の介護負担の軽減に貢献するものとして、そして介護休業等職場における介護支援制度は仕事と介護の両立に寄与するものとして捉えられ、それぞれ別個に議論されてきた。しかしながら、社会における介護支援制度、すなわち介護サービス等福祉施策の充実、家族が介護に縛り付けられることから解放し、仕事と介護の両立を助けるものであるし、職場における介護支援制度の整備は家族の介護負担の軽減、介護サービスのスムーズな利用を促すものであると言える。従って、包括的に介護問題に対処するためには、社会における介護サービス等の介護支援制度のみならず、職場における介護休業等介護支援制度をも含めた総合的な介護支援体制の構築が必要不可欠となるのである。しかしながら、個々の介護支援制度の効果についてはいくつかの研究があるが、職場におけるものと社会におけるもの、両方を取り扱って効果を検討したものはない。

そこで、本研究では、社会における介護支援制度として介護保険の介護サービス、職場における介護支援制度として介護休業制度及びその他の介護支援制度を取り上げ、各制度が及している介護中の介護者の意識への影響を分析することにより、各制度の効果及び今後、構築すべき総合的な介護支援体制の方向性を検討する。

2 社会及び職場における介護支援体制

まず、各制度の概要とその特徴を整理する。

職場における介護支援制度の主なものとして介護休業制度がある。これは要介護状態にある対象家庭⁽¹⁾を介護する男女労働者に対し、最大3ヶ月の連続する休業を認める制度で、仕事と介護の両立を主たる目的とする制度である。この制度は、一定期間の休業が認められるため、仕事に費やす時間や労力がなくなる分、無理なく介護に時間を割くことが可能になる。介護を必要とするようになった初期の段階において、ある程度、介護サービスの利用の目途をたてるなどの方策を固めるための時間を確保することができる、また要介護者の最期の時を一緒に過ごす、などの場合に有効に機能するであろう。しかしその反面、休業期間後の復職はできるものの、必ず、一定期間、仕事を中断することを余儀なくされるというデメリットもある。介護休業制度はすべての事業所に対し義務化されていることから、その普及が進んでおり、愛媛県下でも事業所の7割がこの制度を導入している。⁽²⁾

次に、職場における介護支援制度として重要なのが、短時間勤務制度、フレックスタイム制、始業・終業時間の繰上げ、繰り下げ、などのその他の介護支援制度である。これは、個々の状況に応じてフレキシブルに活用することが可能で、必要に応じて、部分的に仕事や介護に時間を割くことができる。そのため、仕事を継続しながらの介護(家族、サービス含む)が可能となる。しかし、効果的に組み合わせることができなければ、負担が大きくなる可能性が高い。また、愛媛県下では、これらを取り入れている事業所は少なく、「あり」としているのは46.2%にとどまる。さらに、メニューも少なく、短時間勤務制度を導入しているところが最も多く、44.0%、時間差出勤制度は20.9%、所定外労働の免除は22.0

%, フレックスタイム制は9.9%となっているため(2000年, えひめ地域福祉研究会), すべての人が効果的に活用するに十分な体制が整っているとは言い難い状況である。

最後に, 社会における介護支援制度として, 介護保険制度の介護サービスがあるが, これは全国において一定の量・質のものが整備されつつあり, 職場における介護支援制度に比べると安定した供給があると言える。前述のその他の介護支援制度と同様, 個々の状況に合わせてフレキシブルに活用することができ, 十分な介護を実施し, 家族の介護負担を軽減することを目的としている。上手く活用することができれば, 十分な介護と仕事の継続を行うことも可能である。

3 調査方法

(1) 調査対象

愛媛県下の民間事業所, 病院, 学校, 公的機関に就労する夫婦1000組を対象に, 郵送法による調査を行った。回収数は862名(男性430名, 女性432名), 回収率は43.1%であった。なおその内, 介護経験者である83名についての分析を本研究では行った。

(2) 調査期間

平成13年1月~2月

(3) 調査内容

介護中の介護者の意識を「近親者(要介護者)の介護が十分にできている。」「家族と触れ合う機会が十分にとれる。」「身体的に休養できている。」「精神的にゆとりがある。」「仕事に専念できる。」以上, 身体的, 精神的な介護負担, 十分な介護の実施, 仕事との両立に関わる5項目にまとめ, これらについて, 「そう思う(5点)~そう思わない(1点)」の5件法で質問し, 回答を求めた。また, 職場における介護支援制度として介護休業制度, 介護休業制度以外の職場での介護支援制度(フレックスタイム制度, 短時間勤務制度, 時間差出勤制度, 所定外労働の免除, 職場復帰のための援助措置, 介護に要する経費等の援助措置)の利用の有無, さらに社会における介護支援制度として介護保険制度の介護サービス(訪問介護, 訪問入浴, 訪問看護, 訪問リハビリ, 短期入所生活介護・療養介護, 施設入所)の利用の有無について尋ねた。

4 調査結果

(1) 介護中の介護者の意識

「仕事に専念できる」について, 「そう思わない」「あまりそう思わない」と答えたのが56.9%を占め, 「ややそう思う」「そう思う」と答えた18.1%を大きく上回っている。また「精神的にゆとりがある」や「身体的に休養できる」について, 「そう思わない」「あまりそう思わない」と答えたのが, 前者は63.4%, 後者は61.0%と6割を超えている。一方, 「家族と触れ合う機会がとれる」「近親者の介護が十分にできている」については「そう思わない」「あまりそう思わない」が, 前者は40.0%, 後者は44.6%と4割程度, 「そう思う」「ややそ

う思う」は、前者が35.0%、後者が32.5%となっており、否定的な意識を持っている（持っていた）介護者が多いものの、肯定的な意識も他の項目に比べると高い数値を示している（図1）。

一般的に言われるように、身体面及び精神面における介護負担の大きさがうかがえるとともに、仕事との両立の困難さが見受けられる結果となった。さらに、負担の大きさにも関わらず、近親者への介護については不十分感を有している者が多い。あらゆる面において問題が多い状態であることがわかる。

（2）介護休業制度利用の有無による介護中の介護者の意識

介護休業制度を利用したことがある人（以下「利用あり群」）と利用したことのない人（以下「利用なし群」）に分け、介護中の介護者の意識について、2群間の平均値検定を行った。その結果、「精神的にゆとりがある」という項目において有意差がみられ、「利用あり群」は「利用なし群」に比べ高い得点を示している。また、「身体的に休養できている」においても「利用あり」群は高い数値を示し、傾向差がみられた（表1）。

介護休業制度を利用することによって、介護負担、特に精神面の負担が軽減されていることがうかがえる。しかしながら、両群ともに低い数値にとどまっており、特に、「身体的に休養できている」「仕事に専念できる」という項目では低い数値に留まっていることから、介護休業制度の利用が大きな効果をあげているとはいいがたく、特に仕事については、仕事の中断につながるため、当然のことながら低い得点になっている。

（3）その他の介護支援制度利用の有無による介護中の介護者の意識

職場における介護休業以外のフレックスタイム制などの介護支援制度（以下、「その他の介護支援制度」とする。）の利用の有無に分け、介護中の介護者の意識について2群間の平均値検定を行った。その結果、すべての項目において有意差、傾向差はみられず、「利用あり群」が「家族と触れ合う機会が充分とれる」という項目において3.27点を示している以外は、その他の介護支援制度の利用の有無に関わらず、すべて3点未満という低い得点であり、制度の効果がみられなかった（表2）。

（4）介護サービス利用の有無による介護中の介護者の意識

介護保険制度の介護サービス（以下「介護サービス」とする。）の利用の有無に分け、介護中の介護者の意識について2群間の平均値検定を行ったが、すべての項目において有意差または傾向差が見られず、利用の有無に関わらず、すべて3点未満で非常に低い得点にとどまっている（表3）。

介護支援体制の中心的な存在である介護サービスだが、介護負担の軽減、仕事と家庭の両立、十分な介護においてほとんど効果がみられないことがうかがえる。

（5）介護休業制度及びその他の介護支援制度の利用の有無による介護中の介護者の意識

介護休業制度及びその他の介護支援制度、両制度を利用している人としていない人とに分け、介護中の介護者の意識について2群間の平均値検定を行った。その結果、「身体的に休養できている」「精神的にゆとりがある」「仕事に専念できる」という項目において、有

意差がみられ、「利用あり群」の方が「利用なし群」に比べ高い得点を示している（表4）。介護休業制度、単独での利用の有無では、「精神的にゆとりがある」において同様に有意

図1 介護中の介護者の意識

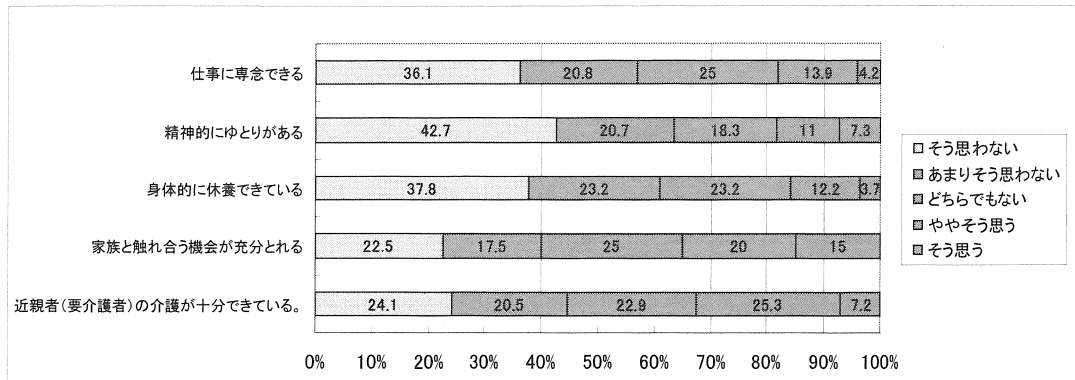


表1 介護休業制度利用の有無による介護中の介護者の意識

	利用あり N=17	利用なし N=65	t値
近親者（要介護者）の介護が十分できている。	3.06 (1.24)	2.63 (1.29)	1.22 n.s
家族と触れ合う機会が充分とれる。	3.24 (1.15)	2.78 (1.42)	1.22 n.s
身体的に休養できている。	2.65 (1.11)	2.09 (1.18)	1.74 +
精神的にゆとりがある。	3.18 (1.24)	1.94 (1.20)	3.77 **
仕事に専念できる。	2.60 (0.83)	2.21 (1.29)	1.42 n.s

() 内は標準偏差 +p<.10 *p<.05 **p<.01

表2 その他の介護支援制度利用の有無による介護中の介護者の意識

	利用あり N=15	利用なし N=54	t値
近親者（要介護者）の介護が十分できている。	2.80 (1.26)	2.63 (1.28)	0.46 n.s
家族と触れ合う機会が充分とれる。	3.27 (1.16)	2.76 (1.43)	1.26 n.s
身体的に休養できている。	2.60 (1.24)	2.13 (1.20)	1.34 n.s
精神的にゆとりがある。	2.73 (1.49)	2.15 (1.28)	1.51 n.s
仕事に専念できる。	2.33 (0.98)	2.24 (1.29)	0.26 n.s

() 内は標準偏差 +p<.10 *p<.05 **p<.01

表3 介護サービス利用の有無による介護中の介護者の意識

	利用あり N=29	利用なし N=40	t値
近親者（要介護者）の介護が十分できている。	2.69 (1.28)	2.65 (1.27)	0.13 n.s
家族と触れ合う機会が十分とれる。	2.76 (1.38)	2.95 (1.40)	0.57 n.s
身体的に休養できている。	2.24 (1.24)	2.23 (1.21)	0.06 n.s
精神的にゆとりがある。	2.34 (1.40)	2.23 (1.31)	0.37 n.s
仕事に専念できる。	2.41 (1.27)	2.15 (1.19)	0.89 n.s

() 内は標準偏差 +p<.10 *p<.05 **p<.01

表4 介護休業制度及びその他の介護支援制度の利用の有無による介護中の介護者の意識

	利用あり N=10	利用なし N=73	t値
近親者（要介護者）の介護が十分できている。	2.80 (0.92)	2.70 (1.33)	0.13 n.s
家族と触れ合う機会が十分とれる。	2.90 (0.88)	2.87 (1.43)	0.57 n.s
身体的に休養できている。	3.10 (0.88)	2.08 (1.17)	0.06 *
精神的にゆとりがある。	3.30 (0.82)	2.04 (1.28)	0.37 *
仕事に専念できる。	2.78 (0.44)	2.22 (1.28)	0.89 *

() 内は標準偏差 +p<.10 *p<.05 **p<.01

表5 介護休業制度及び介護サービス利用の有無による介護中の介護者の意識

	利用あり N=9	利用なし N=60	t値
近親者（要介護者）の介護が十分できている。	2.78 (0.98)	2.65 (1.31)	0.28 n.s
家族と触れ合う機会が十分とれる。	2.89 (0.93)	2.87 (1.44)	0.05 n.s
身体的に休養できている。	3.11 (0.93)	2.10 (1.20)	2.41 *
精神的にゆとりがある。	3.33 (0.87)	2.12 (1.33)	2.65 *
仕事に専念できる。	2.78 (0.44)	2.18 (1.28)	2.69 *

() 内は標準偏差 +p<.10 *p<.05 **p<.01

表6 介護サービス及びその他の介護支援制度利用の有無による介護中の介護者の意識

	利用あり N=10	利用なし N=59	t値
近親者（要介護者）の介護が十分できている。	3.00 (1.05)	2.61 (1.30)	0.90 n.s
家族と触れ合う機会が十分とれる。	3.50 (1.42)	2.76 (1.42)	1.58 n.s
身体的に休養できている。	2.90 (1.18)	2.12 (1.18)	1.92 +
精神的にゆとりがある。	3.00 (1.31)	2.15 (1.31)	1.89 +
仕事に専念できる。	2.70 (1.27)	2.19 (1.27)	1.24 n.s

() 内は標準偏差 +p<.10 *p<.05 **p<.01

差がみられたが、「身体的に休養できている」では傾向差にとどまっており、「仕事に専念できる」では有意差も傾向差もみられなかった。さらに、その他の介護支援制度の単独での利用の有無では、どの項目においても有意差、傾向差がみられなかった。

これらを勘案すると、各制度の単独での利用よりも、両制度を合わせて利用することによって、特に身体面、精神面での介護負担が軽減され、また若干ではあるが、仕事の両立にもつながり、効果があることがわかる。

(6) 介護サービスおよび介護休業制度利用による介護中の介護者の意識

介護サービスと介護休業制度、両制度を利用している人とそうでない人とに分け、介護中の介護者の意識について2群間の平均値検定を行ったところ、「身体的に休養できている」「精神的にゆとりがある」「仕事に専念できる」という項目において「利用あり群」の方が「利用なし群」に比べ、有意に得点が高くなっている(表5)。

これは、介護サービス単独の利用の有無では有意差、傾向差があらわれず、介護休業制度単独の利用も前述したように、「身体的に休養できている」では傾向差にとどまり、「仕事に専念できる」では有意差も傾向差もみられなかったことから、やはり両制度を併用することが、介護負担の軽減、仕事との両立に効果があることがうかがえる。

(8) 介護サービス及びその他の介護支援制度利用の有無による介護中の介護者の意識

介護サービスと職場におけるその他の介護支援制度、両制度を利用している人とそうでない人とに分け、介護中の介護者の意識について2群間の平均値検定を行ったところ、「身体的に休養できている」「精神的にゆとりがある」において傾向差がみられ、「利用あり群」の方が高い得点を示している(表6)。

介護サービス単独での利用の有無、その他の介護支援制度の単独での利用の有無では、有意差も傾向差もみられなかったが、両者を組み合わせて利用することによって、若干、介護負担の軽減に効果がみられることがわかる。

4 考察

以上の調査結果を概観し、各制度の効果の整理を行うとともに、介護サービスのみならず、職場における介護支援制度を含めた今後の介護支援体制の課題と方向性を検討したい。

第一に、介護休業制度は介護負担の軽減、特に精神面の負担の軽減に大きく貢献している。これは、介護休業制度の単独利用の場合のみならず、その他の介護支援制度、介護サービスなど他の制度との併用の場合にも同様に現れている。一定期間、休みをとることが介護負担の軽減において有効に働いていることがうかがえる。また、仕事との両立に関する項目においても、その他の介護支援制度や介護サービスとの併用によって、効果がみられる。「仕事を休む」というこの休業制度のみでは、休業中は仕事の中断を余儀なくさせ、休業期間終了後は仕事と介護とで相当の負担を強いられることから、「両立」にはつながりにくい。ただし、その他の介護支援制度や介護サービスの利用を組み合わせることによって、仕事の両立に関する項目の得点が高くなることから、職場復帰後にフレキシブル

に利用できる支援を上手く連携させて活用することが必要不可欠になる。

次に、その他の介護支援制度についてであるが、単独の利用では、利用の有無に関係なくその効果はほとんどみられない。このようなフレキシブルな制度の場合は、あらゆる状況に応え得るだけのメニューが揃っており、さらにそれを個々のニーズに合わせて上手く組み合わせることができるだけの知識・技術・情報を利用する側が有していて初めて、その制度は有効に働く。しかしながら、現段階では愛媛県下の事業所においてその他の介護支援制度の導入率は低く、導入している事業所でも揃えている種類は少ない。⁽³⁾ また、上手く活用するだけの知識、技術、情報を有している者も極めて少ないことが予想される。このような背景がその他の介護支援制度の効果の低さにあると思われる。前述したように、介護休業制度にその他の介護支援制度を連携させて活用することが有効であることから、この制度の充実は今後の介護支援体制には必要不可欠であり、従って、この制度の導入率の向上、多種多様化を進めると同時に、制度そのものやその有効的な活用方法の周知の徹底を進める必要がある。

最後に、その他の介護支援制度と同様、フレキシブルに利用する形態の介護サービスについてであるが、これも単独の利用では、利用の有無に関係なくすべての項目において効果がみられない。特に、介護支援体制の中心的な役割を果たすものとして整備が進められ、今回取り扱った制度の中では唯一、直接的に介護を行い支援する制度であるにも関わらず、介護負担の軽減、十分な介護の実施において効果がみられないことは留意すべきである。現在、進められている介護サービスの量的、質的充実を進める必要があると同時に、これは介護者の心理的不安や達成感のなさ、介護技術・知識の不足による自信のなさなどの影響も考えられ、介護者の心理的サポートや介護技術講習などの実践的なサポートの充実も必要であろう。また、介護サービス利用者の家族が就労している場合、現在の介護サービスの提供方法、形態では（例えば、デイサービスの時間が昼間の限られた時間のみで、その見送り、出迎えをすると、仕事を遅刻する、早退することを余儀なくされてしまうなど。）利用しにくく、効果があがらないということが考えられ、就労者も利用しやすい介護サービスのあり方を検討する必要がある。

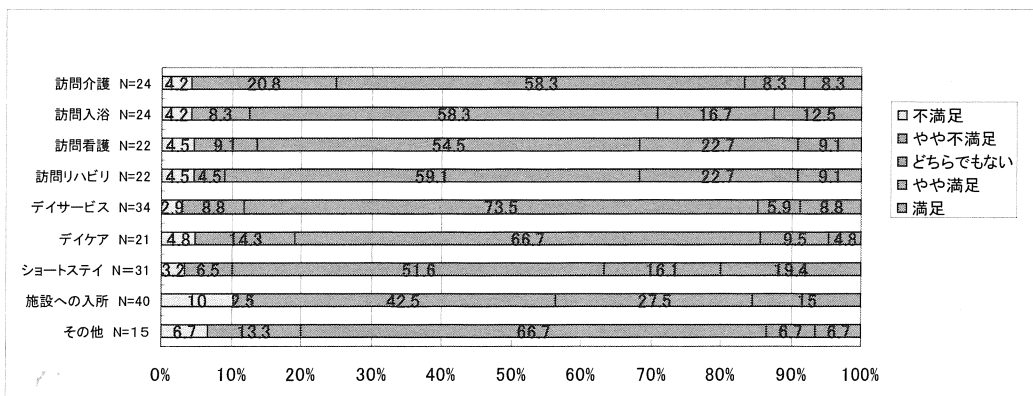
以上の3つの制度に共通する大きな特徴として現れたのが、それぞれ他の制度と組み合わせの方が単独の利用よりも効果がみられるという点である。項目別に効果のあった組み合わせをみると、介護負担の軽減については、介護休業制度単独利用のほか、介護休業制度と介護サービス、介護休業制度とその他の介護支援制度の併用が効果を見せている。また、介護サービスとその他の介護支援制度の併用でも、若干、効果がみられる。次に仕事と介護の両立においては、介護休業制度とその他の介護支援制度、介護休業制度と介護サービスの併用が効果をみせている。

以上より、介護負担の軽減や仕事との両立を実現するような介護支援体制の構築には、個々の状況、ニーズによって一定期間の休みとフレキシブルな支援とを組み合わせ活用できる体制を整える必要がある。それには、まず第一に、各制度の充実が絶対条件であろう。介護休業制度については若干の効果がみられたものの、その他の介護支援制度については介護サービスなどは利用の有無にかかわらず、介護中の介護者の意識の5項目、すべてにおいて低い得点にとどまっていることから、それらの制度の効果が極めて乏しいということは認識しておく必要がある。これは愛媛県での調査において、介護サービスおよび

介護休業等介護支援制度に対する満足度が低い（図2，図3）⁽⁴⁾という結果からも言えるように，各制度の内容的不十分さからくるものと思われる．具体的には，介護休業制度はその休業期間の延長もさることながら，複数回の活用を可能にするなど，長期間の介護において，フレキシブルに休みをとれるような制度にしていくことが望まれる．また，その他の介護支援制度は前述したように，内容的な充実と普及率の向上，周知の徹底を進めることが急務である．介護サービスについては，量的，質的整備が進められているが，特に，就労者が利用しやすい介護サービスを検討する必要がある．

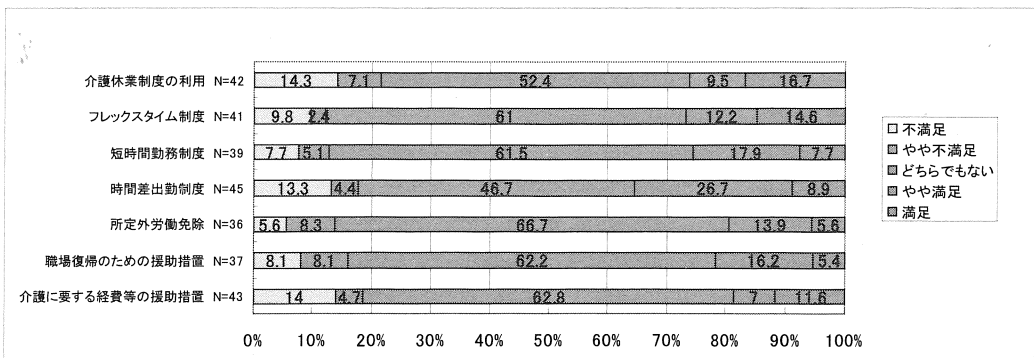
第二に，各制度を個々の状況，ニーズに合わせて適切に活用することを可能とするシステムの構築が必要である．先に検討したように，様々な制度を組み合わせることで効果をあげていることから，そしてそれは簡単なことではなくサポートが不可欠であることからその必要性が言える．さらに，このシステムが有効に働けば，上記の就労者の介護サービスの円滑な利用にもつながると考えられる．現在，ケアマネジメントが介護保険制度の中で行われているが，同様に，職場での介護支援制度の活用を含めたケアマネジメントのシステムを整備することが必要不可欠であると言える．

図2 介護サービスの利用状況と満足度



出典：えひめ地域福祉研究会『愛媛県における男共同参画社会づくりへの事業所の取り組みに関する調査』2000年

図3 介護休業等介護支援制度の利用状況と満足度



出典：えひめ地域福祉研究会『愛媛県における男共同参画社会づくりへの事業所の取り組みに関する調査』2000年

5 おわりに

今回は愛媛県における介護休業等職場における介護支援制度の実態調査から、現在の介護支援制度の効果を分析し、今後の介護支援体制の方向性の検討を試みたが、どのようなニーズに対し、どのような組み合わせが有効であるか、また、その他の介護支援制度にはどのような種類を充実させる必要があるのか、どのような介護サービスであれば就労者にとって利用しやすいのか、職場の介護支援制度の活用を含めたケアマネジメントはどこで誰が行うことが最も適しているのか、など残された課題は多い。これらは今後、質的調査を行うことによって明らかにしていきたい。

なお、社会サービスのみならず、職場における介護支援制度を内包した介護支援体制を提案したが、これは職場間における格差が生じる危険性が大きいことを最後に付け加えたい。実際に、愛媛県下の事業所に対する調査では、介護休業等介護支援制度の格差が顕著に現れており、大規模事業所が非常に整備されているのに対し、小規模事業所、南予地域において整備の遅れが目立った。⁽⁵⁾ 介護ニーズはすべての人に生じる可能性があり、すべての人に少なくとも、介護支援制度にアクセスする機会は平等に用意されるべきであるが、職場の介護支援制度はある程度、各事業所の方針に任されるため、それは実現しない可能性が高い。職場の介護支援制度を含めた介護支援体制の構築を進める際、職場間の格差に関する実態把握を行うことが必要不可欠であり、そして平等な機会の保障をいかにして行うかということが重要な政策課題となるであろう。

<注>

(1) ここでいう対象家庭とは、配偶者、父母、配偶者の父母、子、祖父母、兄弟、姉妹、孫とされている。

(2) えひめ地域福祉研究会「愛媛県における男女共同参画社会づくりへの事業所の取り組みに関する調査」2000年、P55

(3) 2000年、えひめ地域福祉研究会の「愛媛県における男女共同参画社会づくりへの事業所の取り組みに関する調査」では、その他の介護支援制度を導入している事業所は46.2%にとどまっており、また、その内容は短時間勤務制度が最も多くて44.0%の事業所が導入しており、次いで時間差出勤制度が20.9%、所定外労働の免除が22.0%と2割程度にとどまっている。フレックスタイム制度は9.9%と極めて少なく、介護に要する軽費等の援助措置にいたっては0%となっている。

(4) えひめ地域福祉研究会「愛媛県における男女共同参画社会づくりへの事業所の取り組みに関する調査」2000年、P98,99

(5) 2000年、えひめ地域福祉研究会の「愛媛県における男女共同参画社会づくりへの事業所の取り組みに関する調査」によると、介護休業制度の規定ありと答えた事業所の割合は、地域別にみると東予で82.4%、中予で72.7%、南予で65.0%となっており、規模別では、大規模事業所が100%、中規模事業所が81.0%、小規模事業所が48.6%となっている。

<参考文献>

えひめ地域福祉研究会「愛媛県における男女共同参画社会づくりへの事業所の取り組みに関する調査」2000年

沖藤典子『介護休業でいい仕事いい介護』ミネルヴァ書房 1999年

労働省愛媛婦人少年室『愛媛県における育児休業・介護休業制度等実施状況調査結果報告』1995年

労働省・21世紀職業財団『育児・介護休業法のあらまし』2000年

杉本貴代栄編『ジェンダーエシックスと社会福祉』ミネルヴァ書房 2000年

田崎美弥子・中根允文・稼農恵子・畑田けい子・宮岡悦良「介護休業制度を利用して働く女性のQuality of Life(QOL)」『日本社会精神医学会雑誌』第6巻2号, 71-184, 1998年

立松麻衣子・斉藤功子・西村一郎「日本家政学会誌」『在宅要援護高齢者のショートステイ利用効果』日本家政学会 2002年

内閣府編『平成14年版 高齢社会白書』2002年

Summary

This article tries to analysis the effect of the care services for elderly people in society and the nursing leave system and other care support systems in workplace in Ehime prefecture and study the comprehensive care support system. The results are as follows.

First, carers have many problems, mental and physical burden, difficulty of caring the elderly family sufficiently continuing to work. Secondarily the nursing leave system contributes to reduce the mental and physical burden. But other systems, social services and other care support systems in workplace, do not contributes any topics of carers' consciousness. Thirdly, using two systems together is effective, and especially taking a certain length of rest and using flexible care support system and social services is the most effective combination.

Key words social services for elderly people, nursing leave system, carers' burden,

健康状態調査による短大生への個別健康指導の試み I

A Trial of Individual Health Guidance for Junior College Students by the Survey
on Their Health Condition #T

原 映 子
河 野 弘 美
阿 部 清 子

Eiko HARA, Hiromi KOUNO and Kiyoko ABE

1. 緒言

近年、食生活の乱れや運動不足、ストレスなどを原因とする生活習慣病が増加している。現在、厚生労働省も健康寿命とQOLの向上をねらった国民健康づくり運動「健康日本21」の中で、生活習慣病の発症を予防する一次予防対策に重点を置き、健康実現に向けた一人一人の主体的な取り組みを社会全体で支援する体制づくりを始めている。

特に、若者の食生活面、健康面での問題が年々深刻化していることは、国民栄養調査の結果にも表れており、運動不足、便秘傾向、目覚めの悪さ、不規則な食生活、気分転換がうまく出来ないなどはしばしば見られることである。若者本来の生き生きとした健康生活を送らせ、将来に向かって生活習慣病を予防するためにも健康教育の必要性が非常に感じられる。しかし、若者は基本的に主観的健康感（思い込み）が強く、身体所見があっても本人の認識は乏しい。そして何よりも健康教育への参加が得られにくい世代である。また、大学生時代は、親や教師などの規範から解放され、自由に行動できるようになる反面、まだまだ自己管理能力も十分ではなく、将来社会人として健康な生活を営んでいくためには心配な点が多い。こうした世代を対象として健康教育を有効に進めるには、対象者自身が自分の置かれている状態や状況を客観的に判断できる指標を示すことが必要である。

従来本学で実施されてきた健康審査は、学校保健法による身体計測や疾病異常の早期発見のために行われており、二次予防に重点が置かれていた。しかし、生活習慣病が増加し続ける昨今、病気になってしまってから指導では遅すぎるという観点から、病気にならないための一次予防への対策が求められる。そこで、学生たち自身が現在の生活を見直し、問題点に「気づく」機会をつくり、一人一人に合わせた改善へのアドバイスをすることを目的として、健康状態調査および個別健康指導を実施した。

2. 実施方法

(1) 対象

対象は本学に在学する学生とし、女性224名、男性103名の内、回答者はそれぞれ210名と96名であり、回答率は、女性93.4%、男性93.2%であった。

年齢分布は、19歳までが全体の55.6%、20歳から29歳までが34.0%、30歳から39歳までが7.8%、40歳以上が2.6%であった。

(2) 身体状況調査の実施

身長と体重については、本学で毎年4月に実施している健康審査の結果を利用した。また、体脂肪率の測定は、アンケート調査の実施と平行して行った。

体脂肪率は、(株)タニタ製のPBF-101を用い、インピーダンス法(生体電気抵抗測定法)で測定した。

身長と体重からBMI (Body Mass Index)値を下記の式で計算し、体脂肪率との関係から表1のように体型の判定を行った。

$$\text{BMI} = \text{体重 kg} / (\text{身長 m})^2$$

表1 体型判定基準

BMI	18.5未満	18.5以上25未満	25以上
体脂肪率			
女17%・男14%未満	やせ	適正	適正
女17%以上30%未満 男14%以上25%未満	適正	適正	適正
女30%・男25%以上	かくれ肥満	かくれ肥満	肥満

(3) 健康状態調査の実施と個別診断表の作成

調査時期は2002年5月で、記名自己記入式調査表を配布し、その場で回答を求め回収した。

調査表には調査目的を明確に表示し、合わせて個人情報の保護に関する説明を明記した。調査項目は、①健康に関すること、②食生活に関すること、③喫煙に関することの3つに大別して設定した。各調査項目の内容とねらい、および対象者への結果通知に用いる判定基準は表2～5の通りである。

表2 疲労度判定基準

レベル1：肉体的にも精神的にも良好な健康状態を示す。 判定「問題ありません。どんどん勉強や仕事をして大丈夫。」
レベル2：肉体的な疲労が見られる状態を示す。 判定「体が少しずつ疲れています。睡眠と栄養に気をつけて。」
レベル3：肉体的疲労と精神的疲労が少し見られる状態を示す。 判定「もう無理は禁物。生活は規則正しく。」
レベル4：精神的な疲労が見られる状態を示す。 判定「気持ちが疲れています。気分転換をしてリラックスを。」
レベル5：肉体的疲労と精神的疲労が大きい状態を示す。 判定「体も心も疲れています。睡眠と栄養に気をつけて、気分転換にも心がけましょう。」

(参考資料：日本産業衛生協会編、疲労判定のための機能検査法)

表3 生活活動強度判定基準

1.4 未満	：あまり体を動かしていません。 1日 200 キロカロリー（歩行 1 時間程度）の運動をしましょう。
1.4～1.6 未満	：生活活動量がやや低いです。 1日 100 キロカロリー（歩行 30 分程度）の運動をしましょう。
1.6～1.8 未満	：生活活動量は適当です。これからも運動をしましょう。
1.8 以上	：高い生活活動量です。これからも運動をしましょう。

表4 食生活診断判定基準

20～29 点	：大変問題があります。このままの食生活を続けると、生活習慣病になる危険が大了。健康状態をチェックした上で早急に改善しましょう。朝・昼・夕の食事をきちんと摂ることが大切です。
30～39 点	：やや問題があります。自分の食生活の問題点を改善しましょう。朝・昼・夕の食事をきちんと摂ることが大切です。バランスのとれた食事（主食・主菜・副菜）を基本にいろいろな食品を食べましょう。
40～49 点	：まずまずの食生活です。これからも自分のために食生活を点検する習慣を持ちましょう。食事・運動・休養は健康を守るための三原則です。
50～60 点	：大変望ましい食生活です。これからも自分のために今の食生活を続けていきましょう。食事・運動・休養は健康を守るための三原則です。

表5 ニコチン依存度算出基準

質 問 項 目	点 数			
	0 点	1 点	2 点	3 点
1 日の喫煙本数は？	10 本以上	11～20 本	21～30 本	31 本以上
起床後最初の喫煙は？	60 分以上	30～59 分	6～29 分	5 分以内
禁煙場所で、我慢することが困難に感じる。	いいえ	はい	—	—
どの時間帯の禁煙に未練が残るか？	それ以外	朝一番	—	—
病気で寝ている時でも吸う。	いいえ	はい	—	—
起床後、1 時間に吸う本数が残り本数より多い。	いいえ	はい	—	—

(参考資料：ファガストローム, 1994 による)

① 健康に関すること

a. 疲労度

現在の健康状態を、肉体的疲労感 10 項目と精神的疲労感 20 項目について回答させ、それぞれ全くない 0 点、少しある 0.5 点、ある 1 点、よくある 2 点で合計し、5 段階に分けて表 2 のように判定した。

b. 生活活動強度

1 日 24 時間を安静状態、立ち状態、歩く状態、速歩状態、筋肉運動の 5 つに分け、それぞれの所要時間数から 1 日の生活活動強度を計算し、4 段階に分けて表 3 のように判定した。

c. 睡眠時間と朝食習慣

生活時刻の調査として、就寝と起床時刻から睡眠時間を計算した。また1日の食事の有無とその時刻を回答させた。判定基準は、7時間以上の睡眠時間の有無と、朝食習慣の有無とした。

② 食生活に関すること

a. 食生活診断

食生活調査は、食物摂取状況に関わる10項目（穀類、肉や魚、淡色野菜、緑黄色野菜、果物、牛乳・乳製品、小魚・海藻類、動物性脂肪、菓子・清涼飲料類、アルコール）、および食行動・食態度に関わる10項目（間食・夜食の頻度、食欲の有無、偏食の有無、食品の組み合わせへの意識、食事の量、楽しい食事、便秘の有無、運動習慣の有無、食事作り、調理済食品・インスタント食品の利用頻度）について回答させた。なお食物摂取状況は、ある1日の詳細な摂取状況ではなく、食物摂取の習慣について調べた。回答は、合計20項目を点数化し、最も望ましい状況から3、2、1点として、その総合計を4段階に分けて表4のように判定した。

また、自分の食生活をどう感じているか、改善したいと思っているか、についても回答させた。

b. 食物摂取の問題点

調査結果を基にして、対象者毎の食物摂取の問題点を各項目別にアドバイスした。

③ 喫煙に関すること

a. 喫煙習慣とニコチン依存度

喫煙習慣の有無について回答させた。さらに、喫煙習慣のある者については、喫煙状況から表5の方法により、ニコチン依存度を計算し、依存度6点以上を要注意の判定とした。

(4) 調査結果の指導方法

身体状況調査、健康状態調査は回収後コンピューター処理を行い、個別診断表（健康状態調査結果のお知らせ）を作成した。調査項目の中から個人の健康管理に必要な個所を選び、対象者一人一人に問題点をアドバイスした。一例を表6に示す。個別診断表についての指導は、各学科・専攻ごとに実施し、指導項目は肥満判定、疲労度診断、生活活動強度、睡眠時間、就寝時刻、ニコチン依存度、朝食習慣、食生活診断及び食生活の問題点8項目とし、それぞれについて解説を行った。学生時代は好ましい生活習慣を身につける大切な時期であることを理解させ、各個人が自分の生活をふりかえり、問題点に気づかせることを指導の主目的とした。個別指導希望者には随時対応した。指導後、個別診断表についての感想及び改善しようと思う事項を記述させた。

これらの指導と合わせて、愛媛県が主催する2002年度ヘルシーメニュー提供モデル事業の本学の取り組みとして、給食献立の栄養成分表示や、栄養指導資料の掲示、今治中央保健所健康増進課長による「生活習慣病予防について」の講演会等を実施した。こうした取り組みは、学生たちにとって健康への意識を一層高める機会となった。

表6 個別診断表の一例

平成14年度 健康状態調査結果のお知らせ					
健康状態調査の結果をお知らせします。自分の健康状態や生活状態を正しく知って、改善してください。自分の健康は自分で守りましょう。					
学籍番号		学科・専攻		氏名	
項 目	結 果	ア ド バ イ ス			
身長	1.687m				
体重	60.4kg				
B M I	21.2	18.5以上25未満が標準です。			
体脂肪率	15%	男性は14～24%、女性は17～29%が適正です。			
肥満判定		適正です。			
疲労度診断		体も心も疲れています。睡眠と栄養に気をつけて、気分転換にも心がけましょう。			
生活活動強度	1.4	生活活動量がやや低いです。1日100kcal(歩行30分程度)の運動をしましょう。			
睡眠時間	7時間25分	睡眠時間は確保できています。			
就寝時刻	0時30分	なるべく0時までには眠るようにしましょう。			
ニコチン依存度	8点	6点以上はニコチン依存度が大きく重症です。減煙について真剣に考え、取り組んでみましょう。			
朝食習慣	食べない	朝食は必ず摂りましょう。			
食生活診断		やや問題があります。 自分の食生活の問題点を改善しましょう。朝・昼・夕の食事をきちんとすることが大切です。バランスの取れた食事(主食+主菜+副菜)を基本に、いろいろな食品を食べましょう。			
食生活の問題点	エネルギー	主食のエネルギーが少し不足しています。毎食、ご飯・パン・めんなどの穀類を食べましょう。			
	たんぱく質	たんぱく質が大変不足しています。毎食、魚・肉・卵・大豆製品などを食べましょう。			
	ビタミンミネラル	ビタミン・ミネラル・食物繊維などが大変不足しています。毎日、野菜・海藻などをたくさん食べましょう。			
	カルシウム	カルシウムが大変不足しています。毎日、牛乳・乳製品・小魚・海藻・大豆製品・緑黄色野菜などを食べましょう。			
	菓子類 甘い飲料水	菓子類や甘い飲料水をとり過ぎています。とり過ぎは肥満の原因になります。気をつけましょう。			
	間食・夜食	間食・夜食については問題ありません。			
	楽しい食事	家族や友人と食卓を囲み、食事をゆつくり、楽しく味わいましょう。			
	食事作り	これからも、料理のレパートリーを増やしましょう。			

3. 結果と考察

(1) 健康に関すること

体型分布は、表7のような結果になった。女性では肥満の割合が男性よりも多く、16.8%であった。また、BMIが適正であるが体脂肪率が多い、いわゆるかくれ肥満の割合も13.9%と多かった。男性ではかくれ肥満は4.2%と少なく、逆にやせの割合が8.4%であり、女性の1.4%に比べ多かった。

表7 体型分布結果 人 (%)

対象者	やせ	適正	かくれ肥満	肥満
女性 n=208	3(1.4)	141(67.8)	29(13.9)	35(16.8)
男性 n=95	8(8.4)	70(73.7)	4(4.2)	13(13.7)
合計 n=303	11(3.6)	211(69.6)	33(10.9)	48(15.8)

女性に多く見られるかくれ肥満は、見かけは正常であっても体脂肪が多く、特に内臓脂肪が多い場合には、動脈硬化やインシュリン抵抗性の上昇から高血圧症や糖尿病などを引き起こしやすい。また除脂肪量の低下から、筋肉量や骨量の減少を招き、腰痛や骨粗鬆症などを起こしやすくなることも考えられる。一般に、かくれ肥満については、肥満に比べてその性状が知られておらず、かくれ肥満がこれらの生活習慣病の危険因子であることについての認識を広めることが必要と考えられる。

また、本調査項目の中で、運動習慣のあまりない者は、男性で38.4%、女性で62.2%にのぼり、特に女性に運動習慣のない者が多くいることがわかった。女性は男性に比べ基礎代謝量が少ないことに加え、現代社会は交通手段の発達、家事労働の電化、肉体労働の減少などにより日常の消費エネルギー量が減少しており、体脂肪量の減少と筋肉量・骨量の増加のため、日常生活の中で意識的に身体を動かすことの重要性を指導していくことが大切である。健康日本21の指標の中でも、意識的な運動を心がける人の割合や、日常生活における歩数の増加を目標としている。

疲労度診断では、表8のように、男女ともレベル5の心身ともに非常に疲れを感じている者が多く、68.7%を占めた。逆に、レベル1の心身ともに疲労感の少ない者は16.7%にすぎなかった。

表8 疲労度診断結果 人 (%)

対象者	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
女性 n=206	34(16.5)	1(0.5)	20(9.7)	5(2.4)	146(70.9)
男性 n=94	16(17.0)	1(1.1)	13(13.8)	4(4.3)	60(63.8)
合計 n=300	50(16.7)	2(0.7)	33(11.0)	9(3.0)	206(68.7)

このように、年齢が若いにもかかわらず、疲労感を強く感じる者が多いという現象は、その原因として、強いストレス、不規則な生活、食生活の乱れなどが考えられる。1996年度健康づくりに関する意識調査（財団法人健康・体力づくり事業財団）によると、1ヶ月間にストレスを感じた人の割合は54.6%、睡眠による休養を十分にとれていない人の割合は23.1%となっている。今回の調査においても、睡眠時間が7時間未満で不足している者が、全体の41.8%を占め、中でも就寝時刻の遅い者が多く見られた。

また、朝食習慣のない者が全体の20.2%、特に男性の32.2%を占め、時々食べない者を加えると、全体の43.5%を占めた。2000年度の国民栄養調査によると、20歳代の朝食の欠食率はすべての世代の中で最も高く、女性で16.3%、男性で30.5%であり、本調査の結果とほぼ一致していた。朝食を食べない、あるいは食べたくないことは、就寝時刻が遅く、睡眠時間が短いこと、また夜食習慣があることと関係していると考えられる。1日の活動エネルギーの源となる朝食をとらないことで、体にとっては、夕食から次の日の昼食まで約半日間食事が入ってこないことになり、午前中の活動に影響が出ることになる。特に、脳はその活動に多くのブドウ糖を消費するため、朝食欠食の影響は大きい。また、ストレスの解消のために睡眠は重要であり、今後の指導課題として健全な睡眠習慣と十分な朝食習慣への意識付けが大変重要であろう。

(2) 食生活に関すること

食生活診断の結果は表9に示す。「大変望ましい食生活」と診断された者と、「まずまずの食生活」と診断された者を合わせると、女性74.4%、男性65.9%で、予想以上に高い割合の学生が比較的健全な食生活を営んでいるという結果が得られた。しかし、同時に「大変問題がある」と診断された者は男性1.1%と少ないものの、「やや問題がある」と診断された者は女性25.6%、男性33.0%であり、女性の4人に1人、男性の3人に1人が食生活に何らかの問題を持っていることがわかった。本調査結果をきっかけとして、食事内容の自己点検をし、問題点の掘り起こしと解決策の発見に結びつく指導をしていく必要性があると思われる。また、総合点数の平均は女性42.3/60点、男性40.8/60点で、男女差はあまりないことがわかった。食生活習慣は基本的には個人が自らの責任で選択する問題であるが、実際には個人の力だけでその改善を図ることは難しい。健康的な食生活習慣を確立できるよう、社会環境の整備とともに教育面から支援を行い、行動変容への動機づけや知識の取得を促すことが必要である。

表9 食生活診断結果

人 (%)

項 目	大変問題がある 食生活 20～29 点	やや問題がある 食生活 30～39 点	まずまずの 食生活 40～49 点	大変望ましい 食生活 50～60 点	平均点
対象者					
女性 n=207	0 (0.0)	53 (25.6)	138 (66.7)	16 (7.7)	42.3 点
男性 n= 94	1 (1.1)	31 (33.0)	55 (58.5)	7 (7.4)	40.8 点
合計 n=301	1 (0.3)	84 (27.9)	193 (64.1)	23 (7.6)	41.9 点

次に食生活の自己評価と食生活改善意欲との関係について検討を加えた。表10に示すように、食生活の自己評価として「問題が多い」と回答した学生の内、改善を希望した者は、

女性 84.3%、男性 80.0%であり、「少し問題がある」と回答した学生の内、改善を希望した者は、女性 89.6%、男性 70.0%で共に高い値を示した。逆に「普通の食生活」と回答した学生の内、改善を希望した者は、女性 26.6%、男性 41.7%であり、「よい食生活」と回答した学生の内、改善を希望した者は女性 0%、男性 33.3%と低く、食生活に問題があると感じている学生ほど、食生活改善への関心の高さがうかがえた。これらの学生に対して適切な支援を行うことの必要性が示唆された。

表 10 食生活の自己評価及び食生活改善への意欲との関連 人 (%)

項 目	女性 (n=197)			男性 (n= 87)		
	改善希望	現状維持	意識なし	改善希望	現状維持	意識なし
問 題 が 多 い 女=51, 男=20	43 (84.3)	2 (3.9)	6 (11.8)	16 (80.0)	1 (5.0)	3 (15.0)
少 し 問 題 女=77, 男=40	69 (89.6)	2 (2.6)	6 (7.8)	28 (70.0)	8 (20.0)	4 (10.0)
普 通 女=64, 男=24	17 (26.6)	28 (43.8)	19 (29.7)	10 (41.7)	9 (37.5)	5 (20.8)
よ い 食 生 活 女= 5, 男= 3	0 (0.0)	4 (80.0)	1 (20.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)
全 体 女=197, 男=87	129 (65.5)	36 (18.3)	32 (16.2)	55 (63.2)	19 (21.8)	13 (14.9)

食環境は豊富な食物がいつでもどこでも入手可能となり、食の外部化が著しく増加し、同時に食事作りへの関与が少なくなっている。本調査においても「毎日食事作りをしている」学生が、女性 17.7%、男性 15.4%と少なかった。自分で料理を作ることができない学生も女性 14.8%、男性 19.8%いた。学生たちが日常的に食に対して関心もち、自分の食事は自分で作ることができるような指導の取り組みが必要であり、調理を実践することによって、食への理解を深め、自己の健康管理についても学ぶことは多いと考えられる。食生活改善への支援として食事作りを位置づけ、若者が手軽に作れる料理の募集や、簡単でおいしい調理法の紹介などを来年度の課題としたい。

(3) 喫煙に関すること

喫煙率は、表 11 のように、女性 10.1%、男性 43.2%、であった。これは、2000 年に実施された日本たばこ産業株式会社の調査によるわが国の成人の喫煙率、女性 13.7%、男性 53.5%とほぼ同じ割合になっている。しかし、2000 年度に本学で実施した、無記名による同様の調査結果では、女性 27.0%、男性 44.6%であり、今回の調査結果と比べると、女性の喫煙率に大きな差が見られた。今回の調査は記名式で実施したため、正確な回答が得られなかった可能性がある。

表 11 喫煙状況 人 (%)

項目 対象者	吸わない	吸う
女性 n=208	187 (89.9)	21 (10.1)
男性 n= 95	54 (56.8)	41 (43.2)
合計 n=303	241 (79.5)	62 (20.5)

表 12 ニコチン依存状況 人 (%)

項目 対象者	依存度 0～5	依存度 6以上
女性 n= 21	20 (95.2)	1 (4.8)
男性 n= 41	32 (78.0)	9 (22.0)
全体 n= 62	52 (83.9)	10 (16.1)

また、ニコチン依存度については、6点以上の重症者は、全喫煙者のうちで女性4.8%、男性22.0%であり、男性に多い結果となった（表12）。喫煙開始年齢が早ければ早いほど、また1日の喫煙本数が多ければ多いほど肺がんの危険率が高まることが知られており、早期の禁煙対策が必要と思われる。

禁煙に対する意識については、「チャンスがあれば禁煙したい」と答えた者が、全喫煙者のうちで女性62.5%、男性51.0%で、過半数が禁煙の願望を持っていることがわかった。このような願望をいかにして実践へと結びつけるかが今後の課題といえよう。また、気管支炎や虚血性心疾患のような、喫煙が発症リスクを高める疾病・病態である「たばこ病」は、喫煙者のみならず受動喫煙によるものも多く、胎児期から老年期に至るまで世代を超えてさまざまな影響を及ぼしている。禁煙対策は国民全体の健康づくりに欠かせないものであり、特に若い世代への禁煙教育はその根幹となるものであろう。今後、減煙・禁煙をめざしてより具体的な取り組みが繰り返す必要と思われる。

（4）学生の反応

今回の個別診断結果による指導に対して、学生たちの反応は、「びっくりした」「知らなかった」「こんな調査ははじめて」などの比較的初歩的なものから、「予想外だった」「予想していたが、やはりそうだった」など、ある程度自己の健康状態を把握できているものまでさまざまであったが、いずれも今回の結果をふまえて、自分の生活を見直すきっかけにしたいという感想が多かった（表13）。また、改善目標としては、「間食・夜食をしない」「朝食をとる」「運動をする」をあげた学生が多かった。しかし、歪んだ生活習慣による健康への影響は、直ちに出る訳ではないので、このような感想を実際の生活習慣の改善に結びつけるのは、大変困難であるのが実情である。また、今日、健康情報はさまざまな媒体を介して氾濫しているが、偏った情報も多く、どの情報を信じていいのかわかりにくい状況である。学生たちの健康意識を高め、健康維持のため実際の行動に結びつけるには、彼らが改善したいと考えていることは何か、実現性の高いものは何か、そのためにどのようなサポートが有効か、などの検討を行い、今後もさまざまな健康情報を個人レベルで提供する機会をなるべく多くしていくことが必要であり、更には集団の中で、学生たちが互いに刺激あって、自己改善を実践してゆけるような活動を目指したい。

表13 個別診断結果についての感想及び改善しようと思ったこと（抜粋）

- ・わかっていても実際に結果を見ると自分でもひどいと思った。
- ・データになって出てきたので現実味があり、危機感を感じた。
- ・あまり自分の健康状態について調べることがないので、自分の体や心のことが分かってよかった。
- ・自分に足りないものが何か、今後どうしていかなければならないかがわかった。
- ・自分の体のことは自分のことなのに実はよく分からないことばかりです。自分では健康だと思っていたけれど、結構問題点が多くてびっくりした。
- ・来年もやってほしいと思った。
- ・予想以上の好結果でうれしい。健康に関しては格別関心が高く健康の保持増進に努めている。これからも現在の状態を維持していきたい。
- ・疲労度診断を見て、とても疲れていることがわかって少し驚いた。

- ・客観的に自分の体を見ることができてよかったと思う。改めて自分の体型について気付いた。自分ではかなりの肥満だと思っていたので少し安心した。
- ・少し睡眠不足で、疲れ気味なのでこれからは早めに寝るように心がけたい。
- ・思った通りの結果だった。かくれ肥満となっていたけど、全然かくれていないなと思った。かなり運動不足なので、少しでも運動するように心がけようと思った。
- ・生活面に多々問題があると思った。もっと自分の身体、心を大切にしたいと思った。
- ・体を休めることも、心にゆとりを持つことも大切だと感じた。
- ・積極的にいろいろな料理を作るようにしたい。
- ・このアンケートで運動不足や食生活の問題点がよくわかったので、これから気をつけていきたいと思った。
- ・朝ご飯を必ず食べるようにしたい。
- ・規則正しい生活をすれば、食生活もバランスがとれてくると思うのでこれから頑張っていこうと思った。
- ・たばこ依存度が高いので本数を減らしていきたい。
- ・私はたばこをできるだけやめたいと思っている。でも、禁煙すると体質的に太ったり、精神的ストレスがたまるような気がするので自信がない。
- ・ニコチン依存度8点で重症という診断に驚いた。自分でも本数が多いと思っていたのですが…！「百害あって一利なし」の精神で真剣に減煙、先には禁煙に向けて努力したい。
- ・たばこの量を減らすこと、カルシウム、ビタミン、ミネラルの摂取量のことを考えて食事をするをまず目標にしたい。あとはリラックスする時間や入浴により疲れた心身をその日に回復できるように心がけたい。

4. 結語

生活習慣に関して問題が多いとされる青年期の学生に対して、個人別の健康情報を提供することにより、生活習慣を改善させることを目的として健康状態調査及び個別健康指導を実施した。今後は、さらに継続的な調査を行うことにより、個別健康指導の効果の有無や指導内容の良非についても検討していきたい。

謝 辞

今回の健康状態調査集計および個別診断表の作成にあたっては、本学非常勤講師 伊藤敏乃先生のご協力を頂きました。ここに謝意を表します。

参考文献

- 1) 社団法人日本栄養士会：健康日本 21 と栄養士活動，(2001) 第一出版
- 2) 厚生統計協会：国民衛生の動向，(2002)
- 3) 健康・栄養情報研究会：国民栄養の現状，(2002) 第一出版
- 4) 柳川 洋，中村好一：公衆衛生マニュアル，(2002) 南山堂
- 5) 細谷憲政：生活習慣病の一次予防，(1999) 第一出版
- 6) 日本肥満学会編集委員会：肥満・肥満症の指導マニュアル＜第2版＞，(2001) 医歯薬出版
- 7) 岸田典子，菅 淑江，熊野昭子：ウェルネス栄養指導論，(2001) 医歯薬出版
- 8) 田中ひさよ，熊谷秀子：すぐわかる栄養指導実習，(2001) 萌文書林
- 9) 川上雅之，岩崎英人，松原 孝：Health Science，(1996) 不昧堂出版
- 10) 浅野牧茂：たばこの健康学，(1992) 大修館書店
- 11) 斉藤麗子：たばこがやめられる本，(2000) 女子栄養大学出版部

服装の色に関する意識調査

－介護学生と施設利用者を比較して－

真 鍋 誠 子 ・ 中 西 南 ・ 伊 藤 敏 乃

I はじめに

現在の日本は、諸外国に類を見ないスピードで超高齢社会を迎え、わが国独自の対応が必然とされている。2020年には高齢化率27.8%になるであろうと予測されている。愛媛県下でも今治市は20.8%（H14年9月末現在）と高い高齢化率となっている。このような中で高齢者の生活支援・QOLの向上への対応は必然的に多方面から進められており、その中でも生活する上では最も影響の大きい衣・食・住において最近ユニバーサルデザインという考え方も導入されている。服装は年齢に伴う「らしさ」の影響を受けており、ライフサイクルのさまざまな段階にいる人々はそれぞれの時期にふさわしい着装の仕方を高齢者においては他の時期の人より期待されている。それが崩れると「若者らしくない服装」「年甲斐もなく派手な格好」といった評価を受けることが多い。

従来、服装類にはT・P・Oに合った色彩があり、食事の盛り付けには食欲がそそられる色彩がある。また住居の内装には落ち着いた色彩などが望まれていた。しかし現代生活そのものがカラフルになっている中、特に被服の構成要素としての色彩は視覚上その人らしさをもっとも表現しやすく、その人を理解する上にも重要な役割を常に果たしている。

一般的には、高齢者の服装イメージについて「地味である」と捉えがちであるが、介護学生が50歳以上も年齢差のある高齢者と関わる時その人を理解する手段としても、まずその人の服装から判断することが多いのが現実である。

II 研究目的及び仮説

本研究は施設利用者と介護学生の服装の色についての意識を比較し、両者間の認識の相違を明らかにすることにより、学生の意識が変化し、少しでも介護に生かされることを目的とする。

高齢者の介護をするとき、まず利用者の人間像、その人の特性を把握することが大前提である。服装も利用者を判断する大切な要点であるが、介護学生の高齢者のイメージと利用者の色に関する認識はかなり差があるのではないか。利用者は地味で淡い色を好み、学生も利用者に淡い色を着て欲しいと願っている。学生には学生自身も利用者も明るい色がふさわしいと思っている。髪の色については、学生と違い利用者は黒色以外は受け入れない。本研究にあたり以上の仮説をたてた。

III 研究方法

- 1 調査対象 今治市近郊の介護老人福祉施設、介護老人保健施設の利用者
男性 23人 女性 103人 合計126人
本学に在籍する介護福祉士と訪問介護員を履修中の学生
男性 38人 女性 87人 合計125人

- 2 調査方法 利用者 質問紙による面接調査
学生 質問紙でその場にて回収
- 3 調査時期 2002年7月～9月
- 4 調査内容 色への関心に関する項目 (3色のうち、第1位の色のみを資料とした)
・利用者
着用衣服として好む色・好まない色 (49色より順に3色選択)
職員の衣服として望む色・望まない色 (49色より順に3色選択)
施設内の色として望む色・望まない色 (49色より順に3色選択)
茶髪に関する項目3項目
髪の色として好む色・好まない色 (4サンプル写真より複数選択)
・学生
着用衣服として好む色・好まない色 (49色より順に3色選択)
高齢者の衣服として望む色・望まない色 (49色より順に3色選択)
茶髪に関する項目3項目
髪の色として好む色・好まない色 (4サンプル写真より複数選択)
結果を単純集計し χ^2 検定により利用者と学生間の有意差を調べ検討した。
- 5 調査資料 配色カード104aの中から49色を選び、4種類のトーン別 (vivid, pale, dull, light) に、12色相 (R, r0, y0, Y, YG, G, BG, gB, B, V, P, RP) と無彩色のW, Gy5.5, Bkをグレーの台紙に貼り、カラーサンプルとした。各サンプルのサイズは3.5cm×1.5cmとした。

IV 結果及び考察

1 調査結果

1) 調査対象者の属性

回答者の属性を年齢、性別に示すと表1、表2となる。利用者の年齢分布では80歳代が半分以上を占める。

表1 施設利用者の属性

年齢	全体 126	男性 23	女性 103
50歳代	1(0.8)	1(4.3)	0(0.0)
60歳代	7(5.5)	4(17.4)	3(2.9)
70歳代	37(29.4)	6(26.1)	31(30.1)
80歳代	59(46.8)	8(34.8)	51(49.5)
90歳代	21(16.7)	4(17.4)	17(16.5)
100歳代	1(0.8)	0(0.0)	1(1.0)

表2 学生の属性

年齢	全体 125	男性 38	女性 87
18,19歳	55(44.0)	13(34.2)	42(48.3)
20～24歳	38(30.4)	14(36.9)	24(27.6)
25～29歳	15(12.0)	6(15.8)	9(10.4)
30～34歳	8(6.4)	3(7.9)	5(5.8)
35～39歳	2(1.6)	1(2.6)	1(1.1)
40～44歳	2(1.6)	0(0.0)	2(2.3)
45～49歳	1(0.8)	0(0.0)	1(1.1)
50～54歳	3(2.4)	1(2.6)	2(2.3)
60～64歳	1(0.8)	0(0.0)	1(1.1)

2) 衣服の色に関する意識

利用者が着用衣服の色として好む色を図1、好まない色を図2に示す。学生が着用衣服の色として好む色を図3、好まない色を図4に示す。学生が高齢者の衣服の色として望ましいと感じる色を図5に、望ましくないと感じる色を図6に示す。利用者が施設職員の衣服の色として望ましいと感じる色を図7に、望ましくないと感じる色を図8に示す。

図1 利用者が好む色

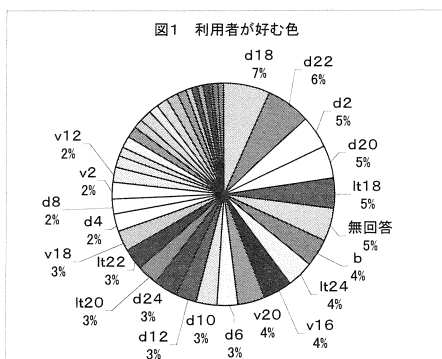


図2 利用者が好まない色

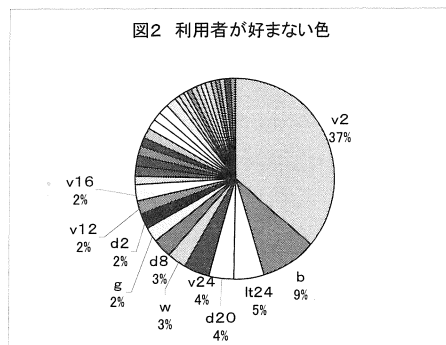


図3 学生が好む色

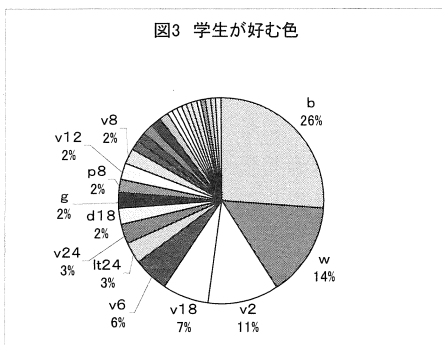


図4 学生が好まない色

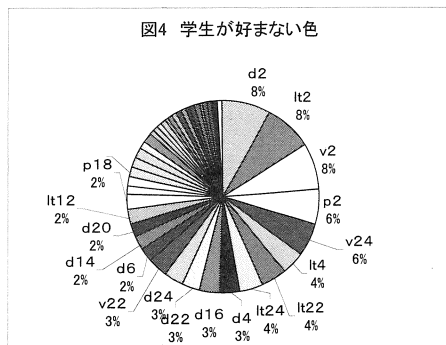


図5 学生が高齢者に望む色

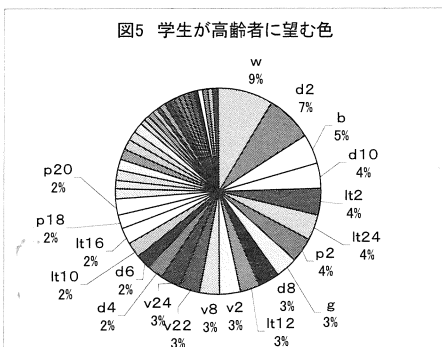


図6 学生が高齢者に望まない色

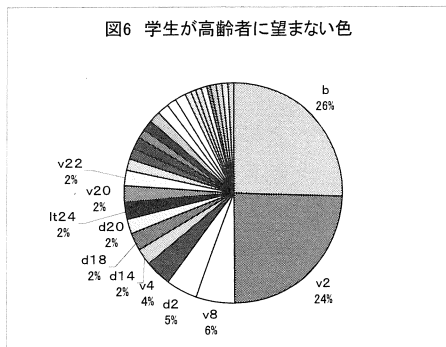


図7 利用者が施設の職員に望む色

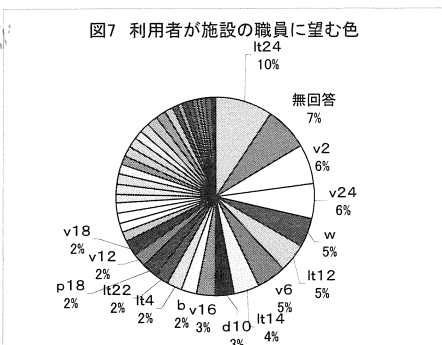
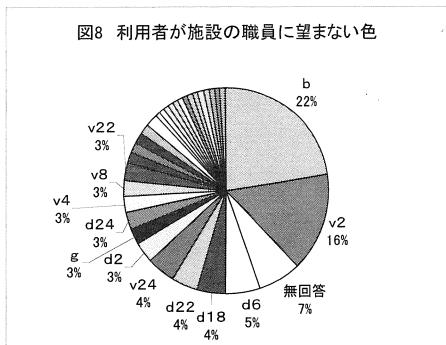


図8 利用者が施設の職員に望まない色



(1) アンケート結果

利用者が着用したい色としてはにぶい青、にぶい紫、にぶい赤、にぶい青紫、あさい青などが好まれ、学生が高齢者の衣服として望む色は白、にぶい赤、黒、にぶい黄緑、あさい赤などであり、利用者が着たい色と学生が着て欲しい色にはかなりの差がある。利用者の着たい色は鈍く、目立たない色であり、学生は高齢者に清潔感のある白を一位に選んでいる。これは白の特徴として汚れやすい、色が黄ばみやすいと思うことと、やはり色素沈着してくる高齢者の皮膚の色には似合わないと思っていると考える。

学生が利用者に望まない色は黒、さえた赤、さえた黄、にぶい赤、さえた赤みのオレンジなどである。利用者が着たくない色はさえた赤、黒、あさい赤紫、にぶい青紫、さえた赤紫などである。利用者が職員に着用を望まない色は黒、さえた赤、にぶい黄みのブラウン、にぶい青、にぶい紫などである。学生が高齢者に望まない色と、利用者が着たくない色と、利用者が職員に望まない色はさえた赤と黒が多い。これは生活の場の中にはあまりに目立つ色を好まないものと考えられる。利用者が職員に望む色はあさい赤紫、さえた赤、さえた赤紫、白、あさい緑などであり、全体として暖色を着てほしいと思っている。周囲が暖かいというのは気持ちも穏やかになるものと考えられる。

学生が着たい色は黒、白、さえた赤、さえた青、さえた黄みのオレンジであり、学生が着たくない色は、赤系統で比率は少なくバラエティに富んでいる。又、学生が高齢者に着て欲しい色は前述しているように片寄った傾向はみられない。学生自身は着たい色が顕著であるが、着たくない色と高齢者に着てほしい色は個性と高齢者に対する概念が違う為にバラつきがあるのが特徴としてあらわれている。学生の高齢者像は施設のみでなく自分達が生活の中で関わる健康な高齢者も含まれているため捉えかたにバラつきがあるものと考えられる。

(2) アンケート結果に対する学生の反応

アンケート結果のうち図1～図6を学生に提示し、学生が結果をどのように捉えたかを以下に述べる。

学生は、利用者の好む色・好まない色を比較すると青系統や赤でも落ち着いた赤を好み、鈍く、明るさをおさえた地味な色や落ち着いた色を好み、色の好き嫌いには統一性があると捉えている。また高齢者は自己の体型を考慮し、色を選んでいると捉えている。もう少し明るい色や白、赤など遠くからでも目立ちそうな色を着て欲しいと望んでいる。

学生は、学生の好む色・好まない色を比較すると明るい色、はっきりした色を好み、はっきりしない淡い色を好まないと捉えている。組み合わせの簡単な黒を好み、子供のころからなじみのある色を好んでいると考えている。

学生は、利用者と学生の好む色・好まない色を比較し、学生が高齢者に着て欲しくない色と利用者が着たくない色が一致し、学生が好きな色と高齢者に着て欲しくない色は同じであることに多数が気づいている。色について、青は寒色であり冷たいイメージがあるが、癒しの色として捉え、黒については高齢者は着ることを縁起が悪いと考えているが、学生はおしゃれな色と捉えている。高齢者と学生それぞれに固定観念をもち、色への意識が対照的なものもあると考えている。

3) 茶髪に関する意識

茶髪についての意識3項目を利用者と学生で比較し、両者間の有意差を調べ、その結果を表3に示す。

利用者、学生共に就職活動の時は黒髪を望むが、就職したあと学生は茶髪も認めている。「学生の間は髪を自由に変えてもかまわない」、「就職した後は茶髪より黒髪の方が良い」の項目で有意差が認められた。利用者は職業の如何にかかわらず黒い髪を望んでいる。学生はファッションを重視し、髪の色もその一つとして捉えている。

表3 茶髪についての意識

項目	人(%)	
	利用者 (N 126)	学生 (N 125)
学生の間は髪を自由に変えてもかまわない	35 (27.8)	109 (87.2) ***
就職活動のときは茶髪よりも黒髪のほうが良い	113 (89.7)	106 (84.8)
就職した後は茶髪より黒髪の方が良い	106 (84.1)	80 (64.0) ***

*** $\chi^2 < 0.001$

4) 好ましいと感じる髪の色について

薄い茶の髪、黒髪、緑がかった茶の髪、濃い茶の髪の4種のサンプルから、利用者、学生が好ましいと感じる髪の色を複数選んだ結果を、表4に示す。

利用者が好ましいと感じるのは②の黒髪で、次が④の濃い茶の髪である。学生が好ましいと感じるのは④の濃い茶の髪で、次が①の薄い茶の髪であった。両者とも③の緑がかった茶の髪は嫌いな髪色であった。

表4 髪の色



茶髪と思う色

人

写真の番号	①	②	③	④
利用者	120	28	42	75
学生	87	44	20	71

好きな髪の色

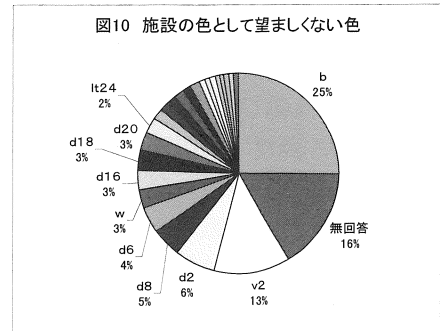
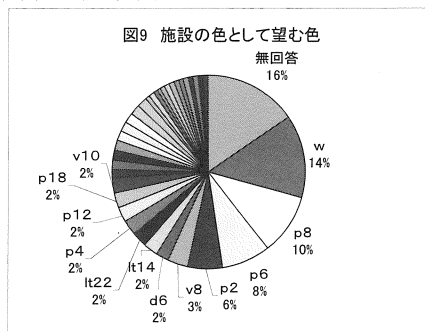
利用者	8	91	6	30
学生	50	42	4	71

嫌いな髪の色

利用者	77	18	100	37
学生	12	9	114	3

5) 施設内の色について

利用者が施設内の色として望む色と望まない色を図9、図10に示す。



施設内に望む色は白、うすい黄、あさい黄みのオレンジ、あさい赤、さえた黄である。望まない色は黒、さえた赤、にぶい赤、にぶい黄、にぶい黄みのオレンジであった。

使ってほしい色には清潔感が感じられ、刺激の少ない色が好まれ、使って欲しくない色は学生が高齢者に着てほしくない色と類似している。

3 考察

今回の調査結果は施設利用者を対象としていることに関係があると考えられる。反面学生は、施設の利用者の他に家庭や社会の高齢者と関わっており高齢者の服にも明るい色を好んだのではないかと考える。赤系の色が多く入っているのはこの結果ではないかと考える。利用者が職員（学生も含む）に着て欲しい色には、学生が利用者に着て欲しい色と似ており生活の中に淡く溶け込むような色が好まれている。施設の職員（特に介護職）の制服にはよく使われている色である。利用者は自身の衣服には寒色系を好み、職員の衣服には暖色系を望んでいる。

髪の色について利用者は日本人の髪色として自然な色を好み、学生は明るい色を好み黒色の髪はおしゃれと感じていない。緑がかった色は髪の色として服装とのコーディネー

トが難しいため避けていると考えられる。

V まとめ

目的と仮説にあげた点について、今回の研究を通して明らかになった事項をまとめると以下ようになった。

まず、施設利用者と介護学生の服装の色について両者の認識の相違が明らかになった。利用者は色の好き嫌いには統一性があり、青系統や落ち着いた赤のように鈍く、明るさをおさえた地味な色や落ちついた色を好んでおり、学生は高齢者にもう少し明るい色を着て欲しいと望んでいることがわかった。高齢者は個人差があるが自分の肌色、髪形、好みの色など全般に感性豊かで生き生きとして快いイメージを持つ色彩が好まれ、求められることがわかった。年齢に伴って発生する“服装のらしさ”は流行の傾向、個人の主義、主張、あるいは個人が形成している似合いの基準を色においても表出している。

高齢者の介護において基本的なことは、介護の対象者がその人の健康な時の生活にどれだけ近づけるかということであろう。言いかえるとQOLをいかに向上させるか、いかに満足した生活を送っていただけるかにあると考える。高齢社会がさらに進む将来に向け、衣・食・住の中で衣の部分を充足すること、自分の好きな色の服を着ることで気持ちの持ち方も変わってくると考える。

学生の実習において、実習着には清潔な色、暖かい色、可愛い色など考慮してきたが、利用者には淡く落ち着く色の衣服が好まれることがわかった。もう少しはっきりと傾向がでるものと思ったが、個性とともに好む色、好まない色は学生も利用者も好みはバラバラである。利用者の好きな色を把握し、他の諸条件とともに色にも満足した快適な生活を送っていただけるよう介護者として認識し今後の教育に生かしていきたい。

VI 謝辞

この研究にあたって質問紙調査に御協力下さった介護老人福祉施設、介護老人保健施設の利用者・職員の皆様と本学の学生に深謝致します。

参考文献

- 小山京子 衣服着装に関する高齢女性の意識 美作女子大学・美作女子短期大学部紀要Vol.43 1998
神山進 衣服と装身の心理学 関西衣生活研究会 1990
伊藤好恵 シルバー世代の女性衣服に関する研究(第1報) 文化女子大学室蘭短期大学紀要第25号2002
高岡朋子他 高齢者の服装行動の実態と意識 北海道女子大学短期大学部研究紀要 第36号 1999
伊藤敏乃 短期大学生による高齢者の服装評価 今治明德短期大学紀要 第25集 2001
総務省統計局 『国勢調査報告書』 2000

シュリ スワミ サマルスの示した超能力の種々相について

On Various Sorts of Supernatural Power Demonstrated by Shri Swami Samarth

渡 部 英 機

インドにはヨガ行者即ちヨギと呼ばれる超能力を発揮する人達がいることはよく知られているところであり、その最たるものは、現在76才でなお盛んにその超能力を帰依者達に示し、教えを説き、奉仕活動を行っているスリ サティア サイババであると言ってよいであろう。著者は彼のような超能力を発揮すると同時に人々を教え導く聖者に深い関心を持ち、サイババ、パラマハンサ・ヨガナンダ、イエス キリスト、スリ ベンカイア スワミについての研究を報告してきたが、今回は上記の超能力者で聖者とされている人物よりも遥かに知名度が低く、インドの一地方に限られて知られている「アカルコト スワミ」とか「シュリ アカルコト マハラジ」とも呼ばれる超能力者の聖者について報告する。日本にもこのような人物は存在し、役の小角、弘法大師空海が名高く、もっと新しい時代では、中山みき、油井真砂尼などが知られているが、宗教・信仰の対象として偶像化され崇拜されるようにならなかった場合は、段々忘れ去られていることは残念なことである。現代は科学万能の時代とされており、自然科学の証明に必要とされている再現性という条件にそぐわなければ否定されたり無視される場合が多い。しかし乍ら、日本でも数少ない科学者は再現性の難しい超能力を一方的に否定することなく、そのメカニズムや生理現象について研究しており、特に、透視、気、眼力などの存在は認められ、そのメカニズムが解明されつつあるのは喜ばしいことである。これらの超能力は我々人類の進化の方向を示唆しているのではないか、人類の進化とは意識程度の高度化であろうし、超能力者の聖者方が示しているようなものではないだろうか、と著者は考えている。従って、そのような聖者について知ることは、人類の目指すべき道を探り求める一助となるものであり、正しい人生観の形成や正しい生き方を求める人達に、豊かな人生の指針を示すものとなるだろう。

1. シュリ スワミ サマルスの特徴など

シュリ スワミ サマルス（以下スワミと呼ぶ）は1856年の9月か10月にアカルコト（インド、マハラシュトラ州、ボンベイの南東でショラプールとジャヤプールの中間点から少し東方の町）に初めて現れ、そこに22年間とどまり、1878年5月8日にこの地で肉体を去った。彼のことはマラティ語でしか紹介されず、英語版は1994年にE. バラドワジャによって書かれたものがあるだけである。故にインド国内でも彼のことは余り広く知られておらず、まして外国では殆ど知られていないようであるが、現在でも帰依者達のアカルコトへの巡礼は続いている。

この聖者の特徴は、説教によってでなく直接体験即ち彼の超能力の体験や短い言葉によっ

て帰依者や弟子その他を教え導いたことである。その直接体験は彼らの間違った考えや悪い行いを止めさせるとか、より高い意識状態や人生観・生き方へと導くものであった。更に、彼は死後も帰依者達の夢に現れて、助け導いていることが知られている。

生前中の彼の肉体は、高齢になっても皺がなく青年のようだった、目付きが射抜くように鋭かった、言葉を3度くり返すことが多かった、時々ひどい毒舌を発した、カースト・信条・共同体の違いによって人を区別しなかった、と言われている。又、彼は自分の誕生地、誕生日、父母、兄弟などについて一切言わなかったのも、これらについては全く不明である。もう1つの興味深いことは、この聖者を訪問した人達は、自分達が信仰する神からアカルコトに行くように、そこにその神の化身がいるからと言われた場合が多いことである。その神とは、ダッタトレヤ神（最高3大神ブラーマ神、ビシュヌ神、マヘシュワラ神の合体神）の場合が多く、シバ神（マヘシュワラ神）の場合や他の神の場合もあった。従って、帰依者達はスワミのことをダッタトレヤ神の化身として崇拝している場合が多い。

2. その超能力の種々相

- 1) 予知・予言：(1) 奇妙なことをしていて質問され、「私は軍隊を召集している」と言った。その後1857年、インド独立の最初の戦争が起こった。(2) スワミは宮廷で1つ1つの大砲の砲身の中に頭を入れて戯れる真似をした。その後の独立戦争でインドの英雄達は英国軍によって丁度それと同じ目にあわされた。(3) 立派なヨギがスワミに会いに来ようとしていることを予知しラジャ(王)に迎える準備をするように言った。(4) スワミ自身の死期が近づき病気になった時、「自分はもう回復しない」と言った。
- 2) 透視・千里眼：(1) 帰依者がアカルコトから家に帰ろうとした時、「河が氾濫した」と言って、帰るのを止めた。しかし帰依者がこっそり駅に行くと、鉄道便は河の氾濫によって止まっていた。(2) 妊婦の腹の中の子供の性別を言い当てた。(3) ある人がお菓子の中にダイヤを隠してスワミに差し出すと、スワミは手を触れずに怒鳴りつけ、「ダイヤは私にとっては石ころと同じだ」と言った。
- 3) 他者の思い・行いを感知し、助け導いた：(1) スワミが躰をかいて眠っていると、傍の人がその眠りを訝った。スワミはすぐに目を開け、「君の疑問は根拠がない」と言い、次の瞬間躰をかいていた。スワミは肉体的に眠っていても意識は目覚めていた。(2) ある人がスワミの要求で靴を渡し、スワミは立ち去ったが、彼が後悔すると、どこからかスワミが戻ってきて、靴を返した。(3) レスラー達の前で彼らの悪業を次々に話し、昨夜殺した牛に水をふりかけて生き返らせた。(4) 帰依者の妻が腹痛に耐えられず自殺しようとした時、弟子をそこに派遣して自殺を止めさせ、その後凝視によって腹痛を治した。(5) 人が見た夢の内容を知っていた。
- 4) 同時存在（肉体はある場所にいるのに同時に別の場所に肉体を出現させる）あるいは幽体による出現：(1) ある帰依者の家にいたのに、ショラプールの税務署にその人の息子の姿で行き、出勤簿にサインして、遅刻した息子を救った。(2) 帰依者の願いに応じて、刑務所からの逃亡者の前にサドウ（托鉢行者）の姿で現れて足止めした。(3) 弟子が自殺しようとしているのを知って現れ、自殺を止めさせ、母親と兄弟の許

に連れて行き、姿を消した。

- 5) 病気を治した：(1) チフスで昏睡状態の帰依者のところにきて、足で3度触れ、少しの間傍にいて立ち去った。病人はその時から回復に向い3日で治った。(2) 目が見えなくなった少年の首に、スワミ自身の首にかけていた花輪をかけ、2つの花を両目に当てた。少年は大きなエネルギーが体を貫く感じがして目が見えるようになった。(3) サソリに刺されて悲鳴をあげた女性に、スワミはサンダルを投げた。女性がサンダルに手を入れると痛みがなくなり、手を出すと痛みが再発したので、サンダルに手を入れたまま眠った。(4) 頭に腫物がある人の夢に現れて、その腫れに触った。すると腫れは消えた。その人が目を覚ました時、腫物はぺしゃんこになっていた。(5) 巡礼者達が高熱で寝ているところに来て彼らを一瞥すると、彼らは忽ち回復して元気になった。
- 6) 食物を増やした：(1) 帰依者夫妻が招待した客人が予定の40人でなく数千人になって困った時、スワミは夫妻に助言を与え、新しい箆に40人分の食事全部を入れさせ、神棚の神像をその上に載せるなどのことをさせてから、食事を皆に給仕させた。給仕は夕方まで続き、終わった時、箆には40人分の食事が丸々残っていた。
- 7) 物質化・物質変換：(1) パンチャロハ（5つの金属の合金）のパドゥカ（履物）を物質化（生み出す）して弟子に与えた。(2) スワミが弄んでいた骨を、貧しい人にプラサド（供物のお下がり）として与えると、その人の手に触れた瞬間それは金に変わった。
- 8) 自分の体重を軽くした：(1) スワミを駕籠で運んでいた帰依者達が疲れてしまった時、その一人が、「もしあなたが体重を減らして下されば私達はもっとあなたを運べるのですが」と言った。スワミはそうしようと言って、駕籠に座った。彼らが駕籠を持ち上げると、スワミは前よりずっと軽くなっていた。
- 9) 動物を諭したり、鎮めた：(1) 悪戯をしていた猿が捕まえられ殺されそうになった時、スワミは猿にこれからは悪戯をしないよう諭し、温和しい猿に変容させ、猿の命を救った。(2) 荒れ狂っていた象の前に向って歩いて行き、鎮まらせた。

3. 死後の出現

- 1) スワミの死の報せを聞いた弟子が嘆き悲しんでいると、夜スワミが肉体をもって現れ、「私は死ななかった。私は完全に生きている」と言って慰めてから、姿を消した。
- 2) 死後3日目に、墓所の前で悲しんでいた帰依者の前に肉体の姿で現れた。帰依者はその足に触ったが、生前の足と同じだった。そして、その姿は突然消えた。
- 3) 死後5日目に、生前スワミが訪問を約束していた帰依者の家に来たが、食事はせず、にっこり笑うと姿は空中に消えた。

4. シュリ スワミ サマルスとシルディのサイババとの同一性（両聖者が同一であることを互いに言葉で言ったり、示した）

- 1) スワミがこの世を去ろうとしていた時、帰依者が、「もしあなたが去ってしまわれたなら、私達は何を頼りにすればよいのでしょうか」と言うと、スワミは、「私の顕現はシルディにいる。そこに行きなさい」と言った。
- 2) 癲癇の人が初めてシルディに行き、ババの恵みで病気は徐々に治った。家に帰ろうとした時、ババは、「私は以前2ルピーをあなた達に与えた。今度は3ルピーを与えるから、礼拝のためにもっていなさい」と言った。彼は帰宅して母親に、ババの謎のような言葉を話した。母親は少し考えてから、「あなたが小さかった頃、お父さんは私達をスワミの所に連れて行ってくれました。その時、スワミは礼拝のために2ルピー下さいましたが、やがて礼拝はなおざりにされ、2ルピーはどこかへ行ってしまいました。きっと今度も同じスワミが、シュリ サイババの姿であなたに祝福を与えて下さったのです」と言った。
- 3) スワミは死後、帰依者の夢に現れて、「私はシルディにいる。そこに行きなさい」と言った。彼はシルディに行き、滞在していたが、アカルコトへ行きたくなり、ババの許しを求めた。ババは言った。「アカルコトに何があると言うのかね。あのスワミは今私の姿でここにいる」
- 4) 最近（1990年代）、ラトナンマ夫人がスワミの伝記を読み始めてからのある夜、腕が長く背の高いサドゥ（托鉢行者）が夢に現れた。彼は下着だけを着け、手に真鍮の器をもっていた。夫人はスワミ サマルスであると強く感じた（夫人はスワミの写真を見たことがなかった）。彼は夫人に、夫人がミルクを差し出すと約束したと言った。そして、夫人は目が覚めた。その後、夫人はスワミの写真を見て、あれがスワミであったことを確認した。しかし夢の意味は分からなかった。夫人はミルクを差し出すと誓っていなかったからだった。その後、1週間ほど娘の家に行っていた姑が帰宅し、娘が病気になるのでシュリ サイババにお願いし、回復したらミルクを差し上げますと約束し、病気が治ったと話した。夫人はこの話によって、両聖者が1つであることを悟り、姑はサイババにミルクを約束し、それを夫人に要求したのはスワミ サマルスであったことが分かった。

考 察

シュリ スワミ サマルスは様々な超能力を現して人々を助け導いたので、多くの人がアカルコトを訪問するようになり、それは今日も続いている。その死後も帰依者の夢に現れていることは、スワミが顕幽（あの世とこの世）境を異にしても、この世の人々の状況・心情を感知して応答することができることを示すものであり、これは他の聖者スリ ベンカイア スワミィやシルディのサイババも示していることである。これらの霊的現象は人の直接体験によって知られるものであるが、心霊科学では、死後も人はこの世と交信可能であることが常識となっており、その場合、仲介者として霊媒とか霊視能力者、霊聴能力

者が必要である。しかし、スワミのような聖者の場合は、そのような仲介なしに直接帰依者などに対して自らを示すことができるほど強力であると思われる。

引用・参考文献

- 1) Acharya E. Bharadwaja: The Supreme Master (Shri Akkalkot Maharaji), Sree Gurupaduka Publications, India (1994)
- 2) ditto: Sai Baba The Master (渡部英機訳、サイババ ザ マスター、日本サイババ研究会、1997)
- 3) P. Subbaramaiah: Avadhuta Leela, Life History of Bhagavan Sri Venkaiah Swamy (同上、バガヴァン スリ ベンカイア スワミの生涯、同上、2002)
- 4) 板谷樹、宮澤虎雄：心霊科学入門、(財)日本心霊科学協会(1979)
- 5) 瀬戸明、湯浅泰雄：科学的是非の決定に普遍的に通用している方法論的な判断論理系の前提に関する2つの深刻な誤謬とその実例、人体科学会第12回大会抄録集53、54頁(2002)
- 6) 町好雄、劉超：透視状態における人体の生理現象、同上、45、46頁(同上)

編集委員

赤澤 淳子
市川 ひろみ
濱島 淑恵
金子 ルリカ

執筆者紹介（執筆順）

佐藤 晃一	今治明德短期大学 学長
赤澤 淳子	幼児教育学科 助教授
三吉 愛子	西広島福祉学院 非常勤講師
市川 ひろみ	幼児教育学科 助教授
岡本 直行	幼児教育学科 助教授
小池 美知子	幼児教育学科 助教授
重成 久美	幼児教育学科 講師
井上 雅彦	兵庫教育大学 発達心理臨床研究センター 助教授
山口 洋史	兵庫教育大学 障害児教育講座 教授
野口 学	幼児教育学科 教授
濱島 淑恵	生活科学科 講師
原 映子	生活科学科 教授
河野 弘美	生活科学科 助教授
阿部 清子	生活科学科 講師
真鍋 誠子	生活科学科 助教授
中西 南	幼児教育学科専攻科 講師
伊藤 敏乃	今治明德短期大学 非常勤講師
渡部 英機	生活科学科 教授

平成15年 3月25日 印刷
平成15年 3月28日 発行

編集発行者 今治明德短期大学
今治市矢田甲688

印刷所 原印刷株式会社
今治市喜田村1-2-1

REPORTS OF RESEARCH

IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE

No.27

CONTENTS

New Trials of our College	Koichi SATO.....	1
The Present Situation and Poblems on Childcare Support Systems of Enterprises in Ehime Prefecture ...	Junko AKAZAWA and Aiko MIYOSHI.....	3
An Analysis on Possible Influence on Peace of Conscientious Objection	Hiromi ICHIKAWA.....	17
Shape and Hues of Sculpture	Naoyuki OKAMOTO.....	27
A Study of Musical Activity for Handicapped Children	Michiko KOIKE.....	39
Self-training program about communication method to autism for preschool teachers in charge of handicapped children	Kumi SIGENARI , Masahiko INOUE and Hiroshi YAMAGUCHI.....	55
Occupation by the Allied Forces and the Educational Scene in Ehime Prefecture	Manabu NOGUCHI.....	65
The Study in the Effect and Cooperation of the Care Support System in the Society and the Workplace	Yoshie HAMASHIMA.....	79
A Trial of Individual Health Guidance for Junior College Students by the Survey on Their Health Condition I	Eiko HARA , Hiromi KOUNO and Kiyoko ABE.....	91
The investigations into the consciousness about a color of clothes Students of care workers versus users of care homes ...	Seiko MANABE , Minami NAKANISHI and Toshino ITOU.....	103
On Various Sorts of Supernatural Power Demonstrated by Shri Swami Samarth	Hideki WATANABE.....	111

March 2003

IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE